### 平成26年版

## 滋賀県の労働条件

(平成 26 年 労働条件実態調査結果報告書)

# 滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

## 目 次

I. 平成26年 労働条件実態調査の説明	
1 調査目的	1
2 調査時点および実施期間	1
3 調査対象	1
4 調査方法	2
5 調査項目	2
6 用語の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7 調査結果の利用上の注意	4
Ⅱ. 調査結果	
労働者、管理職者の男女の割合 (1)労働者の男女の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1) 労働者の男女の割合	6
	O
労働組合	_
(3) 労働組合の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(4) 労働組合への非正規社員・職員の加入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
休日・休暇制度	
(5) 週休制の形態	9
(6)年間休日総数	10
(7) 年次有給休暇の付与および取得の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(8) 年次有給休暇の取得単位 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(9)年次有給休暇以外の有給休暇制度	14
労働時間	
(10) 労働時間短縮のための取組み	15
(11) 労使間の話し合いの機会の有無	16
育児・介護休業制度	
(12) 育児休業取得率 ·······	17
(13) 育児休業制度の有無 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(14) 育児のために就業規則等で定めている制度	20
(15) 育児のための短時間勤務制度等の最長取得期間	22
(16) 子の看護休暇制度の有無	23
(17) 子の看護休暇制度の年間利用可能日数	24
(18) 介護休業制度の有無 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(19) 過去2年間における介護休業制度の利用実績	26
(20) その他介護のために就業規則等で定めている制度	27
(21) 妊娠・出産・育児または介護を理由として退職した者に対する	
再雇用制度 ·······	28
女性が活躍するための取組み(ポジティブ・アクション)	
(22) 女性従業員の配置方針	29
(23) 女性が活躍するための取組み	30

(24)女性が活躍するための取組みの効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(25) 女性が活躍するための取組みが進まない理由	33
(26) 女性の管理職登用の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(27) 女性の管理職登用が進まない理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
多様な働き方	
(28) 雇用形態の転換制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)経営	
(29) 対応すべき経営課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(30) ワーク·ライフ·バランス(仕事と生活の調和)に関する取組み・・・・・・・・・	38
(31) ワーク·ライフ·バランス(仕事と生活の調和)に関する取組みの効果‥‥	39
メンタルヘルスケア(心の健康対策)	
(32) メンタルヘルスケア(心の健康対策)の実施の有無	40
(33) メンタルヘルスケア(心の健康対策)の実施方法	41
□. 参考表·図	
参考表 1 産業別民営事業所数及び従業上の地位別従業者数、	
従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人数	42
参考表2 事業所規模、産業、就業形態別常用労働者一人あたり平均月間出勤	
日数、総実労働時間数、所定内労働時間数及び所定外労働時間数・・・・	43
参考図1 年間総実労働時間の推移	44
参考表3 新規学卒者の初任給額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
参考表4 パートタイム労働者の1時間あたりの所定内給与額及び年間賞与	
その他特別給与額	45
参考表5 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞	
与その他特別給与額	46
参考図2 高年齢者雇用確保措置の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
参考図3 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
参考表6-1 県内の労働組合数・組合員数	55
参考表6-2 上部組織への加盟状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
参考表6-3 産業別労働組合数・組合員数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
参考図4 春季賃上げ率の推移 ······	56
	57
参考図6 年末一時金妥結額の推移	57
	0,
Ⅳ. 資料(調査票)	
(質問用紙)	58
(回答用紙)	64

I. 平成26年労働条件実態調査の説明

#### 1 調査目的

この調査は、県内の民営事業所に雇用されている労働者の労働条件の実態を明らかにし、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働関係諸機関の参考資料とすることを目的として、統計法(平成19年法律第53号)に基づく届出統計として実施した。

#### 2 調査時点および実施期間

調査時点は平成26年(2014年)6月30日現在とし、調査実施期間は7月1日から7月31日とした。

#### 3 調査対象

〇地域:県内全域

〇産業:①建設業②製造業③運輸業·通信業④卸売·小売業⑤金融·保険業

⑥飲食店、宿泊業⑦医療、福祉⑧教育、学習支援業⑨サービス業の9産業

○規模:常用労働者10人以上の民営事業所

(平成24年「経済センサス-活動調査(総務省)」の事業所名簿による)

○標本抽出法・標本数:上記名簿から無作為抽出により1,000事業所を抽出

#### 有効回答事業所の状況:有効回答事業所数 514 回答率51.4%

企業規模別

計	30人以上	10人未満	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300~999人	1,000人以上
514	348	17	149	64	71	93	56	64
事業所別								
計	30人以上	10人未満 (注)	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上	
514	105	33	286	80	63	37	15	

#### 産業別

計	建設業	製造業	運輸業• 通信業	卸売• 小売業	金融• 保険業	飲食店、 宿泊業	医療、 福祉	教育、 学習支援業	サービス業
514	30	126	34	98	20	29	85	14	78

#### 労働組合の有無別

計	労働組合 あり	労働組合 なし	無回答 (注)
514	137	371	6

(注)回答時点で10人未満となった事業所については、合計、産業別および労働組合の有無別集計では含めて集計しているが規模別集計表には含めていない。また、労働組合の有無について無回答であった事業所については、合計、規模別および産業別に含めて集計した。

#### (参考)滋賀県の産業および常用雇用者事業所規模別(10人以上)の民営事業所数

従業員規模別・産業別事業所内訳

産業			常用労働	動者規模		
<u></u>	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上	合計
建設業	402	55	24	4	0	485
製造業	1,077	293	294	241	75	1,980
運輸業•通信業	504	109	74	33	7	727
卸売業・小売業	1,828	249	133	80	9	2,299
金融•保険業	298	58	23	2	4	385
飲食店、宿泊業	913	166	69	19	3	1,170
医療、福祉	746	169	115	57	13	1,100
教育、学習支援業	201	47	15	5	5	273
サービス業	957	179	129	85	14	1,364
合計	6,926	1,325	876	526	130	9,783

※ 標本抽出元データ:平成24年「経済センサス-活動調査(総務省)」

#### 4 調査方法

郵送による通信調査で、記入は自計申告方式である。

#### 5 調査項目

- 労働者、管理職者の男女の割合
- 〇 労働組合
- 休日·休暇制度
- 〇 労働時間
- 育児・介護休業制度
- 女性が活躍するための取組み(ポジティブ・アクション)
- 多様な働き方
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)経営
- メンタルヘルスケア(心の健康対策)

#### 6 調査結果の利用上の注意

- (1)各表の計は100.0%としているが各表・各図における本調査結果集計の構成比(%)は 小数点以下第2位を四捨五入して算出してあるため、内訳の合計が必ずしも100. 0%とならない場合がある。
- (2) 一部図内のNは、有効回答事業所数を表す。
- (3) 各設問について無回答であった事業所は、有効回答数に含まれない。
- (4)サンプルが少ないものについては誤差が大きいので利用にあたっては注意を要する。
- (5) 各表の「-」は該当する数値がないものである。
- (6) 本調査は、無作為に抽出した事業所からの任意報告に基づいており、集計対象事業 所について前年の調査と同一性が確保されているわけではない。

#### 7 用語の説明

(1)非正規社員·非正規職員

「<u>非正規社員・非正規職員</u>」とは、「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」「臨時社員」などの正規社員・正規職員以外の労働者をいう。

#### (2)派遣労働者

「<u>派遣労働者</u>」とは、労働者派遣法に基づく派遣事業者から派遣され、派遣先事業所の指揮命令下で従事する労働者をいう。請負により行われる事業であって、 労働者と事業所との間に指揮命令関係がないものは含まない。

#### (3)週休制

- ・「<u>週休2日制</u>」とは、1週間に休日が2日ある制度(例えば、土曜日と日曜日が 休日など)をいう。
- ·「完全週休2日制」とは、毎週週休2日制を行っているものをいう。
- ・「**月3回週休2日制**」とは、月のうち3週に週休2日制を行っているもの(その他の週は週休1日制または週休1日半制)をいう。

- ・「**隔週週休2日制**」とは、1週間おきに週休2日制を行っているもの(その他の 週は週休1日制または週休1日半制)をいう。
- ・「<u>月2回週休2日制</u>」とは、月のうち第1週と第2週など月に2週だけ週休2日 制を行っているもの(その他の週は週休1日制または週休1日半制)をいう。
- ・「<u>月1回週休2日制</u>」とは、月のうち1週だけ週休2日制を行っているもの(そ の他の週は週休1日制または週休1日半制)をいう。

#### (4)休暇制度

- ・「<u>リフレッシュ休暇</u>」とは、職業生活の節目に労働者のリフレッシュを目的として勤続年数など一定の要件に合致する労働者に付与する有給の連続休暇をいう。
- ・「<u>ボランティア休暇</u>」とは、各種の社会貢献活動を行う労働者に付与する有給の 休暇をいう。
- ・「<u>メモリアル休暇</u>」とは、本人の誕生日や結婚記念日など記念になる日に付与する有給の休暇をいう。
- ・「 $\underline{\mathbf{9}}$  **季休暇**」とは、一般的に $7 \sim 9$  月の夏季の期間に与えられる有給の休暇をいう。
- ・「<u>教育訓練休暇</u>」とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に与えられる有給の休暇をいう。
- ・「<u>学校等行事休暇</u>」とは、労働者の子の在籍する学校等が実施する行事(入学式など)であって、その子に係るものに出席する場合に与えられる休暇をいう。

#### (5)変形労働時間制

- ・「<u>1週間単位の非定型的変形労働時間制</u>」とは日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多く、その業務の繁閑が非定型的である、あらかじめ就業規則等で各日の労働時間を特定することが困難な、労働者が30人未満の特定事業所(小売業、旅館、料理店、飲食店)では、労使協定により1週間の労働時間が40時間を超えない範囲で1日の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう(労働基準法第32条の5)。
- ・「<u>1か月単位の変形労働時間制</u>」とは、就業規則や労使協定により、1か月以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない定めをした場合、当該変形期間内において1日および1週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう(労働基準法第32条の2)。
- ・「**1年単位の変形労働時間制**」とは、労使協定により1年以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない定めをした場合、当該変形期間内において、1日および1週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう(労働基準法第32条の4)。
- ・「<u>フレックスタイム制</u>」とは、就業規則および労使協定で、清算期間(1か月以内)を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない定めをした場合、労働者にその範囲内で始業および就業の時刻を自由に選択させ、1日および1週の所定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう(労働基準法第32条の3)。

(6)年次有給休暇の計画的付与制度(労働基準法第39条第5項)

「<u>年次有給休暇の計画的付与制度</u>」とは、毎年の年次有給休暇のうち5日を超える部分を労使協定により、年次有給休暇を与える時期を計画的に定めて(夏休み等)付与する制度をいう。

(7)育児のための短時間勤務等の措置(育児・介護休業法第23条第1項)

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについて、労働者の申出に基づく**短時間勤務の措置を講じなければならない**。

(8) 所定外労働の免除(育児・介護休業法第16条の8)

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合は、<u>所定労働時間</u>を超えて労働させてはならない。

(9)子の看護休暇(育児・介護休業法第16条の2)

「<u>子の看護休暇</u>」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して、負傷や疾病にかかった子どもを世話するために与えられる休暇をいう。

(10)妊娠、出産もしくは育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度(育児・介護休業法第27条)

「<u>再雇用制度</u>」とは、退職の際に、将来その就業が可能になったときに退職前の 事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていた者について、事 業主が労働者の募集または採用にあたって特別の配慮をする制度をいう。

## Ⅱ.調 査 結 果

#### 【労働者、管理職者の男女の割合】

#### (1)労働者の男女の割合 【設問02】

正規社員・職員における男女の割合は、男性が 73.1%であるのに対し女性では 26.9%となっている一方、非正規社員・職員では、男性が 36.9%であるのに対し女性では 63.1%となっている。また、派遣労働者においては、男性が 62.3%であるのに対し女性では 37.7%となっている。

表1 正規社員・職員、非正規社員・職員および派遣労働者における男女の割合

	にお	規社員・職 ける男女の語 ()内は人数	割合	にお	E規社員・職 ける男女の語 ()内は人数	割合		派遣労働者 ける男女の語 ()内は人数	割合
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	計	
<b>△</b> #	73.1%	26.9%	100.0%	36.9%	63.1%	100.0%	62.3%	37.7%	100.0%
全体	(12,433)	(4,566)	(16,999)	(3,383)	(5,774)	(9,157)	(877)	(531)	(1,408)
00 L DI E	74.0%	26.0%	100.0%	37.5%	62.5%	100.0%	62.7%	37.3%	100.0%
30人以上	(11,365)	(3,990)	(15,355)	(3,064)	(5,099)	(8,163)	(868)	(516)	(1,384)
10~29人	66.5%	33.5%	100.0%	33.0%	67.0%	100.0%	37.5%	62.5%	100.0%
10~29人	(1,038)	(523)	(1,561)	(301)	(611)	(912)	(9)	(15)	(24)
20 - 40	72.2%	27.8%	100.0%	30.3%	69.7%	100.0%	50.8%	49.2%	100.0%
30~49人	(902)	(347)	(1,249)	(201)	(462)	(663)	(31)	(30)	(61)
50 - 00 l	68.5%	31.5%	100.0%	32.7%	67.3%	100.0%	62.6%	37.4%	100.0%
50~99人	(1,248)	(574)	(1,822)	(465)	(956)	(1,421)	(87)	(52)	(139)
100 - 000	64.8%	35.2%	100.0%	29.7%	70.3%	100.0%	39.5%	60.5%	100.0%
100~299人	(2,416)	(1,312)	(3,728)	(614)	(1,451)	(2,065)	(51)	(78)	(129)
200 - 200 1	69.4%	30.6%	100.0%	37.1%	62.9%	100.0%	59.6%	40.4%	100.0%
300~999人	(2,067)	(911)	(2,978)	(474)	(805)	(1,279)	(106)	(72)	(178)
1 000 L N L	84.8%	15.2%	100.0%	47.9%	52.1%	100.0%	67.6%	32.4%	100.0%
1,000人以上	(4,732)	(846)	(5,578)	(1,310)	(1,425)	(2,735)	(593)	(284)	(877)
7+1 = □ + + +	84.6%	15.4%	100.0%	57.6%	42.4%	100.0%	88.6%	11.4%	100.0%
建設業	(593)	(108)	(701)	(49)	(36)	(85)	(31)	(4)	(35)
生儿、牛、米	84.1%	15.9%	100.0%	47.4%	52.6%	100.0%	66.3%	33.7%	100.0%
製造業	(7,245)	(1,366)	(8,611)	(862)	(956)	(1,818)	(736)	(374)	(1,110)
運輸•	86.9%	13.1%	100.0%	66.8%	33.2%	100.0%	58.0%	42.0%	100.0%
通信業	(892)	(135)	(1,027)	(456)	(227)	(683)	(80)	(58)	(138)
卸売·	72.8%	27.2%	100.0%	27.3%	72.7%	100.0%	8.3%	91.7%	100.0%
小売業	(1,044)	(390)	(1,434)	(639)	(1,699)	(2,338)	(1)	(11)	(12)
金融•	61.5%	38.5%	100.0%	35.2%	64.8%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
保険業	(441)	(276)	(717)	(31)	(57)	(88)	(0)	(3)	(3)
飲食店、	69.0%	31.0%	100.0%	36.4%	63.6%	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%
宿泊業	(87)	(39)	(126)	(168)	(293)	(461)	(2)	(2)	(4)
医療、	31.8%	68.2%	100.0%	16.6%	83.4%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
福祉	(795)	(1,702)	(2,497)	(283)	(1,424)	(1,707)	(0)	(19)	(19)
教育、	59.7%	40.3%	100.0%	32.3%	67.7%	100.0%	_	_	-
学習支援業	(241)	(163)	(404)	(74)	(155)	(229)	(0)	(0)	(0)
# "J #	73.9%	26.1%	100.0%	47.0%	53.0%	100.0%	31.0%	69.0%	100.0%
サービス業	(1,095)	(387)	(1,482)	(821)	(927)	(1,748)	(27)	(60)	(87)

#### (2) 管理職者の男女の割合 【設問03】

管理職者の男女の割合は、男性が 86.9%であるのに対し女性が 13.1%となっている。企業規模 30人以上の事業所においては、男性が 88.7%であるのに対し女性が 11.3%となっている。

表 2 管理職者の男女の割合

	管理職全 男女の ()内に		男女0	役員における 男女の割合 ()内は人数		職における )割合 は人数	課長相当 男女の		係長相当 男女の ()内に	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全体	86.9%	13.1%	79.9%	20.1%	91.7%	8.3%	88.2%	11.8%	84.2%	15.8%
土件	(2,224)	(335)	(530)	(133)	(554)	(50)	(1,140)	(152)	(1,017)	(191)
30人以上	88.7%	11.3%	84.1%	15.9%	91.9%	8.1%	88.9%	11.1%	85.1%	14.9%
30 <b>7</b> /81	(1,859)	(237)	(343)	(65)	(474)	(42)	(1,042)	(130)	(955)	(167)
10~29人	80.0%	20.0%	74.9%	25.1%	90.7%	9.3%	82.4%	17.6%	72.9%	27.1%
10.3237	(352)	(88)	(176)	(59)	(78)	(8)	(98)	(21)	(62)	(23)
30~49人	82.1%	17.9%	78.1%	21.9%	88.1%	11.9%	83.2%	16.8%	84.7%	15.3%
30.3437	(225)	(49)	(89)	(25)	(52)	(7)	(84)	(17)	(94)	(17)
50~99人	88.3%	11.7%	85.7%	14.3%	88.9%	11.1%	90.5%	9.5%	78.7%	21.3%
30.0997	(326)	(43)	(114)	(19)	(88)	(11)	(124)	(13)	(137)	(37)
100~299人	83.5%	16.5%	82.4%	17.6%	87.8%	12.2%	81.8%	18.2%	79.2%	20.8%
100.02997	(466)	(92)	(84)	(18)	(130)	(18)	(252)	(56)	(228)	(60)
300~999人	88.3%	11.7%	93.0%	7.0%	96.3%	3.7%	84.3%	15.7%	79.1%	20.9%
300~999人	(363)	(48)	(40)	(3)	(103)	(4)	(220)	(41)	(182)	(48)
1 000   121	99.0%	1.0%	100.0%	0.0%	98.1%	1.9%	99.2%	0.8%	98.4%	1.6%
1,000人以上	(479)	(5)	(16)	(0)	(101)	(2)	(362)	(3)	(314)	(5)
建設業	91.1%	8.9%	86.1%	13.9%	92.9%	7.1%	95.5%	4.5%	94.4%	5.6%
建议未	(164)	(16)	(62)	(10)	(39)	(3)	(63)	(3)	(67)	(4)
制化业	95.4%	4.6%	84.4%	15.6%	99.1%	0.9%	97.3%	2.7%	93.2%	6.8%
製造業	(984)	(47)	(152)	(28)	(223)	(2)	(609)	(17)	(538)	(39)
運輸•	90.9%	9.1%	84.3%	15.7%	91.7%	8.3%	100.0%	0.0%	96.2%	3.8%
通信業	(100)	(10)	(43)	(8)	(22)	(2)	(35)	(0)	(51)	(2)
卸売・	90.3%	9.7%	81.0%	19.0%	96.9%	3.1%	92.5%	7.5%	87.9%	12.1%
小売業	(262)	(28)	(64)	(15)	(63)	(2)	(135)	(11)	(94)	(13)
金融•	90.7%	9.3%	100.0%	0.0%	91.8%	8.2%	85.7%	14.3%	66.7%	33.3%
保険業	(107)	(11)	(20)	(0)	(45)	(4)	(42)	(7)	(42)	(21)
飲食店、	75.0%	25.0%	55.0%	45.0%	100.0%	0.0%	80.0%	20.0%	83.3%	16.7%
宿泊業	(30)	(10)	(11)	(9)	(15)	(0)	(4)	(1)	(10)	(2)
医療、	56.1%	43.9%	69.5%	30.5%	62.5%	37.5%	42.5%	57.5%	45.0%	55.0%
福祉	(197)	(154)	(82)	(36)	(50)	(30)	(65)	(88)	(59)	(72)
教育、	81.3%	18.8%	83.3%	16.7%	71.4%	28.6%	87.5%	12.5%	56.3%	43.8%
学習支援業	(39)	(9)	(15)	(3)	(10)	(4)	(14)	(2)	(9)	(7)
<b>サービュ **</b>	87.2%	12.8%	77.1%	22.9%	96.7%	3.3%	88.3%	11.7%	82.6%	17.4%
サービス業	(341)	(50)	(81)	(24)	(87)	(3)	(173)	(23)	(147)	(31)

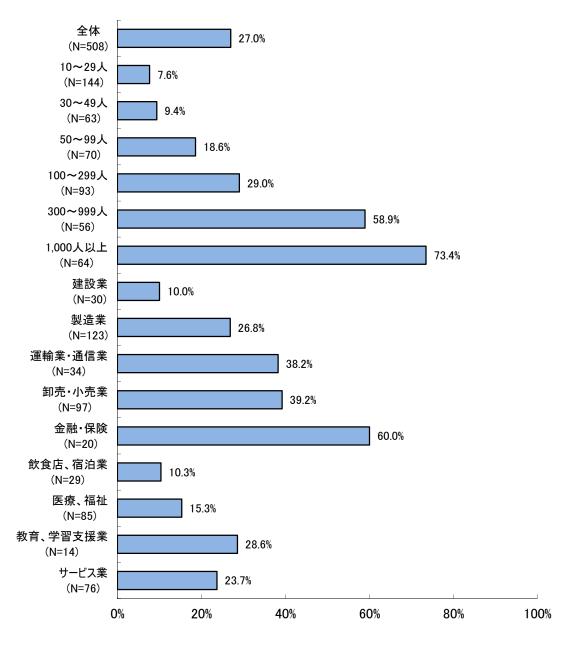
※ここでは、管理職は課長相当職以上のことをいう

#### 【労働組合】

#### (3)労働組合の有無 【設問04】

労働組合がある事業所の割合は 27.0%で、前年の 27.6%に対し、0.6ポイント下回っている。

#### 図1 労働組合がある事業所の割合(全体・企業規模別・産業別)

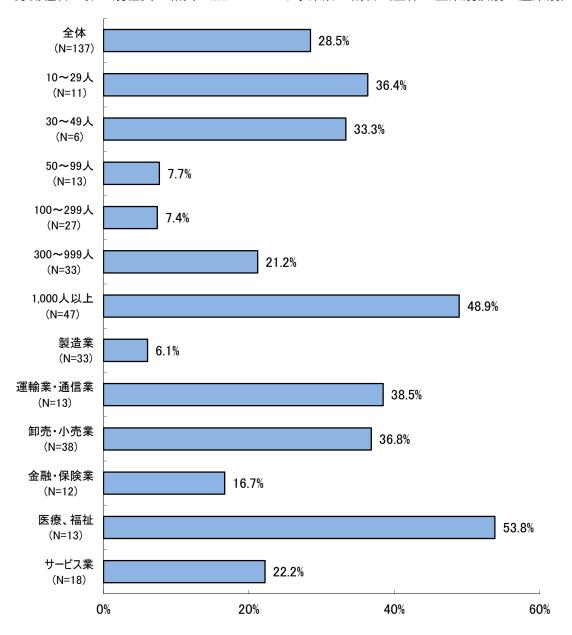


※図内のNは、有効回答事業所数を表す

#### (4)労働組合への非正規社員・職員の加入状況 【設問05】

(3)で労働組合が「ある」と回答した事業所の中で非正規社員・職員も労働組合へ加入している事業所の割合は28.5%であり、前年の26.2%に対し、2.3ポイント上回っている。

図2 労働組合に非正規社員・職員が加入している事業所の割合(全体・企業規模別・産業別)



#### ※図内のNは、有効回答事業所数を表す

ただし、「建設業」、「飲食店、宿泊業」及び「教育、学習支援業」については有効回答事業所数が 少ないため非公表としている

#### 【休日·休暇制度】

#### (5)週休制の形態 【設問06】

週休制の形態については、「完全週休2日制」または「その他の週休2日制」を採用している 事業所が全体の81.0%を占める。

#### 図3 週休制の形態(全体)

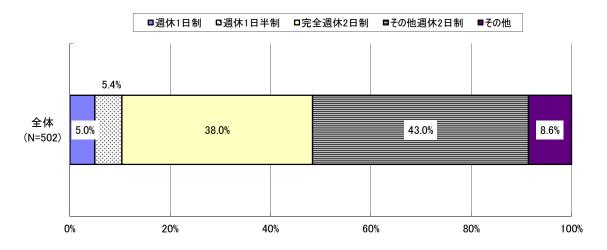


表 3 週休制の形態

	有効回答 事業所数	週休 1日制	週休 1日半制	完全週休 2日制	その他の 週休2日制	その他	計
全体	502	5.0%	5.4%	38.0%	43.0%	8.6%	100.0%
10~29人	142	9.2%	10.6%	31.7%	39.4%	9.2%	100.0%
30~49人	62	3.2%	8.1%	37.1%	48.4%	3.2%	100.0%
50~99人	70	2.9%	0.0%	42.9%	48.6%	5.7%	100.0%
100~299人	93	2.2%	3.2%	34.4%	52.7%	7.5%	100.0%
300~999人	56	1.8%	1.8%	50.0%	41.1%	5.4%	100.0%
1,000人以上	63	1.6%	1.6%	50.8%	27.0%	19.0%	100.0%
建設業	30	6.7%	6.7%	20.0%	60.0%	6.7%	100.0%
製造業	124	2.4%	3.2%	45.2%	46.0%	3.2%	100.0%
運輸業•通信業	34	2.9%	5.9%	17.6%	47.1%	26.5%	100.0%
卸売·小売業	91	4.4%	2.2%	22.0%	61.5%	9.9%	100.0%
金融•保険業	20	0.0%	0.0%	95.0%	5.0%	0.0%	100.0%
飲食店、宿泊業	28	21.4%	21.4%	10.7%	32.1%	14.3%	100.0%
医療、福祉	85	2.4%	2.4%	50.6%	31.8%	12.9%	100.0%
教育、学習支援業	14	0.0%	14.3%	50.0%	28.6%	7.1%	100.0%
サービス業	76	9.2%	9.2%	40.8%	36.8%	3.9%	100.0%
労働組合がある	136	2.2%	5.9%	43.4%	36.8%	11.8%	100.0%
労働組合がない	361	6.1%	5.3%	36.0%	45.2%	7.5%	100.0%

#### (6)年間休日総数 【設問07】

年間休日総数についてみると、「100 日~109 日」が 33.7%と最も高く、次いで「120 日~129日」が 22.2%、「110 日~119日」の 20.4%となっている。

#### 図 4 年間休日総数(全体)

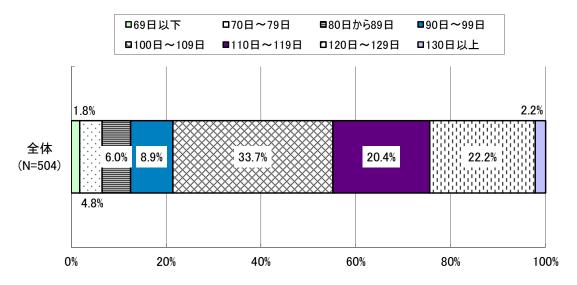


表 4 年間休日総数

	有効回答 事業所数	69日 以下	70日 ~ 79日	80日 ~ 89日	90日 ~ 99日	100日 ~ 109日	110日 <b>~</b> 119日	120日 ~ 129日	130日 以上	計
全体	504	1.8%	4.8%	6.0%	8.9%	33.7%	20.4%	22.2%	2.2%	100.0%
10~29人	143	2.8%	9.1%	14.0%	15.4%	25.2%	13.3%	16.1%	4.2%	100.0%
30~49人	62	1.6%	3.2%	3.2%	8.1%	51.6%	12.9%	19.4%	0.0%	100.0%
50~99人	71	2.8%	4.2%	2.8%	5.6%	36.6%	23.9%	22.5%	1.4%	100.0%
100~299人	93	0.0%	3.2%	4.3%	4.3%	41.9%	26.9%	19.4%	0.0%	100.0%
300~999人	56	0.0%	1.8%	0.0%	10.7%	21.4%	25.0%	41.1%	0.0%	100.0%
1,000人以上	63	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	36.5%	28.6%	30.2%	3.2%	100.0%
建設業	30	0.0%	10.0%	16.7%	10.0%	33.3%	23.3%	6.7%	0.0%	100.0%
製造業	124	0.0%	0.8%	7.3%	6.5%	28.2%	23.4%	33.9%	0.0%	100.0%
運輸業•通信業	34	0.0%	2.9%	8.8%	20.6%	32.4%	17.6%	14.7%	2.9%	100.0%
卸売·小売業	92	4.3%	2.2%	4.3%	9.8%	50.0%	15.2%	10.9%	3.3%	100.0%
金融•保険業	20	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	25.0%	60.0%	10.0%	100.0%
飲食店、宿泊業	29	10.3%	20.7%	10.3%	24.1%	17.2%	13.8%	0.0%	3.4%	100.0%
医療、福祉	85	0.0%	2.4%	0.0%	2.4%	37.6%	30.6%	24.7%	2.4%	100.0%
教育、学習支援業	14	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	21.4%	42.9%	7.1%	100.0%
サービス業	76	2.6%	11.8%	7.9%	11.8%	34.2%	11.8%	18.4%	1.3%	100.0%
労働組合がある	136	0.7%	2.2%	1.5%	3.7%	31.6%	26.5%	32.4%	1.5%	100.0%
労働組合がない	363	2.2%	5.8%	7.7%	10.7%	34.4%	18.2%	18.5%	2.5%	100.0%

#### (7) 年次有給休暇の付与および取得の状況 【設問08】

企業規模 30 人以上の事業所における年次有給休暇の「平均付与日数(繰越分除く)」および「平均取得日数」は前年を上回る一方で、「平均取得率」は下回っている(H25:平均付与日数 17.2 日、平均取得日数 8.9 日、平均取得率 51.6%)。

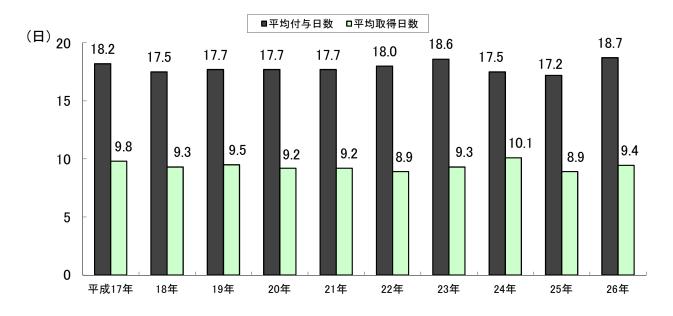
表 5 労働者 1 人あたりの年次有給休暇の付与日数および取得日数

	有効回答 事業所数	労働者1人あたりの 平均付与日数 (繰越分除く)	労働者1人あたりの 平均取得日数	労働者1人あたりの 平均取得率
全体	457	18.5	9.3	50.1%
30人以上	325	18.7	9.4	50.5%
10~29人	119	16.2	7.4	45.9%
30~49人	57	16.8	7.6	45.0%
50~99人	68	17.4	7.5	42.8%
100~299人	88	17.3	8.4	48.6%
300~999人	50	18.3	9.0	49.3%
1,000人以上	62	20.6	11.3	54.8%
建設業	25	17.7	6.2	34.9%
製造業	120	19.8	10.9	54.9%
運輸業•通信業	33	17.4	8.0	46.2%
卸売·小売業	79	17.3	6.5	37.6%
金融•保険業	18	18.7	9.1	48.9%
飲食店、宿泊業	23	13.0	3.9	29.9%
医療、福祉	77	15.7	8.0	50.7%
教育、学習支援業	13	19.1	6.7	34.9%
サービス業	69	17.3	7.5	43.4%
労働組合がある	130	20.0	10.4	51.9%
労働組合がない	322	16.5	7.8	47.4%

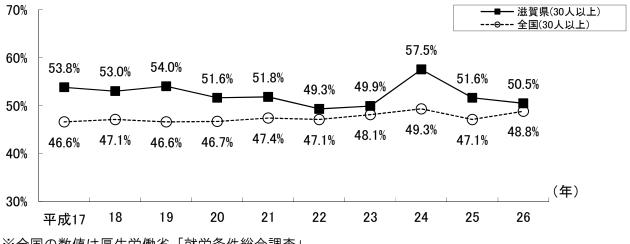
<sup>※</sup>平均付与日数と平均取得日数は一般労働者数で加重平均している

<sup>※「</sup>平均取得率」は端数処理前の「平均取得日数」を「平均付与日数」で除したものである

図 5 年次有給休暇の平均取得日数および平均付与日数の推移(滋賀県・30人以上)



#### (参考) 年次有給休暇取得率の推移



※全国の数値は厚生労働省「就労条件総合調査」

#### (8) 年次有給休暇の取得単位 【設問09】

年次有給休暇の取得単位については、「半日単位の取得を認めている」とした事業所の割合が53.2%と最も高くなっている。

#### 図6 年次有給休暇の取得単位(全体)

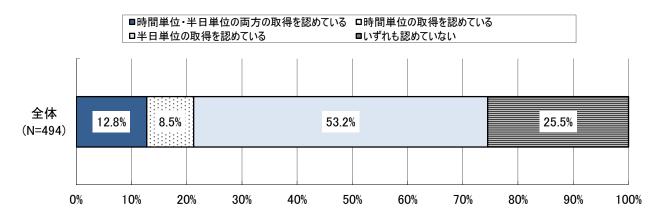


表 6 年次有給休暇の取得単位

	有効回答 事業所数	時間単位・ 半日単位の 両方の取得 を認めている	時間単位の 取得を認め ている	半日単位の 取得を認め ている	いずれも 認めていない	計
全体	494	12.8%	8.5%	53.2%	25.5%	100.0%
10~29人	137	12.4%	9.5%	50.4%	27.7%	100.0%
30~49人	62	9.7%	12.9%	43.5%	33.9%	100.0%
50~99人	70	12.9%	12.9%	58.6%	15.7%	100.0%
100~299人	91	17.6%	3.3%	58.2%	20.9%	100.0%
300~999人	55	12.7%	10.9%	54.5%	21.8%	100.0%
1,000人以上	63	9.5%	4.8%	55.6%	30.2%	100.0%
建設業	30	6.7%	6.7%	73.3%	13.3%	100.0%
製造業	123	7.3%	3.3%	68.3%	21.1%	100.0%
運輸業•通信業	34	5.9%	8.8%	44.1%	41.2%	100.0%
卸売·小売業	86	12.8%	4.7%	46.5%	36.0%	100.0%
金融•保険業	20	30.0%	10.0%	50.0%	10.0%	100.0%
飲食店、宿泊業	28	14.3%	3.6%	39.3%	42.9%	100.0%
医療、福祉	84	23.8%	17.9%	46.4%	11.9%	100.0%
教育、学習支援業	14	14.3%	35.7%	28.6%	21.4%	100.0%
サービス業	75	9.3%	8.0%	50.7%	32.0%	100.0%
労働組合がある	137	10.9%	10.2%	56.2%	22.6%	100.0%
労働組合がない	352	13.6%	7.7%	52.0%	26.7%	100.0%

#### (9) 年次有給休暇以外の有給休暇制度 【設問10】

年次有給休暇以外の有給休暇制度については「夏季休暇」がある事業所の割合が 41.4% と最も高く、次いで「妻が出産した場合の夫の休暇」が 38.6%、「リフレッシュ休暇」が 16.4% となっている。

#### 図7 年次有給休暇以外の有給休暇制度(複数回答)

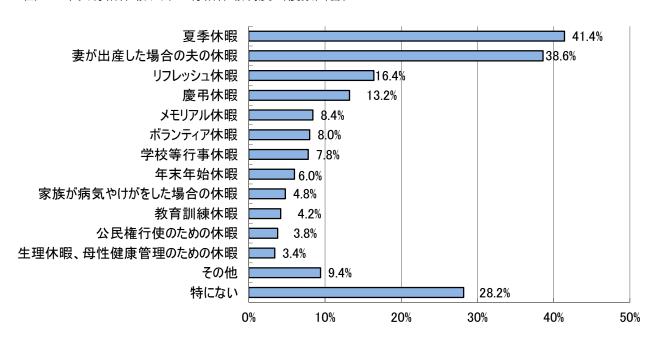


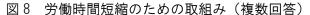
表 7 年次有給休暇以外の有給休暇制度(複数回答)

	有効回答 事業所数	夏季休暇	妻が出産 した場合の 夫の休暇	リフレッシュ 休暇	慶弔休暇	メモリアル 休暇	ボランティア 休暇	学校等 行事休暇	年末年始 休暇	家族が病 気やけがを した場合の 休暇	教育訓練 休暇	公民権行 使のための 休暇	生理休暇、 母性健康管 理のための 休暇	その他	特にない
全体	500	41.4%	38.6%	16.4%	13.2%	8.4%	8.0%	7.8%	6.0%	4.8%	4.2%	3.8%	3.4%	9.4%	28.2%
10~29人	141	39.0%	28.4%	9.9%	6.4%	4.3%	3.5%	9.9%	4.3%	1.4%	7.1%	0.0%	2.1%	9.2%	41.1%
30~49人	60	43.3%	23.3%	13.3%	10.0%	6.7%	3.3%	8.3%	10.0%	1.7%	5.0%	1.7%	0.0%	0.0%	41.7%
50~99人	71	49.3%	45.1%	15.5%	15.5%	9.9%	12.7%	12.7%	7.0%	4.2%	7.0%	1.4%	5.6%	8.5%	15.5%
100~299人	93	41.9%	43.0%	12.9%	16.1%	5.4%	5.4%	2.2%	6.5%	8.6%	9.7%	4.3%	4.3%	17.2%	15.1%
300~999人	56	44.6%	57.1%	23.2%	26.8%	12.5%	8.9%	8.9%	8.9%	12.5%	0.0%	14.3%	7.1%	14.3%	16.1%
1,000人以上	63	38.1%	54.0%	38.1%	15.9%	19.0%	22.2%	3.2%	3.2%	4.8%	3.2%	7.9%	3.2%	6.3%	20.6%
建設業	30	56.7%	30.0%	3.3%	6.7%	3.3%	0.0%	13.3%	6.7%	0.0%	6.7%	3.3%	3.3%	10.0%	30.0%
製造業	123	42.3%	47.2%	20.3%	13.8%	9.8%	8.1%	8.1%	6.5%	3.3%	2.4%	2.4%	4.1%	6.5%	25.2%
運輸業·通信業	34	38.2%	35.3%	23.5%	20.6%	11.8%	17.6%	5.9%	2.9%	2.9%	2.9%	8.8%	0.0%	2.9%	35.3%
卸売·小売業	90	33.3%	31.1%	11.1%	6.7%	12.2%	1.1%	3.3%	4.4%	1.1%	4.4%	2.2%	0.0%	8.9%	38.9%
金融•保険業	20	65.0%	65.0%	30.0%	15.0%	10.0%	25.0%	15.0%	5.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	35.0%	5.0%
飲食店、宿泊業	29	27.6%	24.1%	6.9%	3.4%	3.4%	0.0%	6.9%	6.9%	3.4%	3.4%	3.4%	0.0%	0.0%	48.3%
医療、福祉	83	43.4%	34.9%	19.3%	16.9%	7.2%	8.4%	7.2%	10.8%	9.6%	7.2%	3.6%	6.0%	16.9%	16.9%
教育、学習支援業	14	57.1%	28.6%	14.3%	28.6%	0.0%	14.3%	21.4%	7.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	35.7%
サービス業	77	39.0%	42.9%	15.6%	15.6%	6.5%	11.7%	7.8%	2.6%	6.5%	5.2%	5.2%	7.8%	6.5%	26.0%
労働組合がある	137	45.3%	59.9%	35.8%	16.8%	15.3%	17.5%	6.6%	5.8%	7.3%	1.5%	8.8%	3.6%	10.9%	14.6%
労働組合がない	358	39.7%	30.7%	8.9%	11.7%	5.9%	4.5%	8.1%	6.1%	3.9%	5.3%	2.0%	3.1%	8.7%	33.5%

#### 【労働時間】

#### (10) 労働時間短縮のための取組み 【設問11】

労働時間短縮のための取組みについては、「所定外労働時間の削減」に取り組んでいると回答した事業所の割合が 37.1%と最も高くなっている。次いで「変形労働時間制の導入·活用」が 34.3%、「ノー残業デー・ノー残業ウィークの設定」が 25.1%となっている。



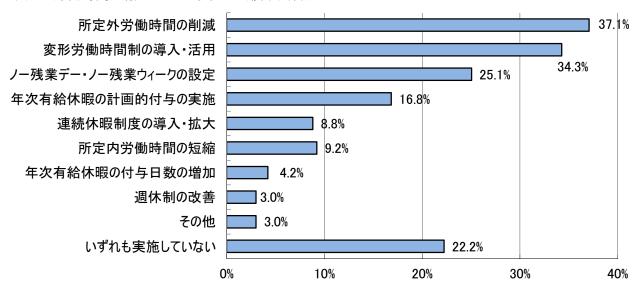


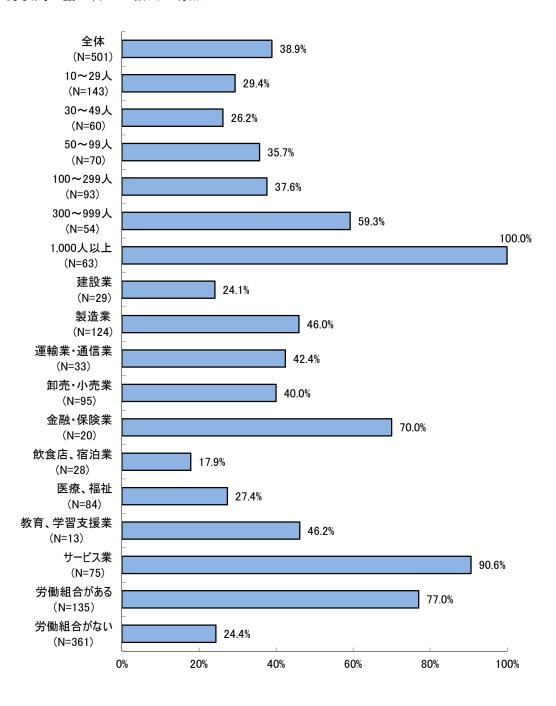
表8 労働時間短縮のための取組み(複数回答)

	有効回答 事業所数	所定外 労働時間 の削減	変形労働 時間制の 導入・活用	ノー残業デー・ ノー残業ウィーク の設定	年次有給休暇 の計画的付与 の実施	所定内 労働時間 の短縮	連続休暇 制度の 導入・拡大	年次有給 休暇の付与 日数の増加	週休制の 改善	その他	いずれも 実施していない
全体	499	37.1%	34.3%	25.1%	16.8%	9.2%	8.8%	4.2%	3.0%	3.0%	22.2%
10~29人	141	24.8%	23.4%	14.9%	7.8%	14.9%	6.4%	3.5%	5.0%	3.5%	35.5%
30~49人	62	27.4%	41.9%	22.6%	12.9%	6.5%	8.1%	4.8%	4.8%	3.2%	24.2%
50~99人	71	38.0%	28.2%	21.1%	14.1%	1.4%	7.0%	1.4%	2.8%	5.6%	23.9%
100~299人	92	41.3%	32.6%	30.4%	22.8%	10.9%	7.6%	3.3%	2.2%	1.1%	15.2%
300~999人	55	56.4%	41.8%	45.5%	34.5%	7.3%	12.7%	7.3%	0.0%	3.6%	9.1%
1,000人以上	62	56.5%	54.8%	33.9%	24.2%	6.5%	14.5%	6.5%	1.6%	1.6%	8.1%
建設業	28	25.0%	25.0%	46.4%	10.7%	7.1%	3.6%	3.6%	0.0%	0.0%	28.6%
製造業	124	43.5%	25.8%	32.3%	18.5%	6.5%	8.1%	4.0%	0.0%	1.6%	21.8%
運輸業・通信業	32	37.5%	53.1%	6.3%	15.6%	12.5%	6.3%	9.4%	3.1%	0.0%	25.0%
卸売·小売業	94	41.5%	47.9%	23.4%	12.8%	9.6%	3.2%	2.1%	1.1%	2.1%	20.2%
金融・保険業	20	35.0%	10.0%	60.0%	15.0%	0.0%	30.0%	5.0%	5.0%	0.0%	20.0%
飲食店、宿泊業	27	18.5%	37.0%	7.4%	7.4%	18.5%	7.4%	3.7%	11.1%	11.1%	25.9%
医療、福祉	82	30.5%	36.6%	20.7%	18.3%	7.3%	11.0%	4.9%	3.7%	2.4%	25.6%
教育、学習支援業	14	28.6%	42.9%	28.6%	21.4%	7.1%	14.3%	7.1%	7.1%	7.1%	28.6%
サービス業	78	41.0%	28.2%	16.7%	23.1%	14.1%	11.5%	3.8%	6.4%	6.4%	16.7%
労働組合がある	134	47.8%	41.8%	44.8%	25.4%	6.0%	13.4%	3.0%	1.5%	2.2%	11.2%
労働組合がない	359	32.6%	31.8%	18.1%	13.6%	10.0%	7.2%	4.7%	3.3%	3.3%	26.7%

#### (11) 労使間の話し合いの機会の有無 【設問12】

労働時間や休日などについて、労使間で話し合いの機会を設けている事業所の割合は 38.9% となっている。

#### 図9 労使間の話し合いの機会の有無



※図内のNは、有効回答事業所数を表す

#### 【育児・介護休業制度】

#### (12) 育児休業取得率 【設問13】

全調査対象事業所における常用労働者の育児休業取得率は、女性においては 95.9%となり、前年の 90.2%に対し、5.7ポイント上回っている。男性においては 1.9%となり、前年と同ポイントとなっている。

表 9 育児休業取得率

	女	性	男	性
	出産した 女性労働者数	育休取得者の 割合	配偶者が 出産した 男性労働者数	育休取得者 の割合
全体	365	95.9%	892	1.9%
30人以上*	289	97.9%	722	1.3%
10~29人	22	77.3%	63	9.5%
30~49人	16	93.8%	59	1.7%
50~99人	53	92.5%	72	1.4%
100~299人	96	99.0%	160	3.1%
300~999人	87	95.4%	156	1.9%
1,000人以上	88	100.0%	380	0.3%
建設業	11	90.9%	38	5.3%
製造業	99	100.0%	537	0.9%
運輸業•通信業	9	88.9%	71	1.4%
卸売·小売業	38	97.4%	59	0.0%
金融•保険業	3	100.0%	15	13.3%
飲食店、宿泊業	2	100.0%	5	0.0%
医療、福祉	159	96.2%	85	7.1%
教育、学習支援業	12	75.0%	17	0.0%
サービス業	32	90.6%	65	1.5%
労働組合がある	169	98.8%	553	1.1%
労働組合がない	196	93.4%	339	3.2%

\*事業所規模30人以上

図 10-1 育児休業取得率の推移(女性)



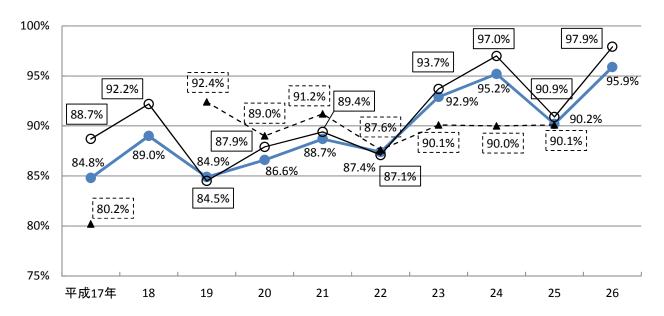
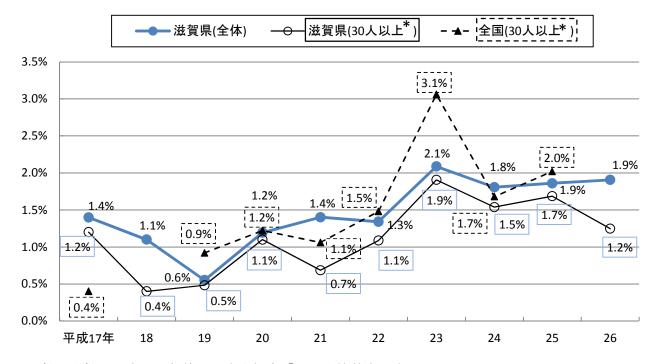


図 10-2 育児休業取得率の推移(男性)

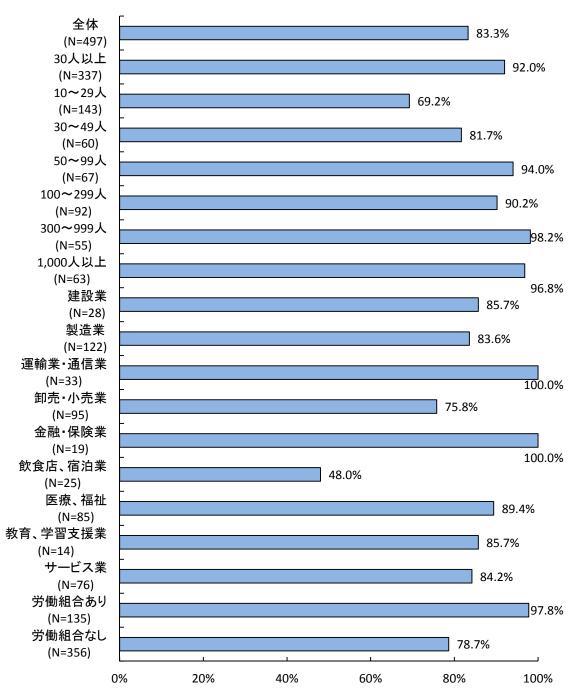


※男性、女性とも全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」 \*事業所規模30人以上

#### (13) 育児休業制度の有無 【設問14】

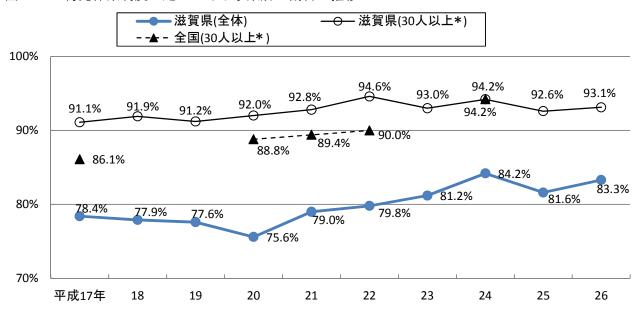
育児休業制度が「ある」事業所の割合は全体で83.3%となり、前年の81.6%に対し、1.7ポイント上回っている。

図 11-1 育児休業制度の定めがある事業所の割合(全体・企業規模 30 人以上の事業所・企業 規模別・産業別・労働組合の有無別)



※図内のNは、有効回答事業所数を表す

図 11-2 育児休業制度の定めがある事業所の割合の推移



※全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

\*事業所規模30人以上

#### (14) 育児のために就業規則等で定めている制度 【設問15】

その他育児のために就業規則等で定めている制度については、「育児のための短時間勤務制度」 を導入している企業の割合が正規社員・職員で 68.6%、非正規社員・職員で 55.2%となり、両者において最も高くなっている。

図12 育児のために就業規則等で定めている制度(複数回答)

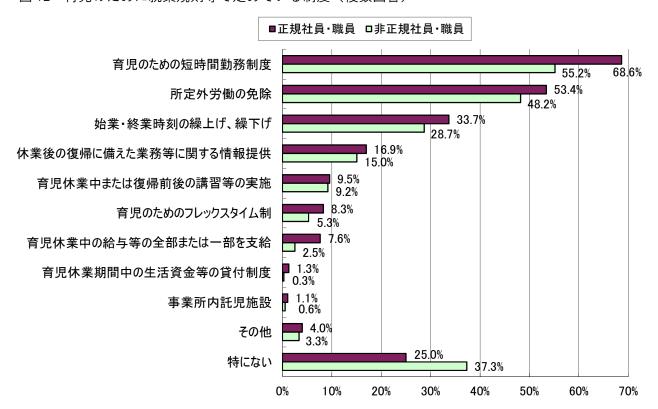


表 10-1 育児のために就業規則等で定めている制度【正規社員・職員】(複数回答)

正規社員・職員	有効回答 事業所数	育児のための 短時間勤務 制度	所定外 労働の免除	始業・終業 時刻の 繰上げ、 繰下げ	休業後の 復帰に備えた 業務等に 関する 情報提供	育児休業中 または復帰 前後の講習 等の実施	育児のための フレックス タイム制	育児休業中 の給与等の 全部または 一部を支給	育児休業 期間中の 生活資金等 の貸付制度	事業所内 託児施設	その他	特にない
全体	472	68.6%	53.4%	33.7%	16.9%	9.5%	8.3%	7.6%	1.3%	1.1%	4.0%	25.0%
10~29人	126	47.6%	29.4%	20.6%	4.8%	8.3%	6.3%	13.5%	0.8%	0.8%	3.2%	44.4%
30~49人	57	63.2%	50.9%	35.1%	8.8%	13.9%	10.5%	10.3%	0.0%	0.0%	3.5%	29.8%
50~99人	68	77.9%	55.9%	32.4%	25.0%	11.3%	5.9%	7.9%	1.5%	0.0%	2.9%	20.6%
100~299人	91	78.0%	64.8%	31.9%	22.0%	22.5%	2.2%	8.5%	2.2%	2.2%	5.5%	13.2%
300~999人	55	85.5%	67.3%	45.5%	29.1%	14.9%	10.9%	13.5%	3.6%	0.0%	0.0%	9.1%
1,000人以上	60	91.7%	83.3%	53.3%	25.0%	9.1%	20.0%	26.0%	0.0%	1.7%	10.0%	6.7%
建設業	29	62.1%	37.9%	17.2%	13.8%	3.4%	0.0%	10.3%	0.0%	0.0%	3.4%	31.0%
製造業	115	65.2%	49.6%	29.6%	12.2%	7.8%	11.3%	9.6%	2.6%	1.7%	1.7%	29.6%
運輸業·通信業	32	71.9%	65.6%	46.9%	9.4%	12.5%	9.4%	12.5%	0.0%	0.0%	3.1%	21.9%
卸売·小売業	86	70.9%	59.3%	47.7%	18.6%	11.5%	4.7%	5.9%	0.0%	0.0%	5.8%	25.6%
金融•保険業	20	85.0%	75.0%	25.0%	20.0%	23.5%	15.0%	40.0%	5.0%	5.0%	10.0%	0.0%
飲食店、宿泊業	24	25.0%	20.8%	16.7%	4.2%	33.3%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%
医療、福祉	80	81.3%	67.5%	35.0%	28.8%	17.5%	10.0%	3.8%	0.0%	1.3%	3.8%	12.5%
教育、学習支援業	12	66.7%	41.7%	25.0%	8.3%	0.0%	8.3%	16.7%	0.0%	0.0%	8.3%	16.7%
サービス業	74	68.9%	44.6%	32.4%	18.9%	5.4%	9.5%	2.7%	2.7%	1.4%	5.4%	24.3%
労働組合がある	133	87.2%	75.2%	45.9%	21.1%	14.3%	12.0%	14.3%	0.8%	0.8%	4.5%	9.0%
労働組合がない	337	61.7%	45.1%	29.1%	15.4%	7.7%	6.8%	5.0%	1.5%	1.2%	3.9%	30.9%

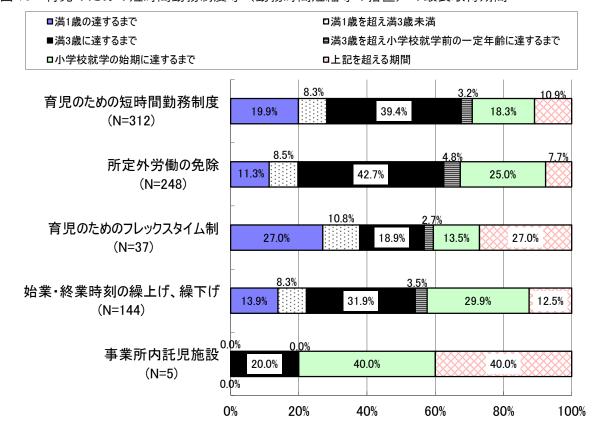
表 10-2 育児のために就業規則等で定めている制度【非正規社員・職員】(複数回答)

非正規社員·職員	有効回答 事業所数	育児のための 短時間勤務 制度	所定外 労働の免除	始業・終業 時刻の 繰上げ、 繰下げ	休業後の 復帰に備えた 業務等に 関する 情報提供	育児休業中 または復帰 前後の講習 等の実施	育児のための フレックス タイム制	育児休業中 の給与等の 全部または 一部を支給	育児休業 期間中の 生活資金等 の貸付制度	事業所内 託児施設	その他	特にない
全体	359	55.2%	48.2%	28.7%	15.0%	9.2%	5.3%	2.5%	0.3%	0.6%	3.3%	37.3%
10~29人	96	26.0%	18.8%	18.8%	5.2%	4.2%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	65.6%
30~49人	37	51.4%	43.2%	29.7%	8.1%	10.8%	13.5%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	43.2%
50~99人	55	67.3%	45.5%	23.6%	18.2%	9.1%	5.5%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	30.9%
100~299人	68	72.1%	69.1%	27.9%	26.5%	19.1%	2.9%	0.0%	1.5%	2.9%	5.9%	20.6%
300~999人	47	68.1%	68.1%	42.6%	23.4%	8.5%	6.4%	6.4%	0.0%	0.0%	0.0%	19.1%
1,000人以上	43	79.1%	81.4%	44.2%	14.0%	4.7%	7.0%	9.3%	0.0%	0.0%	9.3%	11.6%
建設業	16	50.0%	37.5%	12.5%	18.8%	6.3%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	6.3%	37.5%
製造業	87	48.3%	43.7%	21.8%	6.9%	4.6%	4.6%	1.1%	1.1%	0.0%	2.3%	46.0%
運輸業・通信業	25	68.0%	68.0%	52.0%	12.0%	16.0%	8.0%	8.0%	0.0%	0.0%	4.0%	28.0%
卸売·小売業	72	56.9%	48.6%	38.9%	15.3%	8.3%	4.2%	2.8%	0.0%	0.0%	4.2%	34.7%
金融•保険業	11	72.7%	72.7%	18.2%	27.3%	27.3%	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%
飲食店、宿泊業	18	16.7%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	77.8%
医療、福祉	67	76.1%	61.2%	31.3%	26.9%	16.4%	11.9%	0.0%	0.0%	1.5%	1.5%	17.9%
教育、学習支援業	6	16.7%	50.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
サービス業	57	47.4%	40.4%	26.3%	17.5%	7.0%	1.8%	3.5%	0.0%	1.8%	7.0%	43.9%
労働組合がある	91	74.7%	69.2%	38.5%	16.5%	13.2%	5.5%	6.6%	0.0%	0.0%	4.4%	20.9%
労働組合がない	267	48.7%	41.2%	25.5%	14.6%	7.9%	5.2%	1.1%	0.4%	0.7%	3.0%	42.7%

#### (15) 育児のための短時間勤務制度等の最長取得期間 【設問 1 6 】

「育児のための短時間勤務制度」、「所定外労働の免除」および「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」については、子どもが「満3歳に達するまで」と回答した事業所の割合が最も高くなっている。「育児のためのフレックスタイム制」については「満1歳に達するまで」と「上記を超える期間」で、「事業所内託児施設」については「小学校就学の始期に達するまで」と「上記を超える期間」でそれぞれ回答が割れている。

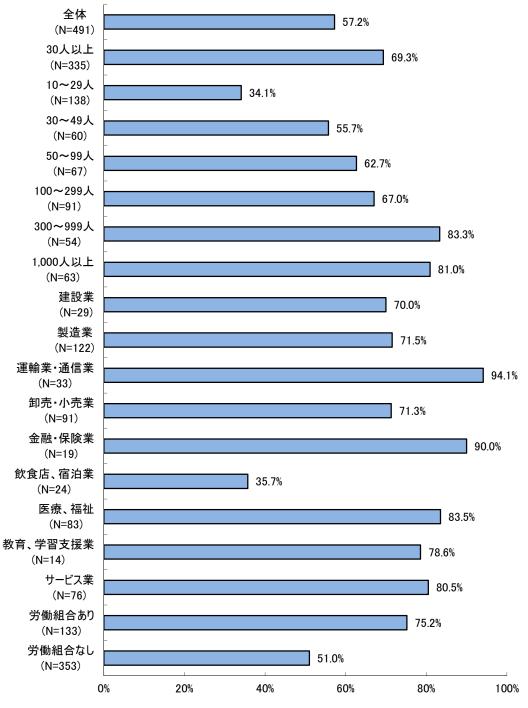
#### 図 13 育児のための短時間勤務制度等(勤務時間短縮等の措置)の最長取得期間



#### (16) 子の看護休暇制度の有無 【設問17】

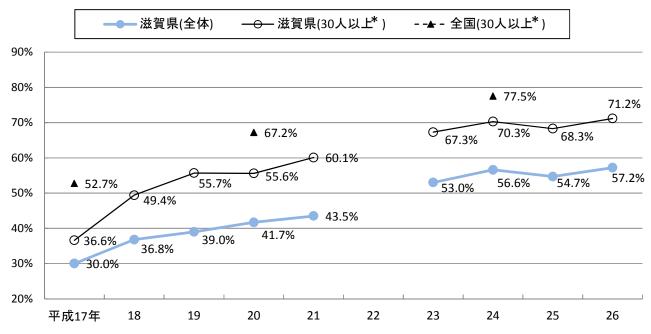
子の看護休暇制度が「ある」と回答した事業所の割合は全体で 57.2%となり、前年の 54.7% に対し、2.5 ポイント上回っている。企業規模 30 人以上の事業所においても前年の 68.3%を 1.0 ポイント上回る 69.3%となっている。

図 14-1 子の看護休暇制度の定めがある事業所の割合(全体・企業規模 30 人以上の事業所・企業 規模別・産業別・労働組合の有無別)



※図内の N は、有効回答事業所数を表す

図 14-2 子の看護休暇制度の定めがある事業所の割合の推移

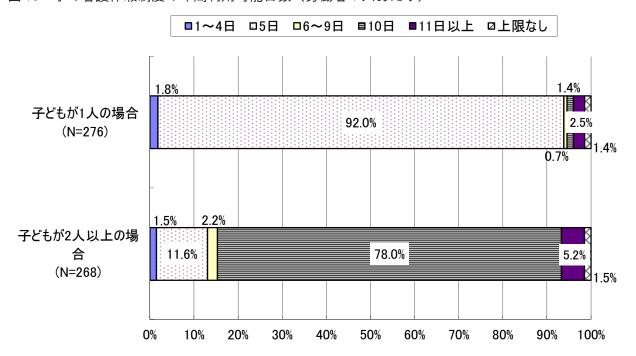


- ※全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」
- ※平成22年においては本設問を取り扱っていない。
- \*事業所規模30人以上

#### (17) 子の看護休暇制度の年間利用可能日数 【設問18】

(16) で子の看護休暇制度が「ある」と回答した事業所において、労働者1人あたりの子の看護休暇制度の年間利用可能日数については、子どもが1人の場合で「5日」が92.0%、子どもが2人以上の場合で「10日」が78.0%となり、最も高くなっている。

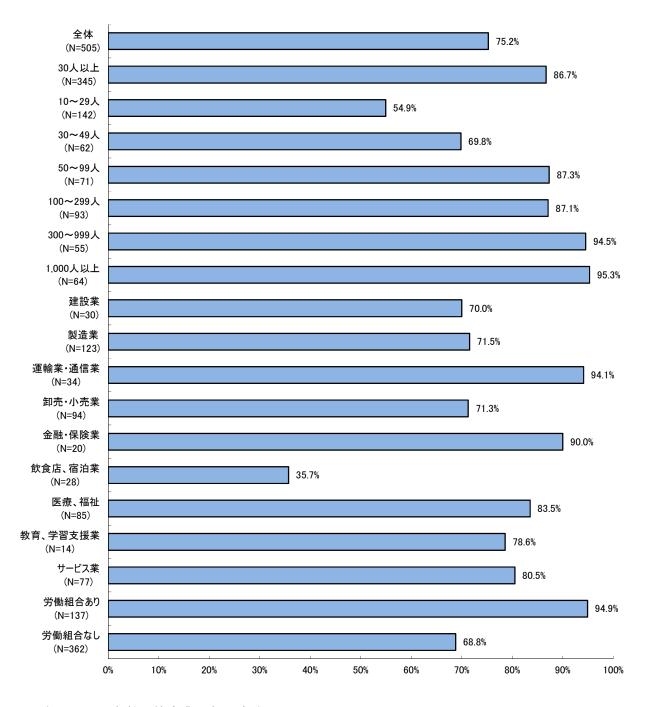
図 15 子の看護休暇制度の年間利用可能日数(労働者1人あたり)



#### (18) 介護休業制度の有無 【設問19】

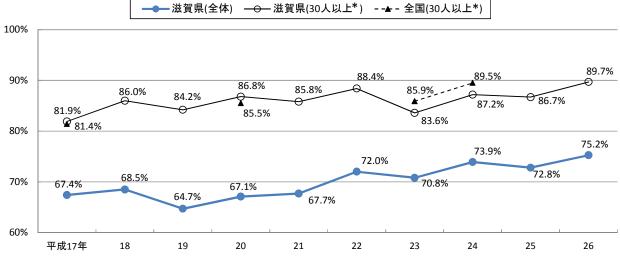
介護休業制度がある事業所の割合は全体で 75.2%となり、前年の 72.8%に対し、2.4ポイント上回っている。企業規模 30人以上の事業所においては 86.7%となり、前年と同ポイントとなっている。

図 16-1 介護休業制度の定めがある事業所の割合(全体・企業規模 30 人以上の事業所・企業規模別・ 産業別・労働組合の有無別)



※図内のNは、有効回答事業所数を表す

図 16-2 介護休業制度の定めがある事業所の割合の推移



※全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

#### <u>(19) 過去2年間(平成24年4月1日~平成26年3月31日)における介護休業制度の利用実績</u> <u>【設問20】</u>

介護休業制度の利用実績においては、「利用実績無し」と回答した事業所の割合が 93.1%となっている。利用実績があるとした事業所の中では「女性のみ利用実績あり」が 4.8%、「男性のみ利用実績あり」が 1.5%となっている。

表 11 介護休業制度の男女別利用実績の有無

	有効回答 事業所数	利用実績 無し	女性のみ 利用実績あり	男性のみ利用実績あり	男女とも利用実績あり	計
全体	481	93.1%	4.8%	1.5%	0.6%	100.0%
10~29人	132	94.7%	3.8%	0.8%	0.8%	100.0%
30~49人	59	96.6%	3.4%	0.0%	0.0%	100.0%
50~99人	71	92.9%	4.3%	2.9%	0.0%	100.0%
100~299人	90	92.2%	5.6%	1.1%	1.1%	100.0%
300~999人	52	88.5%	7.7%	3.8%	0.0%	100.0%
1,000人以上	63	90.5%	6.3%	1.6%	1.6%	100.0%
建設業	30	93.3%	0.0%	3.3%	3.3%	100.0%
製造業	116	92.2%	5.2%	2.6%	0.0%	100.0%
運輸業•通信業	34	94.1%	5.9%	0.0%	0.0%	100.0%
卸売·小売業	86	95.3%	3.5%	0.0%	1.2%	100.0%
金融•保険業	18	88.9%	5.6%	5.6%	0.0%	100.0%
飲食店、宿泊業	26	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
医療、福祉	84	90.5%	9.5%	0.0%	0.0%	100.0%
教育、学習支援業	14	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	100.0%
サービス業	75	93.3%	2.7%	2.7%	1.3%	100.0%
労働組合がある	130	88.1%	8.2%	3.0%	0.7%	100.0%
労働組合がない	350	95.0%	3.5%	0.9%	0.6%	100.0%

<sup>\*</sup>事業所規模30人以上

#### (20) その他介護のために就業規則等で定めている制度 【設問21】

その他介護のために就業規則等で定めている制度については、「介護のための短時間勤務制度」が 58.7%と最も高く、次いで「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」が 24.4%、「介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供」が 10.7%となっている。

図 17 その他介護のために就業規則等で定めている制度(複数回答)

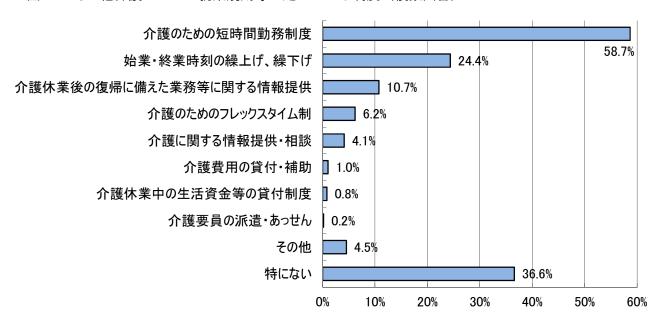
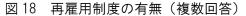


表 12 その他介護のために就業規則等で定めている制度(複数回答)

	有効回答 事業所数	介護のための 短時間勤務 制度	始業・終業 時刻の繰上 げ、繰下げ	介護休業後 の復帰に備え た業務等に関 する情報提供	介護のための フレックス タイム制	介護に関する 情報提供・ 相談	介護休業中 の生活資金 の貸付制度	介護費用の 貸付・補助	介護要員の派遣・あっせん	その他	特にない
全体	484	58.7%	24.4%	10.7%	6.2%	4.1%	0.8%	1.0%	0.2%	4.5%	36.6%
10~29人	131	41.2%	16.8%	3.8%	3.8%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	58.0%
30~49人	63	57.1%	27.0%	9.5%	9.5%	4.8%	0.0%	1.6%	0.0%	4.8%	36.5%
50~99人	70	67.1%	25.7%	17.1%	10.0%	4.3%	1.4%	1.4%	1.4%	4.3%	28.6%
100~299人	89	68.5%	20.2%	13.5%	3.4%	3.4%	2.2%	1.1%	0.0%	3.4%	28.1%
300~999人	54	75.9%	33.3%	20.4%	5.6%	7.4%	1.9%	3.7%	0.0%	9.3%	14.8%
1,000人以上	60	75.0%	38.3%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	16.7%
建設業	30	56.7%	16.7%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%
製造業	117	52.1%	23.1%	5.1%	9.4%	5.1%	2.6%	1.7%	0.0%	5.1%	41.0%
運輸業·通信業	31	71.0%	41.9%	9.7%	6.5%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	6.5%	22.6%
卸売·小売業	91	60.4%	31.9%	13.2%	6.6%	4.4%	0.0%	1.1%	0.0%	4.4%	33.0%
金融•保険業	17	82.4%	11.8%	11.8%	0.0%	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%
飲食店、宿泊業	26	15.4%	11.5%	3.8%	7.7%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	3.8%	76.9%
医療、福祉	83	63.9%	19.3%	16.9%	6.0%	6.0%	0.0%	1.2%	1.2%	6.0%	31.3%
教育、学習支援業	13	38.5%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	61.5%
サービス業	76	69.7%	28.9%	14.5%	5.3%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	30.3%
労働組合がある	130	73.8%	36.2%	14.6%	8.5%	10.0%	0.8%	2.3%	0.0%	6.2%	19.2%
労働組合がない	350	52.2%	19.8%	9.2%	5.3%	2.0%	0.8%	0.6%	0.3%	3.9%	41.6%

#### (21)妊娠・出産・育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度 【設問22】

妊娠・出産・育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度については、「再雇用制度はない」と回答した事業所の割合が67.8%となっている。再雇用制度がある事業所の中では、「正規社員・職員として退職したものを正規社員・職員として再雇用」の割合が23.4%と最も高くなっている。



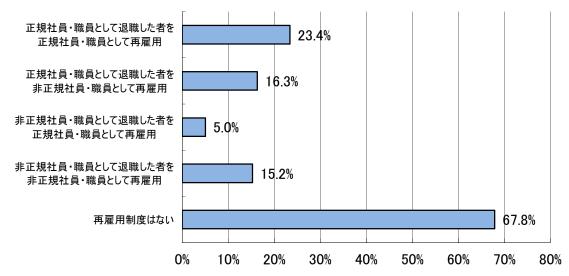


表 13 再雇用制度の有無(複数回答)

	有効回答 事業所数	正規社員・ 職員として 退職した 者を正規 社員・職員 として再雇用	正規社員・ 職員として 退職した 者を非正規 社員・職員 として再雇用	非正規社員・ 職員として 退職した 者を正規 社員・職員 として再雇用	非正規社員・ 職員として 退職した 者を非正規 社員・職員 として再雇用	再雇用制度 はない
全体	479	23.4%	16.3%	5.0%	15.2%	67.8%
10~29人	131	23.7%	16.8%	4.6%	11.5%	63.4%
30~49人	60	31.7%	16.7%	6.7%	16.7%	61.7%
50~99人	70	24.3%	24.3%	4.3%	22.9%	67.1%
100~299人	89	20.2%	13.5%	7.9%	12.4%	75.3%
300~999人	52	7.9%	7.9%	1.1%	5.6%	47.2%
1,000人以上	62	27.4%	12.9%	1.6%	21.0%	62.9%
建設業	27	29.6%	7.4%	11.1%	7.4%	66.7%
製造業	119	20.2%	11.8%	1.7%	10.9%	73.1%
運輸業•通信業	31	12.9%	9.7%	3.2%	16.1%	77.4%
卸売·小売業	90	24.4%	14.4%	6.7%	16.7%	67.8%
金融•保険業	18	27.8%	11.1%	0.0%	0.0%	66.7%
飲食店、宿泊業	26	30.8%	11.5%	7.7%	26.9%	57.7%
医療、福祉	79	29.1%	29.1%	8.9%	26.6%	58.2%
教育、学習支援業	14	21.4%	14.3%	0.0%	7.1%	71.4%
サービス業	75	20.0%	21.3%	4.0%	12.0%	69.3%
労働組合がある	131	20.6%	17.6%	3.8%	15.3%	70.2%
労働組合がない	344	24.4%	16.0%	5.5%	15.4%	66.9%

## 【女性が活躍するための取組み(ポジティブ・アクション)】

## (22) 女性従業員の配置方針 【設問23】

女性従業員の配置方針については、「男女の別なく能力、適正、希望などに応じて配置をする」と回答した事業所の割合が 69.1%と最も高くなっている。

## 図 19 女性従業員の配置方針

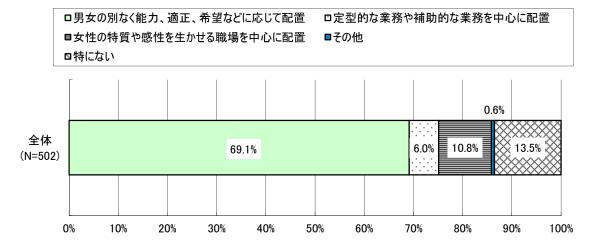


表 14 女性従業員の配置方針

	有効回答 事業所数	男女の別なく 能力、適正、 希望などに応 じて配置	定型的な 業務や補助 的な業務を中 心に配置	女性の特質 や感性を生か せる職場を 中心に配置	その他	特にない	計
全体	502	69.1%	6.0%	10.8%	0.6%	13.5%	100.0%
10~29人	142	57.0%	8.5%	12.0%	1.4%	21.1%	100.0%
30~49人	63	63.5%	6.3%	15.9%	0.0%	14.3%	100.0%
50~99人	70	77.1%	2.9%	10.0%	0.0%	10.0%	100.0%
100~299人	92	71.7%	7.6%	9.8%	0.0%	10.9%	100.0%
300~999人	55	80.0%	3.6%	9.1%	0.0%	7.3%	100.0%
1,000人以上	63	88.9%	4.8%	4.8%	0.0%	1.6%	100.0%
建設業	30	53.3%	10.0%	6.7%	0.0%	30.0%	100.0%
製造業	124	58.9%	5.6%	16.9%	0.0%	18.5%	100.0%
運輸業•通信業	33	48.5%	15.2%	12.1%	0.0%	24.2%	100.0%
卸売·小売業	92	81.5%	3.3%	8.7%	1.1%	5.4%	100.0%
金融•保険業	20	90.0%	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%	100.0%
飲食店、宿泊業	28	71.4%	3.6%	14.3%	0.0%	10.7%	100.0%
医療、福祉	85	83.5%	4.7%	4.7%	2.4%	4.7%	100.0%
教育、学習支援業	14	57.1%	0.0%	14.3%	0.0%	28.6%	100.0%
サービス業	76	65.8%	7.9%	10.5%	0.0%	15.8%	100.0%
労働組合がある	136	75.7%	5.9%	6.6%	0.0%	11.8%	100.0%
労働組合がない	360	66.4%	6.1%	12.5%	0.8%	14.2%	100.0%

## (23) 女性が活躍するための取組み 【設問24】

女性が活躍のための取組みの内容について、「必要と考えている」取組みの中では「ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)を促進させる取組み」が 56.2%、「実施している」取組みの中では「スキルアップの機会を男女同様に与えること」が 37.6%と最も高くなっている。

図 20-1 女性が活躍するための取組み【必要と考える取組み】(複数回答)

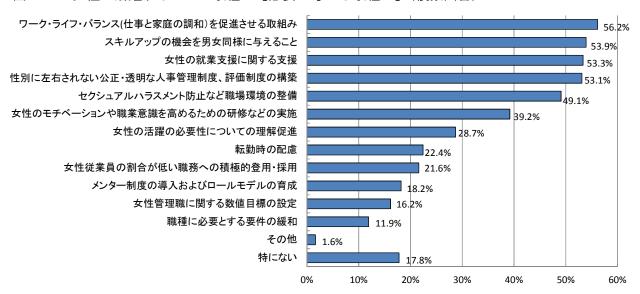


図 20-2 女性が活躍するための取組み【実施している取組み】(複数回答)

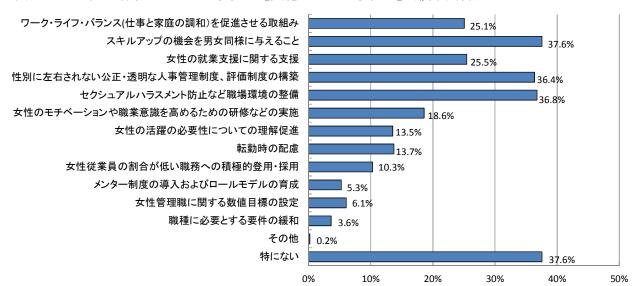


表 15-1 女性が活躍するための取組み【必要と考える取組み】(複数回答)

必要と考える	有効回答 事業所数	ワーク・ライ フ・バランス (仕事と家庭 の調和)を 促進させる 取組み	スキルアップの 機会を男女 同様に与え ること	女性の 就業支援に 関する支援	性別に左右 されない公 正・透明理制 度、評価集 度の構築	セクシュアル ハラスメント 防止など職 場環境の整 備	女性のモチ ベーションや 職業意識を 高めるための 研修などの 実施	女性の活躍 の必要性に ついての理解 促進	転勤時の 配慮	女性従業員 の割合が 低い職務へ の積極的 登用・採用	メンター制度 の導入および ロールモデル の育成	女性管理職 に関する 数値目標の 設定	職種に必要 とする要件の 緩和	その他	特にない
全体	495	56.2%	53.9%	53.3%	53.1%	49.1%	39.2%	28.7%	22.4%	21.6%	18.2%	16.2%	11.9%	1.6%	17.8%
10~29人	138	38.4%	37.7%	40.6%	34.1%	29.0%	23.9%	17.4%	8.0%	13.8%	8.7%	9.4%	8.7%	1.4%	34.8%
30~49人	60	56.7%	56.7%	51.7%	50.0%	40.0%	40.0%	33.3%	11.7%	20.0%	10.0%	15.0%	13.3%	1.7%	10.0%
50~99人	70	61.4%	54.3%	57.1%	58.6%	44.3%	41.4%	32.9%	25.7%	27.1%	21.4%	15.7%	15.7%	5.7%	12.9%
100~299人	93	57.0%	60.2%	58.1%	61.3%	63.4%	45.2%	31.2%	34.4%	24.7%	24.7%	23.7%	11.8%	1.1%	11.8%
300~999人	55	69.1%	65.5%	65.5%	67.3%	70.9%	49.1%	27.3%	32.7%	30.9%	20.0%	14.5%	7.3%	0.0%	10.9%
1,000人以上	62	82.3%	74.2%	62.9%	74.2%	75.8%	53.2%	45.2%	37.1%	24.2%	32.3%	24.2%	19.4%	0.0%	1.6%
建設業	30	50.0%	33.3%	46.7%	33.3%	33.3%	36.7%	13.3%	20.0%	16.7%	10.0%	16.7%	6.7%	3.3%	30.0%
製造業	123	46.3%	52.0%	49.6%	47.2%	41.5%	30.1%	27.6%	13.8%	23.6%	15.4%	13.0%	11.4%	2.4%	24.4%
運輸業·通信業	33	57.6%	45.5%	45.5%	42.4%	54.5%	30.3%	24.2%	18.2%	30.3%	15.2%	15.2%	9.1%	0.0%	30.3%
卸売·小売業	92	62.0%	58.7%	50.0%	58.7%	50.0%	39.1%	30.4%	29.3%	23.9%	18.5%	19.6%	13.0%	3.3%	10.9%
金融•保険業	20	75.0%	75.0%	85.0%	85.0%	90.0%	65.0%	60.0%	30.0%	25.0%	35.0%	25.0%	15.0%	0.0%	0.0%
飲食店、宿泊業	27	48.1%	40.7%	37.0%	40.7%	37.0%	33.3%	14.8%	14.8%	18.5%	14.8%	14.8%	7.4%	0.0%	29.6%
医療、福祉	81	70.4%	72.8%	71.6%	67.9%	58.0%	56.8%	39.5%	33.3%	27.2%	33.3%	22.2%	18.5%	0.0%	6.2%
教育、学習支援業	13	38.5%	38.5%	46.2%	38.5%	38.5%	38.5%	15.4%	15.4%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.1%
サービス業	76	52.6%	44.7%	48.7%	51.3%	50.0%	35.5%	23.7%	21.1%	10.5%	10.5%	11.8%	10.5%	1.3%	17.1%
労働組合がある	135	63.0%	66.7%	56.3%	60.0%	65.9%	45.2%	39.3%	31.9%	29.6%	25.9%	20.7%	14.8%	1.5%	9.6%
労働組合がない	355	53.5%	49.6%	52.4%	50.7%	43.1%	37.2%	24.8%	18.9%	18.6%	15.2%	14.4%	10.7%	1.4%	20.8%

表 15-2 女性が活躍するための取組み【実施している取組み】(複数回答)

実施している	有効回答 事業所数		スキルアップの 機会を男女 同様に与え ること	女性の 就業支援に 関する支援	性別に左右 されない公 正・透明な 人事管理制 度、評価集	セクシュアル ハラスメント 防止など職 場環境の整 備	女性のモチ ベーションや 職業意識を 高めるための 研修などの 実施	女性の活躍 の必要性に ついての理解 促進	転勤時の 配慮	女性従業員 の割合が 低い職務へ の積極的 登用・採用	メンター制度 の導入および ロールモデル の育成	に関する	職種に必要 とする要件の 緩和	その他	特にない
全体	495	25.1%	37.6%	25.5%	36.4%	36.8%	18.6%	13.5%	13.7%	10.3%	5.3%	6.1%	3.6%	0.2%	37.6%
10~29人	138	15.9%	21.0%	16.7%	17.4%	15.9%	8.7%	7.2%	5.1%	4.3%	1.4%	2.9%	2.9%	0.7%	60.1%
30~49人	60	21.7%	31.7%	20.0%	30.0%	20.0%	20.0%	8.3%	6.7%	11.7%	1.7%	5.0%	1.7%	0.0%	36.7%
50~99人	70	22.9%	34.3%	25.7%	42.9%	35.7%	21.4%	21.4%	12.9%	12.9%	5.7%	4.3%	4.3%	0.0%	34.3%
100~299人	93	24.7%	47.3%	28.0%	41.9%	47.3%	20.4%	12.9%	20.4%	12.9%	11.8%	8.6%	4.3%	0.0%	25.8%
300~999人	55	40.0%	58.2%	38.2%	52.7%	67.3%	23.6%	14.5%	27.3%	14.5%	0.0%	9.1%	1.8%	0.0%	16.4%
1,000人以上	63	38.1%	57.1%	38.1%	60.3%	66.7%	30.2%	25.4%	20.6%	12.7%	12.7%	11.1%	7.9%	0.0%	20.6%
建設業	30	40.0%	23.3%	20.0%	26.7%	23.3%	16.7%	10.0%	16.7%	3.3%	0.0%	6.7%	3.3%	0.0%	43.3%
製造業	123	22.8%	33.3%	25.2%	31.7%	29.3%	17.9%	15.4%	8.9%	10.6%	6.5%	4.9%	2.4%	0.8%	46.3%
運輸業·通信業	33	24.2%	33.3%	27.3%	21.2%	42.4%	21.2%	3.0%	15.2%	12.1%	0.0%	3.0%	3.0%	0.0%	48.5%
卸売·小売業	92	23.9%	38.0%	17.4%	46.7%	38.0%	14.1%	15.2%	14.1%	12.0%	5.4%	8.7%	4.3%	0.0%	32.6%
金融・保険業	20	60.0%	70.0%	50.0%	60.0%	85.0%	45.0%	25.0%	25.0%	20.0%	25.0%	15.0%	10.0%	0.0%	5.0%
飲食店、宿泊業	27	18.5%	29.6%	18.5%	18.5%	25.9%	18.5%	3.7%	7.4%	11.1%	3.7%	3.7%	0.0%	0.0%	48.1%
医療、福祉	80	27.5%	53.8%	35.0%	46.3%	37.5%	28.8%	18.8%	18.8%	12.5%	7.5%	6.3%	7.5%	0.0%	27.5%
教育、学習支援業	13	30.8%	30.8%	23.1%	38.5%	38.5%	15.4%	7.7%	15.4%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	46.2%
サービス業	77	14.3%	29.9%	23.4%	31.2%	40.3%	7.8%	10.4%	13.0%	5.2%	1.3%	5.2%	1.3%	0.0%	36.4%
労働組合がある	135	29.6%	51.9%	28.9%	48.1%	58.5%	25.2%	21.5%	20.7%	17.0%	10.4%	10.4%	5.9%	0.0%	25.2%
労働組合がない	355	23.4%	32.7%	24.5%	32.1%	29.0%	16.3%	10.7%	11.3%	7.9%	3.4%	4.5%	2.8%	0.3%	42.0%

## (24) 女性が活躍するための取組みの効果 【設問25】

(23)で何らかの取組みをしていると回答した事業所での、女性が活躍するための取組みによる効果としては、「男女ともに職務遂行能力によって評価されるという意識が高まった」と回答した事業所の割合が45.4%と最も高く、次いで「女性の勤続年数が伸びた」が34.2%、「男性が女性を対等な存在として見るようになった」が30.4%となっている。

## 図 21 女性が活躍するための取組みの効果(複数回答)

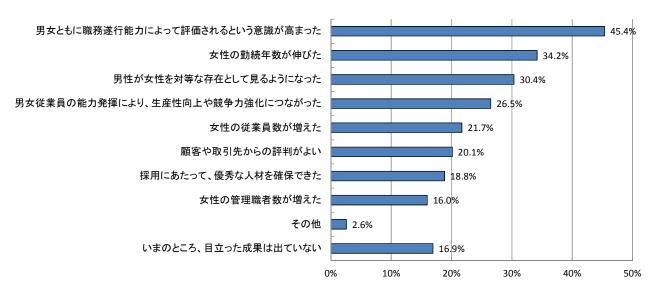


表 16 女性が活躍するための取組みの効果(複数回答)

	有効回答 事業所数	男女ともに職 務遂行能力に よって評価され るという意識が 高まった	女性の勤続年数が伸びた	男性が女性を 対等な存在と して見るように なった	男女従業員の 能力発揮により、生産性向 上や競争力強 化につながった	女性の 従業員数が 増えた	顧客や取引先 からの評判が よい	採用にあたっ て、優秀な 人材を確保 できた	女性の管理職 者数が増えた	その他	いまのところ、 目立った成果 は出ていない
全体	313	45.4%	34.2%	30.4%	26.5%	21.7%	20.1%	18.8%	16.0%	2.6%	16.9%
10~29人	56	32.1%	39.3%	37.5%	30.4%	16.1%	28.6%	14.3%	8.9%	1.8%	16.1%
30~49人	41	39.0%	26.8%	22.0%	31.7%	19.5%	26.8%	7.3%	7.3%	4.9%	14.6%
50~99人	44	50.0%	34.1%	25.0%	18.2%	29.5%	15.9%	9.1%	13.6%	6.8%	22.7%
100~299人	70	51.4%	38.6%	27.1%	22.9%	20.0%	18.6%	20.0%	18.6%	1.4%	14.3%
300~999人	45	48.9%	31.1%	35.6%	24.4%	28.9%	17.8%	26.7%	28.9%	0.0%	20.0%
1,000人以上	52	48.1%	30.8%	32.7%	30.8%	19.2%	11.5%	28.8%	19.2%	1.9%	15.4%
建設業	16	31.3%	43.8%	18.8%	25.0%	12.5%	31.3%	25.0%	12.5%	0.0%	25.0%
製造業	67	44.8%	29.9%	26.9%	29.9%	23.9%	16.4%	16.4%	6.0%	1.5%	22.4%
運輸業·通信業	20	15.0%	30.0%	10.0%	30.0%	30.0%	25.0%	25.0%	10.0%	0.0%	25.0%
卸売·小売業	62	48.4%	43.5%	25.8%	25.8%	22.6%	19.4%	19.4%	22.6%	3.2%	4.8%
金融•保険業	20	50.0%	35.0%	50.0%	25.0%	5.0%	20.0%	5.0%	35.0%	0.0%	10.0%
飲食店、宿泊業	16	50.0%	25.0%	37.5%	25.0%	12.5%	25.0%	31.3%	6.3%	0.0%	25.0%
医療、福祉	58	56.9%	32.8%	41.4%	27.6%	20.7%	19.0%	20.7%	27.6%	5.2%	24.1%
教育、学習支援業	6	16.7%	16.7%	50.0%	0.0%	50.0%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%
サービス業	48	45.8%	33.3%	27.1%	25.0%	25.0%	20.8%	16.7%	6.3%	2.1%	12.5%
労働組合がある	104	42.3%	36.5%	28.8%	23.1%	21.2%	18.3%	23.1%	21.2%	1.0%	16.3%
労働組合がない	206	46.6%	33.5%	31.6%	28.6%	22.3%	20.9%	17.0%	13.6%	3.4%	17.5%

## (25) 女性が活躍するための取組みが進まない理由 【設問26】

(23) で実施している取組みは特にないと回答した事業所での、女性が活躍するための取組みが進んでいない理由としては、「女性が少ない、いない」と回答した事業所の割合が 39.5%と最も高く、次いで「家事、育児、介護等の家族的責任を考慮し、配置や時間外労働等に制約がある」が 30.7%、「女性に時間外労働や深夜におよぶ業務をさせにくい」が 20.2%となっている。

図 22 女性が活躍するための取組みが進まない理由(複数回答)

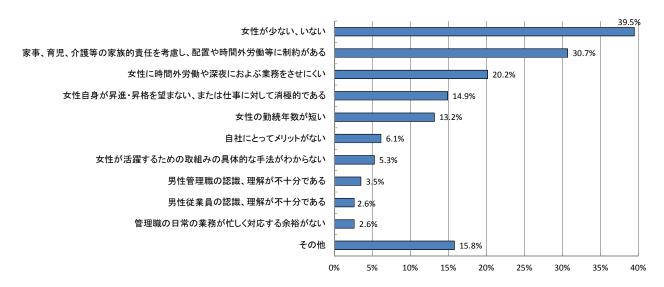


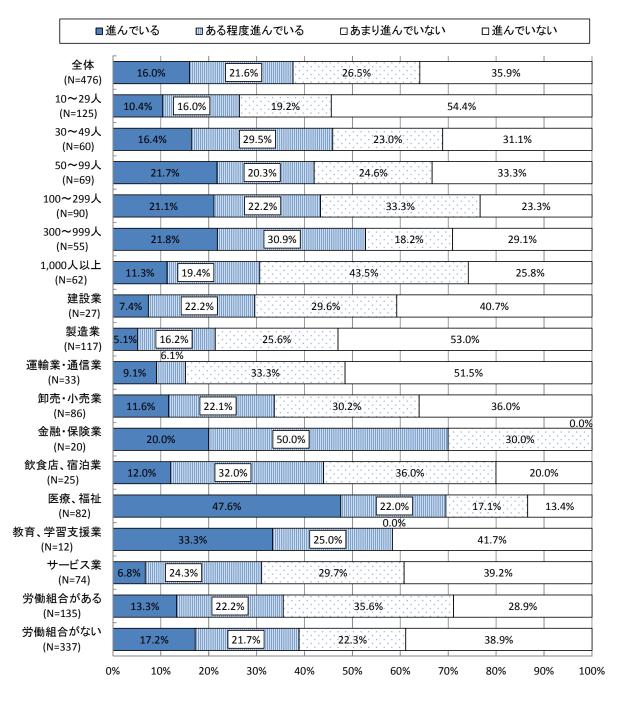
表 17 女性が活躍するための取組みが進まない理由(複数回答)

	有効回答 事業所数	女性が 少ない、いない	家事、育児、 介護等の家族 的責任を考慮 し、配置や時 間外労働等に 制約がある	女性に時間外 労働や深夜に およぶ業務をさ せにくい	女性自身が昇 進・昇格を望ま ない、または仕 事に対して消 極的である		自社にとって メリットがない	女性が活躍するための取組 みの具体的な 手法がわからない	男性管理職の 認識、理解が 不十分である	男性従業員の 認識、理解が 不十分である	管理職の日常 の業務が忙しく 対応する余裕 がない	その他
全体	114	39.5%	30.7%	20.2%	14.9%	13.2%	6.1%	5.3%	3.5%	2.6%	2.6%	15.8%
10~29人	53	45.3%	20.8%	18.9%	5.7%	7.5%	7.5%	3.8%	1.9%	0.0%	1.9%	15.1%
30~49人	10	10.0%	40.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	20.0%	10.0%	20.0%	0.0%	30.0%
50~99人	15	46.7%	53.3%	40.0%	33.3%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	13.3%
100~299人	15	53.3%	40.0%	33.3%	33.3%	13.3%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%
300~999人	11	36.4%	27.3%	0.0%	27.3%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%
1,000人以上	5	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%
建設業	4	100.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
製造業	46	37.0%	41.3%	30.4%	26.1%	15.2%	13.0%	4.3%	2.2%	0.0%	4.3%	6.5%
運輸業·通信業	12	58.3%	25.0%	33.3%	25.0%	16.7%	8.3%	16.7%	16.7%	16.7%	8.3%	8.3%
卸売·小売業	16	25.0%	25.0%	6.3%	6.3%	12.5%	0.0%	6.3%	6.3%	0.0%	0.0%	31.3%
金融·保険業	0	_	-	_	-	_	_	_	-	_	-	-
飲食店、宿泊業	6	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	50.0%
医療、福祉	7	0.0%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%
教育、学習支援業	3	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%
サービス業	20	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	8.3%	6.3%	0.0%	0.0%	22.9%	0.0%	6.3%
労働組合がある	24	41.7%	37.5%	16.7%	20.8%	16.7%	4.2%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	12.5%
労働組合がない	88	39.8%	29.5%	20.5%	13.6%	12.5%	5.7%	6.8%	3.4%	3.4%	3.4%	17.0%

## (26) 女性の管理職登用の状況 【設問27】

女性の管理職登用の状況については、「進んでいる」または「ある程度進んでいる」と回答した事業所が 37.6%となっている一方、「進んでいない」または「あまり進んでいない」と回答した事業所が 62.4%となっている。

### 図 23 女性の管理職登用の状況



## (27) 女性の管理職登用が進まない理由(複数回答) 【設問28】

(26) で「進んでいない」または「あまり進んでいない」と回答した事業所での、女性の管理職登用が進まない理由としては、「必要な知識、経験、判断力等を有する女性が少ない」が 31.0% と最も高く、次いで「女性自身が管理職となることを希望しない」が 27.7%、「女性が少ない、いない」が 27.1%となっている。

## 図 24 女性の管理職登用が進まない理由(複数回答)

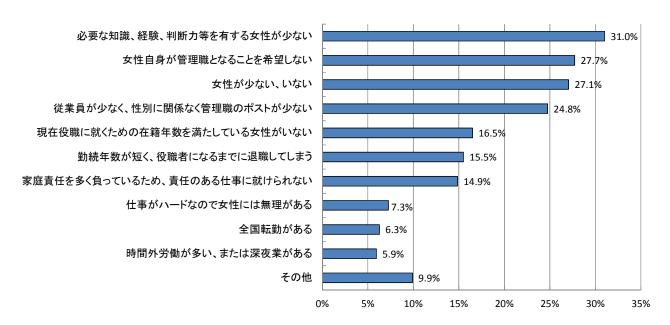


表 18 女性の管理職登用が進まない理由(複数回答)

	有効回答 事業所数	必要な知 識、経験、 判断力等 を有する女 性が少ない	女性自身 が管理職と なることを <del>希</del> 望しない	女性が少ない、いない	従業員が 少なく、、 別に関職の く管理 ポストが ない	現在役職 に就くたの の在籍たし ないる女 でいる女い がいない	勤続年数 が短く、役 職者になる までに退職 してしまう	家庭責任 を多く負って いるため、 責任のある 仕事に就け られない	仕事がハー ドなので女 性には無理 がある	全国転勤がある	時間外労働が多い、または深夜業がある	その他
全体	303	31.0%	27.7%	27.1%	24.8%	16.5%	15.5%	14.9%	7.3%	6.3%	5.9%	9.9%
10~29人	96	15.6%	17.7%	32.3%	42.7%	12.5%	7.3%	13.5%	9.4%	1.0%	4.2%	10.4%
30~49人	33	36.4%	24.2%	18.2%	27.3%	12.1%	15.2%	18.2%	6.1%	0.0%	9.1%	0.0%
50~99人	43	37.2%	34.9%	20.9%	20.9%	20.9%	11.6%	27.9%	4.7%	0.0%	4.7%	0.0%
100~299人	50	46.0%	26.0%	32.0%	10.0%	18.0%	20.0%	8.0%	10.0%	2.0%	12.0%	0.0%
300~999人	27	44.4%	25.9%	29.6%	14.8%	33.3%	29.6%	14.8%	0.0%	7.4%	0.0%	0.0%
1,000人以上	43	32.6%	48.8%	23.3%	7.0%	11.6%	23.3%	11.6%	7.0%	34.9%	7.0%	0.0%
建設業	21	23.8%	14.3%	52.4%	14.3%	9.5%	4.8%	19.0%	9.5%	0.0%	4.8%	14.3%
製造業	93	31.2%	31.2%	28.0%	30.1%	28.0%	11.8%	22.6%	6.5%	7.5%	3.2%	6.5%
運輸業•通信業	28	28.6%	17.9%	42.9%	21.4%	7.1%	14.3%	28.6%	17.9%	21.4%	10.7%	10.7%
卸売·小売業	58	29.3%	39.7%	19.0%	15.5%	13.8%	31.0%	10.3%	5.2%	3.4%	6.9%	17.2%
金融•保険業	6	33.3%	66.7%	16.7%	0.0%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%
飲食店、宿泊業	14	28.6%	14.3%	7.1%	28.6%	0.0%	14.3%	7.1%	21.4%	7.1%	28.6%	7.1%
医療、福祉	25	32.0%	24.0%	0.0%	48.0%	4.0%	16.0%	4.0%	0.0%	0.0%	4.0%	12.0%
教育、学習支援業	5	40.0%	0.0%	60.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
サービス業	53	35.8%	22.6%	32.1%	24.5%	17.0%	9.4%	7.5%	5.7%	3.8%	3.8%	3.8%
労働組合がある	88	39.8%	39.8%	29.5%	10.2%	18.2%	28.4%	12.5%	5.7%	13.6%	5.7%	5.7%
労働組合がない	210	28.1%	22.9%	26.7%	31.0%	15.2%	10.0%	15.7%	8.1%	3.3%	5.7%	11.9%

## 【多様な働き方】

## (28) 雇用形態の転換制度 【設問29】

非正規社員・職員から正規社員・職員への転換について、制度または実際例のいずれかがある 企業は 76.1%であるのに対し、正規社員・職員から非正規社員・職員への転換では 57.6%となっている。

## 図 25 雇用形態の転換制度と実際例の有無

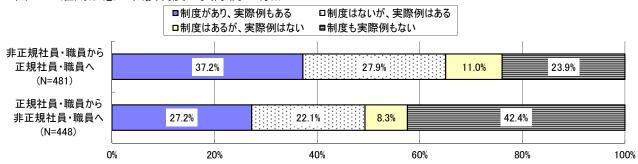


表 19-1 雇用形態の転換制度と実際例の有無(非正規社員・職員から正規社員・職員へ)

五 10 1 /E/11/			/// (7) <del>11</del> /96 11 9			,
非正規から正規へ	有効回答 事業所数	制度があり、 実際例もある	制度はあるが、 実際例はない	制度はないが、 実際例はある	制度も実際例も ない	計
全体	481	37.2%	11.0%	27.9%	23.9%	100.0%
10~29人	132	21.2%	9.1%	28.0%	41.7%	100.0%
30~49人	60	36.7%	16.7%	30.0%	16.7%	100.0%
50~99人	70	32.9%	10.0%	37.1%	20.0%	100.0%
100~299人	89	40.4%	9.0%	36.0%	14.6%	100.0%
300~999人	55	58.2%	12.7%	16.4%	12.7%	100.0%
1,000人以上	61	59.0%	13.1%	14.8%	13.1%	100.0%
建設業	29	20.7%	6.9%	34.5%	37.9%	100.0%
製造業	119	34.5%	11.8%	22.7%	31.1%	100.0%
運輸業•通信業	30	50.0%	3.3%	20.0%	26.7%	100.0%
卸売·小売業	90	36.7%	16.7%	26.7%	20.0%	100.0%
金融•保険業	19	52.6%	10.5%	0.0%	36.8%	100.0%
飲食店、宿泊業	27	40.7%	18.5%	25.9%	14.8%	100.0%
医療、福祉	80	46.3%	3.8%	47.5%	2.5%	100.0%
教育、学習支援業	14	21.4%	7.1%	28.6%	42.9%	100.0%
サービス業	73	31.5%	13.7%	24.7%	30.1%	100.0%
労働組合がある	133	48.1%	9.8%	20.3%	21.8%	100.0%
労働組合がない	344	32.8%	11.3%	30.8%	25.0%	100.0%

表 19-2 雇用形態の転換制度と実際例の有無(正規社員・職員から非正規社員・職員へ)

正規から非正規へ	有効回答 事業所数	制度があり、 実際例もある	制度はあるが、 実際例はない	制度はないが、 実際例はある	制度も実際例も ない	計
全体	448	27.2%	8.3%	22.1%	42.4%	100.0%
10~29人	121	18.2%	9.1%	14.9%	57.9%	100.0%
30~49人	52	26.9%	11.5%	17.3%	44.2%	100.0%
50~99人	64	29.7%	9.4%	25.0%	35.9%	100.0%
100~299人	85	36.5%	5.9%	32.9%	24.7%	100.0%
300~999人	52	30.8%	3.8%	21.2%	44.2%	100.0%
1,000人以上	60	31.7%	8.3%	25.0%	35.0%	100.0%
建設業	27	18.5%	3.7%	14.8%	63.0%	100.0%
製造業	106	19.8%	6.6%	15.1%	58.5%	100.0%
運輸業•通信業	31	45.2%	0.0%	12.9%	41.9%	100.0%
卸売·小売業	85	18.8%	12.9%	31.8%	36.5%	100.0%
金融•保険業	18	55.6%	5.6%	5.6%	33.3%	100.0%
飲食店、宿泊業	26	23.1%	19.2%	23.1%	34.6%	100.0%
医療、福祉	71	38.0%	1.4%	42.3%	18.3%	100.0%
教育、学習支援業	13	15.4%	15.4%	23.1%	46.2%	100.0%
サービス業	71	29.6%	12.7%	11.3%	46.5%	100.0%
労働組合がある	130	30.0%	6.9%	25.4%	37.7%	100.0%
労働組合がない	315	26.0%	8.6%	20.6%	44.8%	100.0%

## 【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)経営】

## (29)対応すべき経営課題 【設問30】

対応すべき経営課題としては、「優秀な人材の確保が困難である」と回答した事業所の割合が53.2%と最も高く、次いで「従業員の心身の健康」が23.3%、「仕事の生産性が低い」が19.1%となっている。

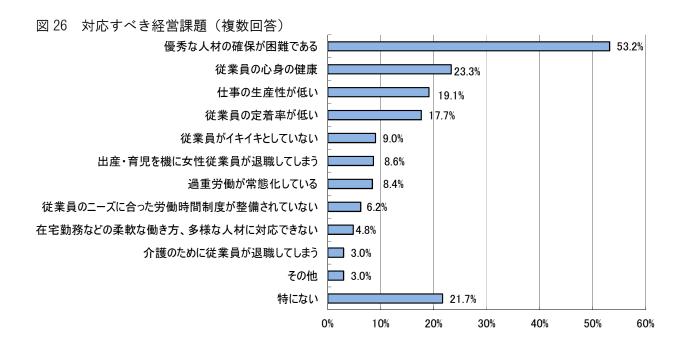


表 20 対応すべき経営課題(複数回答)

	有効回答 事業所数	優秀な人 材の確保 が困難で ある	従業員の 心身の健康	仕事の 生産性 が低い	従業員の 定着率が 低い	従業員が イキイキと していない	出産・育 児を機に 女性が退 員 してしまう	過重労働 が常態化 している	従業員の ニーズ労働 時間制度 が整備さ れていない	在宅勤務な どの柔軟な 働き方、多 様な人材に 対応できない	介護のた めに従業 員が退職 してしまう	その他	特にない
全体	498	53.2%	23.3%	19.1%	17.7%	9.0%	8.6%	8.4%	6.2%	4.8%	3.0%	3.0%	21.7%
10~29人	141	53.9%	12.1%	16.3%	13.5%	7.8%	7.1%	7.1%	5.0%	4.3%	1.4%	1.4%	27.0%
30~49人	63	50.8%	22.2%	23.8%	14.3%	12.7%	14.3%	6.3%	3.2%	3.2%	0.0%	4.8%	12.7%
50~99人	69	59.4%	27.5%	18.8%	21.7%	8.7%	7.2%	10.1%	5.8%	7.2%	4.3%	2.9%	18.8%
100~299人	92	55.4%	30.4%	19.6%	22.8%	10.9%	12.0%	9.8%	7.6%	1.1%	7.6%	2.2%	16.3%
300~999人	55	54.5%	25.5%	12.7%	9.1%	7.3%	7.3%	9.1%	12.7%	7.3%	0.0%	1.8%	25.5%
1,000人以上	62	41.9%	35.5%	14.5%	21.0%	8.1%	4.8%	9.7%	3.2%	8.1%	1.6%	4.8%	24.2%
建設業	30	56.7%	26.7%	10.0%	6.7%	10.0%	0.0%	10.0%	3.3%	6.7%	0.0%	0.0%	26.7%
製造業	124	51.6%	25.8%	19.4%	12.9%	10.5%	4.8%	4.8%	0.0%	5.6%	3.2%	4.8%	21.8%
運輸業·通信業	32	71.9%	18.8%	15.6%	31.3%	9.4%	0.0%	12.5%	15.6%	6.3%	0.0%	0.0%	6.3%
卸売·小売業	93	40.9%	18.3%	22.6%	8.6%	6.5%	15.1%	5.4%	10.8%	1.1%	3.2%	1.1%	30.1%
金融•保険業	20	30.0%	40.0%	20.0%	5.0%	15.0%	5.0%	10.0%	0.0%	5.0%	0.0%	5.0%	30.0%
飲食店、宿泊業	27	70.4%	14.8%	22.2%	33.3%	7.4%	11.1%	11.1%	7.4%	7.4%	7.4%	0.0%	18.5%
医療、福祉	82	69.5%	31.7%	17.1%	34.1%	13.4%	18.3%	14.6%	7.3%	6.1%	3.7%	6.1%	9.8%
教育、学習支援業	14	42.9%	7.1%	7.1%	14.3%	0.0%	21.4%	7.1%	0.0%	0.0%	7.1%	7.1%	28.6%
サービス業	76	46.1%	18.4%	17.1%	15.8%	5.3%	1.3%	7.9%	9.2%	5.3%	2.6%	1.3%	26.3%
労働組合がある	133	45.1%	33.8%	21.8%	7.5%	8.3%	6.0%	9.0%	6.8%	6.8%	0.8%	3.0%	19.5%
労働組合がない	360	56.1%	19.7%	16.9%	21.7%	9.2%	9.7%	8.3%	5.8%	4.2%	3.9%	3.1%	22.5%

## <u>(30) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) に関する取組み 【設問31】</u>

ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの内容について、「実施している」取組みの中では「労働時間削減の取組み」が 39.7%、「今後、実施したい」取組みの中では「従業員の心身の健康支援」が 28.1%と最も高くなっている。

図 27 実施している、または実施したいワーク・ライフ・バランスに関する取組み(複数回答)

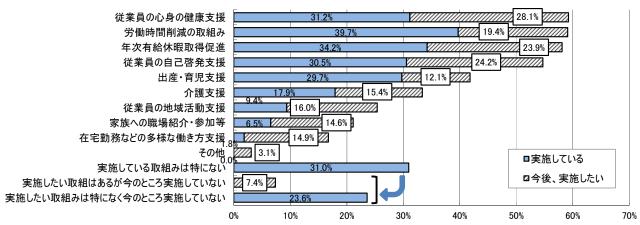


表 21-1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組み【実施している】(複数回答)

実施している	有効回答 事業所数	従業員の 心身の 健康支援	労働時間 削減の 取組み	年次有給 休暇取得 促進	従業員の 自己啓発 支援	出産• 育児支援	介護支援	従業員の 地域活動 支援	家族への 職場紹介・ 参加等	在宅勤務 などの多様 な働き方 支援	その他	特にない
全体	491	31.2%	39.7%	34.2%	30.5%	29.7%	17.9%	9.4%	6.5%	1.8%	0.0%	31.0%
10~29人	137	19.7%	22.6%	20.4%	15.3%	15.3%	8.8%	5.8%	5.8%	2.9%	0.0%	49.6%
30~49人	59	22.0%	37.3%	23.7%	25.4%	22.0%	13.6%	6.8%	5.1%	0.0%	0.0%	35.6%
50~99人	70	27.1%	32.9%	32.9%	38.6%	32.9%	17.1%	8.6%	7.1%	1.4%	0.0%	28.6%
100~299人	91	35.2%	47.3%	42.9%	31.9%	34.1%	11.0%	3.3%	4.4%	0.0%	0.0%	18.7%
300~999人	55	43.6%	52.7%	49.1%	38.2%	43.6%	36.4%	20.0%	5.5%	1.8%	0.0%	16.4%
1,000人以上	62	58.1%	71.0%	58.1%	58.1%	51.6%	40.3%	21.0%	14.5%	3.2%	0.0%	6.5%
建設業	30	30.0%	40.0%	33.3%	33.3%	30.0%	13.3%	10.0%	3.3%	3.3%	0.0%	33.3%
製造業	121	33.1%	41.3%	29.8%	34.7%	28.1%	17.4%	10.7%	10.7%	3.3%	0.0%	33.1%
運輸業•通信業	32	40.6%	37.5%	34.4%	31.3%	0.0%	12.5%	15.6%	12.5%	0.0%	0.0%	34.4%
卸売·小売業	89	32.6%	50.6%	28.1%	29.2%	29.2%	18.0%	2.2%	4.5%	2.2%	0.0%	28.1%
金融•保険業	20	45.0%	65.0%	50.0%	45.0%	40.0%	35.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%
飲食店、宿泊業	26	15.4%	30.8%	7.7%	15.4%	7.7%	3.8%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	46.2%
医療、福祉	85	34.1%	24.7%	48.2%	31.8%	41.2%	24.7%	14.1%	8.2%	0.0%	0.0%	27.1%
教育、学習支援業	13	23.1%	38.5%	53.8%	30.8%	30.8%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	38.5%
サービス業	75	22.7%	38.7%	34.7%	24.0%	25.3%	17.3%	5.3%	4.0%	2.7%	0.0%	30.7%
労働組合がある	133	48.1%	60.9%	47.4%	46.6%	41.4%	33.1%	17.3%	9.0%	1.5%	0.0%	9.8%
労働組合がない	353	24.9%	31.7%	29.7%	24.6%	25.8%	12.5%	6.5%	5.7%	2.0%	0.0%	38.8%

表 21-2 ワーク・ライフ・バランスに関する取組み【実施したい】(複数回答)

実施したい	有効回答 事業所数	従業員の 心身の 健康支援	労働時間 削減の 取組み	年次有給 休暇取得 促進	従業員の 自己啓発 支援	出産• 育児支援	介護支援	従業員の 地域活動 支援	家族への 職場紹介・ 参加等	在宅勤務 などの多様 な働き方 支援	その他	特にない
全体	356	28.1%	19.4%	23.9%	24.2%	12.1%	15.4%	16.0%	14.6%	14.9%	3.1%	23.6%
10~29人	108	24.1%	14.8%	13.9%	21.3%	10.2%	13.9%	13.9%	6.5%	9.3%	4.6%	39.8%
30~49人	46	34.8%	23.9%	28.3%	37.0%	17.4%	15.2%	19.6%	15.2%	10.9%	4.3%	10.9%
50~99人	50	36.0%	20.0%	32.0%	22.0%	12.0%	22.0%	26.0%	22.0%	22.0%	6.0%	20.0%
100~299人	66	33.3%	19.7%	27.3%	24.2%	21.2%	18.2%	19.7%	13.6%	13.6%	0.0%	12.1%
300~999人	34	44.1%	29.4%	23.5%	38.2%	2.9%	5.9%	8.8%	35.3%	17.6%	2.9%	5.9%
1,000人以上	36	5.6%	25.0%	38.9%	8.3%	8.3%	19.4%	8.3%	16.7%	33.3%	0.0%	8.3%
建設業	20	30.0%	30.0%	15.0%	25.0%	10.0%	15.0%	25.0%	20.0%	15.0%	10.0%	15.0%
製造業	89	27.0%	15.7%	22.5%	21.3%	11.2%	13.5%	10.1%	11.2%	18.0%	3.4%	25.8%
運輸業•通信業	21	28.6%	14.3%	23.8%	19.0%	4.8%	23.8%	4.8%	9.5%	4.8%	0.0%	38.1%
卸売·小売業	69	20.3%	20.3%	34.8%	26.1%	10.1%	13.0%	17.4%	10.1%	15.9%	1.4%	17.4%
金融•保険業	11	45.5%	18.2%	27.3%	18.2%	9.1%	0.0%	18.2%	27.3%	27.3%	0.0%	18.2%
飲食店、宿泊業	20	15.0%	25.0%	25.0%	25.0%	20.0%	20.0%	5.0%	20.0%	5.0%	5.0%	40.0%
医療、福祉	64	37.5%	18.8%	20.3%	34.4%	15.6%	21.9%	28.1%	23.4%	18.8%	3.1%	18.8%
教育、学習支援業	8	25.0%	0.0%	12.5%	12.5%	25.0%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	0.0%	50.0%
サービス業	54	29.6%	24.1%	20.4%	18.5%	11.1%	13.0%	14.8%	11.1%	9.3%	3.7%	22.2%
労働組合がある	79	24.1%	24.1%	41.8%	21.5%	10.1%	12.7%	15.2%	19.0%	30.4%	1.3%	8.9%
労働組合がない	273	28.9%	17.6%	18.7%	24.5%	12.5%	16.1%	16.1%	13.2%	10.3%	3.3%	27.8%

## (31) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する取組みの効果 【設問32】

(30)で何らかの取組みをしていると回答した事業所での、ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果としては、「従業員の仕事への意欲が向上した」と回答した事業所の割合が 27.9%と最も高く、次いで「従業員の時間管理能力が向上した」が 24.0%、「女性従業員の定着率を高めた」が 22.6%となっている。

図 28 ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果(複数回答)

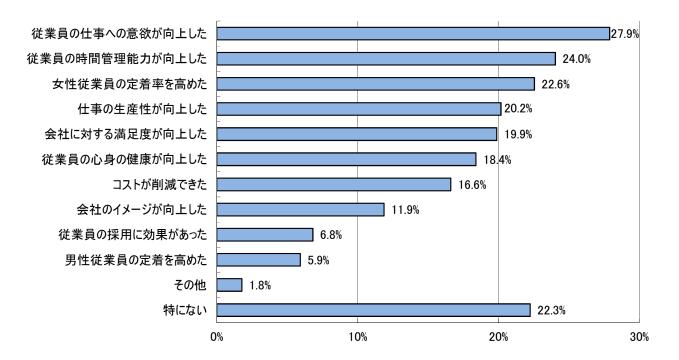


表 22 ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果(複数回答)

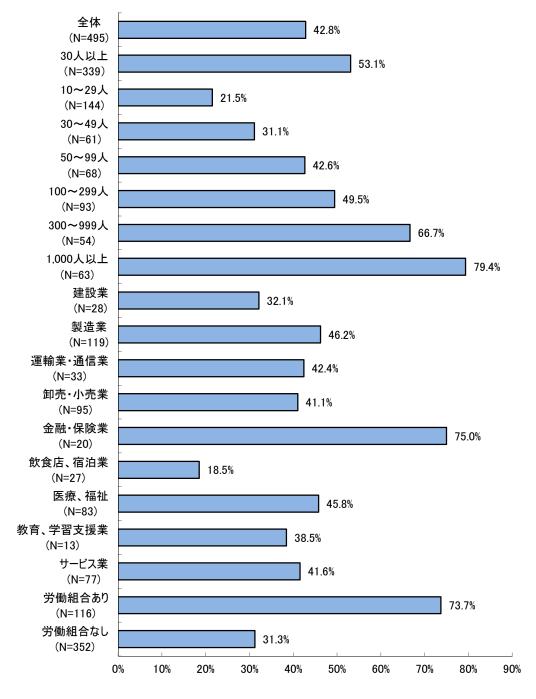
	有効回答 事業所数	従業員の仕 事への意欲が 向上した	従業員の時 間管理能力 が向上した	女性従業員 の定着率を 高めた	仕事の 生産性が 向上した	会社に対する 満足度が 向上した	従業員の心 身の健康が 向上した	コストが削 減できた	会社の イメージ が向上した	従業員の 採用に効 果があった	男性従業員 の定着率を 高めた	その他	特にない
全体	337	27.9%	24.0%	22.6%	20.2%	19.9%	18.4%	16.6%	11.9%	6.8%	5.9%	1.8%	22.3%
10~29人	72	25.0%	22.2%	16.7%	15.3%	19.4%	18.1%	9.7%	5.6%	6.9%	6.9%	2.8%	22.2%
30~49人	39	30.8%	23.1%	28.2%	12.8%	15.4%	20.5%	2.6%	17.9%	5.1%	2.6%	0.0%	20.5%
50~99人	49	34.7%	24.5%	24.5%	20.4%	20.4%	8.2%	0.0%	18.4%	6.1%	6.1%	2.0%	20.4%
100~299人	72	25.0%	22.2%	29.2%	19.4%	19.4%	20.8%	16.7%	5.6%	2.8%	8.3%	0.0%	23.6%
300~999人	45	33.3%	33.3%	15.6%	28.9%	15.6%	11.1%	28.9%	13.3%	8.9%	4.4%	2.2%	22.2%
1,000人以上	55	20.0%	21.8%	20.0%	21.8%	25.5%	25.5%	18.2%	18.2%	9.1%	3.6%	0.0%	25.5%
建設業	20	20.0%	10.0%	15.0%	20.0%	25.0%	10.0%	5.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	35.0%
製造業	81	22.2%	24.7%	23.5%	16.0%	19.8%	22.2%	18.5%	13.6%	7.4%	9.9%	4.9%	17.3%
運輸業·通信業	21	19.0%	42.9%	19.0%	38.1%	9.5%	23.8%	19.0%	23.8%	14.3%	4.8%	0.0%	19.0%
卸売·小売業	64	31.3%	25.0%	18.8%	20.3%	14.1%	7.8%	23.4%	12.5%	6.3%	4.7%	0.0%	26.6%
金融•保険業	15	20.0%	33.3%	26.7%	20.0%	26.7%	26.7%	26.7%	26.7%	13.3%	6.7%	0.0%	26.7%
飲食店、宿泊業	13	23.1%	15.4%	23.1%	15.4%	23.1%	15.4%	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%	38.5%
医療、福祉	61	37.7%	16.4%	34.4%	19.7%	23.0%	16.4%	11.5%	4.9%	8.2%	9.8%	3.3%	21.3%
教育、学習支援業	8	37.5%	37.5%	25.0%	0.0%	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
サービス業	54	29.6%	25.9%	14.8%	24.1%	20.4%	27.8%	16.7%	11.1%	3.7%	1.9%	0.0%	18.5%
労働組合がある	116	23.3%	30.2%	18.1%	20.7%	16.4%	15.5%	19.8%	13.8%	5.2%	4.3%	1.7%	25.9%
労働組合がない	218	29.8%	21.1%	25.2%	20.2%	22.0%	20.2%	14.7%	11.0%	7.8%	6.9%	1.8%	20.6%

## 【メンタルヘルスケア(心の健康対策)】

## <u>(32) メンタルヘルスケア(心の健康対策)の実施の有無 【設問33】</u>

メンタルヘルスケアを実施している事業所の割合は全体では 42.8%となり、前年の 44.8%に対し、2.0 ポイント下回っている。企業規模 30 人以上の事業所においても前年の 53.6%を 0.5 ポイント下回る 53.1%となっている。

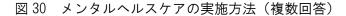
図 29 メンタルヘルスケアを実施している事業所の割合(全体)



※図内のNは、有効回答事業所数を表す

## (33) メンタルヘルスケア(心の健康対策)の実施方法 【設問34】

(32) でメンタルヘルスケアを実施していると回答した事業所での、メンタルヘルスケアの実施方法としては、「定期健康診断における問診」と回答した事業所の割合が 57.5%と最も高く、次いで「従業員に対する教育研修、情報提供」が 42.0%、「専門家によるカウンセリング」が 36.8%となっている。



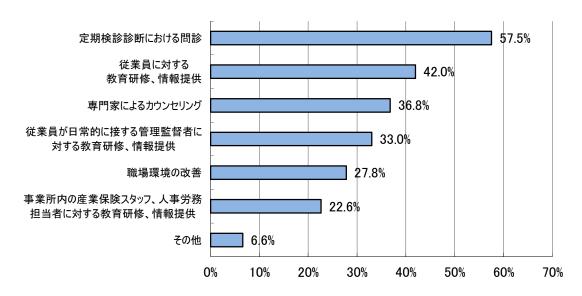


表 23 メンタルヘルスケアの実施方法(複数回答)

	有効回答 事業所数	定期健康 診断に おける問診	従業員に 対する 教育研修、 情報提供	専門家に よるカウン セリング	従業員に 常的に 接 を 管理対 を 者に 研 を を を で の で の で の の の の の の の の の の の の	職場環境 の改善	事業所内の 産業スタップ 外の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大	その他
全体	212	57.5%	42.0%	36.8%	33.0%	27.8%	22.6%	6.6%
10~29人	31	61.3%	32.3%	22.6%	22.6%	35.5%	6.5%	0.0%
30~49人	19	73.7%	47.4%	26.3%	36.8%	26.3%	15.8%	0.0%
50~99人	29	62.1%	37.9%	24.1%	13.8%	31.0%	10.3%	13.8%
100~299人	46	63.0%	39.1%	26.1%	21.7%	26.1%	23.9%	8.7%
300~999人	36	52.8%	55.6%	44.4%	41.7%	30.6%	36.1%	5.6%
1,000人以上	50	44.0%	42.0%	62.0%	54.0%	22.0%	32.0%	8.0%
建設業	9	88.9%	55.6%	22.2%	55.6%	33.3%	22.2%	11.1%
製造業	55	67.3%	45.5%	41.8%	29.1%	30.9%	25.5%	5.5%
運輸業·通信業	14	71.4%	21.4%	28.6%	28.6%	35.7%	35.7%	7.1%
卸売·小売業	39	41.0%	35.9%	43.6%	43.6%	23.1%	17.9%	2.6%
金融•保険業	15	53.3%	40.0%	33.3%	40.0%	20.0%		20.0%
飲食店、宿泊業	5	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
医療、福祉	38	60.5%	63.2%	21.1%	31.6%	36.8%	34.2%	7.9%
教育、学習支援業	5	80.0%	40.0%	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	20.0%
サービス業	32	40.6%	28.1%	50.0%	28.1%	15.6%	9.4%	3.1%
労働組合がある	101	48.5%	44.6%	49.5%	46.5%	26.7%	26.7%	5.9%
労働組合がない	110	66.4%	40.0%	24.5%	20.9%	29.1%	19.1%	7.3%

# Ⅲ. 参考表・図

### 参考表 1 産業別民営事業所数及び従業上の地位別従業者数、従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人数(滋賀県)

				従	業者数	(民営事業	所)			:	 従業者数の外	
	事業所数			無給の家族			常用雇用者		臨時		経営の事業所だ	
	<b>ず</b> 未/// 数	総数	個人業主	無	有給役員	総数	正社員·	正社員・	<sup>踊时</sup> 雇用者	派:	遣されている	人
				ICK I		140 XX	正職員	正職員以外	/E/II G	計	男	女
全産業(公務を除く)	55, 469	590, 842	23, 341	8, 260	35, 800	489, 755	295, 362	194, 393	33, 686	14, 298	8, 275	6, 022
農業,林業	299	3, 842	_	_	1, 013	2, 196	1, 338	858	662	59	43	16
漁業	24	181	_	_	57	94	75	19	30	_	_	_
鉱業,採石業,砂利採取業	26	150	1	_	45	99	76	23	5	_	-	-
建設業	6, 424	33, 415	3, 101	936	5, 527	21, 729	17, 932	3, 797	2, 122	186	97	89
製造業	5, 877	163, 329	2, 073	930	5, 809	151, 472	119, 704	31, 768	3, 045	9, 503	6, 356	3, 147
電気・ガス・熱供給・水道業	40	1, 528	_	-	17	1, 509	1, 435	74	2	39	29	10
情報通信業	404	4, 601	40	6	498	3, 999	3, 390	609	58	224	137	87
運輸業, 郵便業	1, 326	30, 731	103	28	981	27, 647	18, 825	8, 822	1, 972	374	268	106
卸売業,小売業	13, 520	111, 445	5, 648	2, 826	7, 169	89, 526	36, 454	53, 072	6, 276	1, 235	394	841
金融業,保険業	897	14, 256	85	24	617	13, 367	10, 725	2, 642	163	351	61	290
不動産業,物品賃貸業	3, 307	11, 735	1, 569	573	2, 541	6, 722	4, 589	2, 133	330	47	26	20
学術研究,専門・技術サービス業	2, 003	13, 370	998	181	1, 309	10, 445	8, 052	2, 393	437	395	141	254
宿泊業,飲食サービス業	5, 816	52, 430	3, 452	1, 468	1, 339	40, 580	8, 070	32, 510	5, 591	531	200	331
生活関連サービス業,娯楽業	4, 553	26, 212	2, 995	673	991	19, 416	9, 454	9, 962	2, 137	92	61	31
教育, 学習支援業	1, 847	16, 699	1, 134	131	336	13, 560	6, 338	7, 222	1, 538	428	118	310
医療, 福祉	3, 470	58, 872	1, 634	309	1, 979	50, 306	29, 259	21, 047	4, 644	398	69	329
複合サービス事業	352	4, 336	26	7	176	4, 021	3, 092	929	106	19	7	12
サービス業(他に分類されないもの)	5, 275	43, 665	482	168	5, 396	33, 051	16, 543	16, 508	4, 568	417	268	149

資料: 県統計課「平成24年経済センサス-活動調査」

### 用語説明

- ①「常用雇用者」とは事業所に常時雇用されている人で、期間を定めずに雇用されている人もしくは 1 か月を越える期間を定めて雇用されている人または調査日前 2 か月間でそれぞれ 18 日以上雇用されている人をいいます。
- ②「正社員・正職員」とは「常用雇用者」のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。
- ③「正社員・正職員以外」とは「常用雇用者」のうち一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイトまたはそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。
- ④「臨時雇用者」とは1か月以内の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいいます。
- ⑤「従業者数の外別経営の事業所から派遣されている人」とは他の会社など別経営の事業所から派遣されている人または下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて当該事業所で働いている人をいい、上表の従業者数には含まれていません。

## 参考表 2 事業所規模、産業、就業形態別常用労働者一人あたり平均月間出勤数、総実労働時間数、所定内労働時間及び所定外労働時間数(平成 25 年平均)

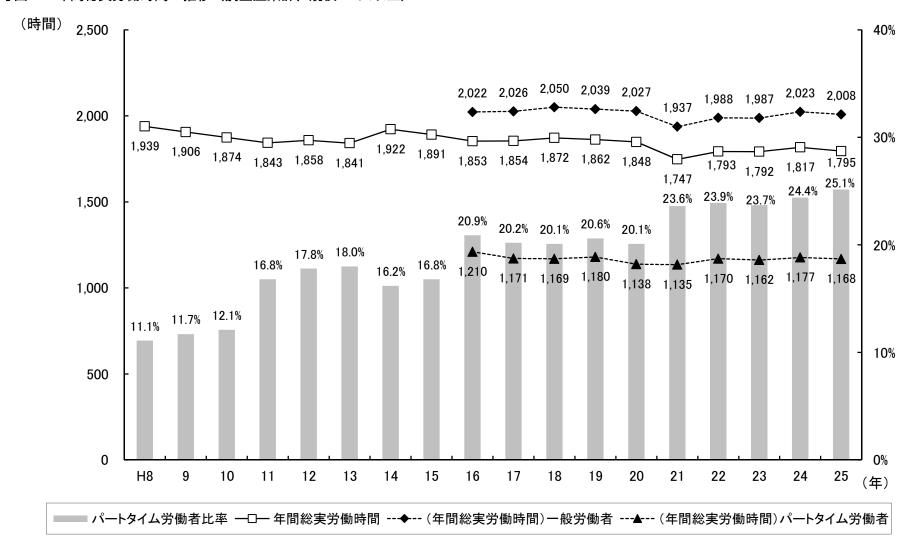
「所定内労働時間」とは労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことをいい、「所定外労働時間」とは早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことをいいます。「総実労働時間」とは「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計です。なお、以下の表の産業分類は県の労働条件実態調査とは必ずしも一致しませんので取扱いには注意してください。

常用労働者規模 30人以上								
<b>本</b> **		一般的	<b>労働者</b>			パートター	イム労働者	
産業	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
	日	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間
調査産業計	19. 7	167. 3	150. 9	16. 4	16. 1	97. 3	93. 9	3. 4
建設業	21. 5	177. 9	164. 4	13. 5	14. 6	96. 3	95. 4	0. 9
製造業	19. 3	168. 6	149. 1	19. 5	18. 0	128. 6	121. 7	6. 9
電気・ガス・熱供給・水道業	19. 1	154. 8	140. 4	14. 4	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0
情報通信業	19. 3	159. 4	146. 3	13. 1	17. 7	111. 0	109. 4	1. 6
運輸業、郵便業	19. 7	180. 9	152. 6	28. 3	17. 1	106. 8	96. 0	10. 8
卸売業、小売業	19. 2	158. 5	148. 4	10. 1	18. 2	103. 1	101. 9	1. 2
金融業、保険業	19. 1	162. 1	146. 4	15. 7	19. 1	129. 1	125. 9	3. 2
不動産業、物品賃貸業	20. 7	163. 9	153. 9	10. 0	15. 6	93. 4	85. 6	7. 8
学術研究、専門・技術サービス業	19. 0	155. 6	143. 1	12. 5	16. 8	105. 2	103. 7	1. 5
宿泊業、飲食サービス業	21. 3	173. 8	158. 4	15. 4	13. 5	77. 2	74. 1	3. 1
生活関連サービス業、娯楽業	21. 7	176. 1	170. 1	6. 0	16. 3	109. 5	106. 5	3. 0
教育、学習支援業	19. 2	151. 0	147. 4	3. 6	9. 3	36. 2	36. 1	0. 1
医療、福祉	19. 6	159. 7	152. 1	7. 6	13. 8	77. 0	76. 3	0. 7
複合サービス事業	20. 4	167. 4	157. 4	10. 0	18. 5	116. 3	113. 4	2. 9
サービス業(他に分類されないもの)	21. 7	184. 0	158. 7	25. 3	15. 5	102. 7	97. 4	5. 3

常用労働者規模 5人以上								
産業		一般第	労働者			パートター	イム労働者	
<u></u>	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
	日	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間
調査産業計	20. 0	169. 4	153. 4	16. 0	15. 4	89. 3	86. 9	2. 4
建設業	21. 9	184. 5	165. 5	19. 0	17. 3	112. 1	107. 5	4. 6
製造業	19. 4	168. 8	149. 8	19. 0	17. 6	117. 2	112. 1	5. 1
電気・ガス・熱供給・水道業	19. 1	154. 3	141. 5	12. 8	15. 3	114. 7	114. 1	0. 6
情報通信業	19. 5	161. 4	147. 0	14. 4	17. 9	121. 3	115. 1	6. 2
運輸業、郵便業	20. 5	191. 8	161. 4	30. 4	17. 3	105. 7	95. 0	10. 7
卸売業、小売業	20. 3	165. 8	155. 4	10. 4	16. 2	90. 5	89. 6	0. 9
金融業、保険業	19. 0	157. 9	144. 2	13. 7	18. 8	128. 8	126. 0	2. 8
不動産業、物品賃貸業	21. 5	177. 2	163. 4	13. 8	13. 9	90. 7	90. 0	0. 7
学術研究、専門・技術サービス業	19. 1	157. 3	145. 1	12. 2	16. 2	109. 7	107. 1	2. 6
宿泊業、飲食サービス業	21. 4	170. 1	160. 0	10. 1	14. 2	74. 8	73. 2	1. 6
生活関連サービス業、娯楽業	21. 2	182. 4	168. 1	14. 3	16. 3	111. 6	109. 0	2. 6
教育、学習支援業	19. 4	154. 2	150. 0	4. 2	11. 5	51. 7	51. 3	0. 4
医療、福祉	19. 7	159. 9	151. 7	8. 2	13. 9	75. 4	74. 6	0. 8
複合サービス事業	19. 8	161. 9	150. 6	11. 3	15. 6	99. 7	96. 0	3. 7
サービス業(他に分類されないもの)	21. 5	184. 6	159. 5	25. 1	15. 6	99. 2	94. 0	5. 2

資料:県統計課「毎月勤労統計調査」

## 参考図1 年間総実労働時間の推移(調査産業計、規模30人以上)



資料:県統計課「毎月勤労統計調査」

※ 年間総実労働時間は年平均総実労働時間を12倍して、小数点第一位を四捨五入したものである。

参考表 3~5 は厚生労働省が実施した<u>「平成 25 年賃金構造基本統計調査」結果の滋賀県分の一部を抜粋し掲載したもの</u>です。この調査の産業分類は県の労働条件実態調査とは必ずしも一致しませんので取扱いには注意してください。

## 参考表 3 新規学卒者の初任給額(滋賀県)

初任給額とは、平成25年に採用し6月30日現在で実際に雇用している新規学卒者について、所定内給与額(所得税、社会保険料等控除前の「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を差し引いた額)から通勤手当を除いたものであり、かつ平成25年6月30日現在で平成25年度の額として確定したものをいいます。

平成 25 年 (2013 年) 6 月 30 日現在

	産業計	製造業	卸売業 · 小売業	学術研究, 専門・技術 サービス業	宿泊業, 飲食 サービス業	生活関連 サービス 業, 娯楽業	医療,福祉	複合 サービス事 業	サービス業 (他に分類 されないも の)
男性	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
学歴計	184. 3	188. 2	180. 9	184. 1	179. 2	187. 6	163. 9	234. 3	204. 2
高校卒	161. 0	161. 1	162. 7	162. 6	160. 3	_	160. 1	149. 6	181. 9
高専・短大卒	170. 1	175. 9	163. 5	176. 9	172. 5	174. 1	168. 4	167. 4	170. 5
大学卒	191. 7	193. 5	190. 0	209. 8	189. 7	195. 1	166. 6	246. 9	218. 3
大学院 修士課程修了	221. 9	227. 5	219. 0	206. 0	_	_	_	-	207. 5
女性									
学歴計	177. 1	180. 8	179. 6	221. 2	168. 1	172. 8	173. 4	172. 2	184. 6
高校卒	156. 5	156. 9	162. 0	155. 4	162. 8	162. 8	157. 0	_	-
高専・短大卒	171. 7	172. 8	177. 2	169. 3	162. 7	139. 2	172. 7	160. 2	_
大学卒	188. 1	197. 6	183. 4	216. 4	184. 5	186. 6	186. 1	179. 7	185. 1
大学院 修士課程修了	230. 5	231. 0	_	236. 2	_	_	_	180. 4	180. 0

資料:厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

### 参考表 4 パートタイム労働者の1時間あたりの所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(滋賀県)

「1日当たりの所定内実労働時間数」とは各個人別ごとに所定内実労働時間数(総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの)を実労働日数で除したものをいいます。また、「1時間当たり所定内給与額」とは各労働者ごとに所定内給与額(所得税、社会保険料等控除前の「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を差し引いた額)を所定内実労働時間数で除したものをいいます。

平成 25 年 (2013 年) 6 月 30 日現在

			男性的	労働者					女性	労働者		
	年齢	勤続	実労働	1日	1 時間	年間賞	年齢	勤続	実労働	1日	1 時間	年間賞
		年数	日数	当たり 所定内	当たり 所定内	与その 他特別		年数	日数	当たり 所定内	当たり 所定内	与その 他特別
				実労働 時間数	給与額	給与額				実労働 時間数	給与額	給与額
	歳	年	日	時間	円	千円	歳	年	日	時間	円	千円
産業計	44. 9	5. 6	14. 7	5. 3	1, 084	32. 5	44. 6	6. 0	16. 6	5. 4	1, 001	36. 0
製 造 業	60. 1	12. 4	15. 4	6. 5	1, 221	81. 6	48. 9	8. 0	18. 6	6. 1	938	81. 0
卸売業,小売業	34. 5	3. 5	14. 3	5. 1	971	14. 2	42. 0	6. 1	16. 1	5. 1	966	26. 2
学術研究,専門・技術サービス業	59. 8	11. 4	14. 6	7. 2	1, 427	389. 3	39. 2	4. 8	18. 3	6. 0	1, 030	34. 3
宿泊業, 飲食サービス業	28. 3	2. 5	13. 4	5. 0	906	0. 8	40. 6	4. 5	15. 3	4. 9	885	6. 3
生活関連サービス業,娯楽業	42. 8	3. 7	15. 8	5. 7	1, 023	3. 8	43. 0	4. 6	15. 9	5. 6	1, 033	10. 5
医療,福祉	63. 2	6. 0	18. 8	4. 6	1, 208	19. 0	49. 0	5. 7	17. 1	5. 5	1, 168	38. 4
複合サービス事業	46. 3	3. 5	17. 7	6. 2	965	54. 6	43. 5	5. 8		5. 7	1, 029	71. 5
サービス業	62. 6	8. 2	14. 4	6. 0	957	42. 1	51. 0	8. 4	17. 7	5. 5	933	44. 2
(他に分類されないもの)												

資料:厚生労働省「平成 25 年賃金構造基本統計調査」

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控 除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

			業規模計	(10人以上		73			1, 000,						100~	999人					10~	·99人		
	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって支給する現金	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額		所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額
産業計	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男	14. 3	163	18	364. 8	324. 4	1040. 5	17. 0	156	17	417. 7	369. 6	1510. 3	13. 5	163	21	344. 9	305. 7	878. 0	10. 9	174	14	308. 9	279. 8	519. 4
~19歳	1. 0	162	12	195. 0	173. 3	145. 1	1. 4	154	15	220. 5	190. 3	317. 1	0. 8	164	16	185. 4	160. 9	92. 5	1. 1	166	4	189. 1	176. 6	91. 2
20~24歳	2. 7	162	20	238. 1	201. 4	418. 7	3. 2	153	22	257. 9	209. 1	617. 4	2. 4	162	19	228. 0	196. 5	367. 9	2. 1	177	18	224. 9	198. 0	192. 0
25~29歳	4. 7	164	21	279. 1	237. 4	669. 2	4. 7	156	23	301.0	247. 1	836. 8	4. 8	164	19	267. 5	232. 7	646. 5	4. 6	176	19	261. 3	229. 0	442. 3
30~34歳	8. 2	162	24	324. 2	274. 4	870. 7	9. 1	155	21	343. 3	287. 8	1135. 0	7. 9	164	29	324. 2	270. 5	764. 3	6. 9	175	17	286. 3	255. 7	557. 0
35~39歳	11. 5	163	21	363. 6	314. 8	1013. 4	13. 3	155	20	400.6	342. 4	1356. 2	11. 2	163	24	356. 8	308. 5	937. 1	9. 2	175	18	317. 6	282. 7	610. 7
40~44歳	15. 2	164	18	396. 9	353. 3	1186. 3	17. 9	158	16	449. 4	400. 5	1673. 0	14. 3	166	23	370. 3	327. 0	989. 6	11. 3	174	13	342. 5	309. 0	579. 4
45~49歳	19. 7	163	16	433. 1	391. 9	1402. 8	22. 0	160	15	496. 9	450. 6	1929. 1	19. 9	162	19	396. 8	357. 6	1123. 8	12. 9	174	12	344. 9	312. 7	629. 1
50~54歳	22. 9	162	17	456. 3	417. 6	1475. 7	27. 2	158	12	514. 1	474. 7	2142. 1	21. 2	163	23	433. 6	391. 6	1065. 5	15. 5	172	15	357. 5	327. 5	642. 6
55~59歳	23. 9	163	14	429. 2	398. 6	1334. 8	32. 0	156	12	533. 7	494. 6	2100. 6	20. 5	163	17	392. 5	363. 7	1120. 5	18. 2	173	12	344. 4	322. 5	619. 6
60~64歳	19. 8	163	8	264. 7	248. 8	574. 8	26. 2	152	6	287. 2	272. 3	981. 5	18. 3	163	8	241. 4	228. 8	590. 7	16. 8	171	9	275. 2	254. 6	236. 5
65~69歳	12. 6	165	6	255. 3	244. 7	280. 2	4. 1	161	26	341. 6	299. 5	261. 0	11. 1	159	6	236. 8	228. 8	249. 8	14. 6	171	5	266. 5	255. 6	310.0
70歳~	27. 5	167	3	344. 2	338. 9	561. 9	-	-	-	-	-	-	37. 5	152	3	130.6	127. 1	51. 5	24. 4	171	3	412. 1	406. 3	724. 3
女	9. 8	161	8	245. 6	229. 2	601. 8	11. 5	153	11	274. 9	250. 6	786. 7	8. 7	163	7	236. 8	223. 1	559. 6	9. 9	167	8	224. 7	213. 4	438. 5
~19歳	0. 8	168	17	177. 4	157. 5	54. 0	0. 7	162	14	180. 5	163. 4	26. 0	0. 8	168	24	174. 4	146. 1	21. 5	1. 0	174	10	178. 9	168. 2	129. 5
20~24歳	2. 4	164	9	207. 1	192. 9	385. 4	2. 4	153	14	224. 5	199. 6	431. 4	2. 5	166	6	204. 7	193. 7	385. 7	2. 1	174	13	191. 7	176. 3	303. 8
25~29歳	5. 0	160	10	232. 8	212. 8	587. 0	5. 0	154	12	258. 1	232. 9	687. 2	5. 3	161	9	224. 0	205. 4	604. 0	3. 8	172	9	202. 2	189. 9	315. 2
30~34歳	7. 0	161	10	252. 9	231. 4	612. 3	7. 6	153	13	280. 7	250. 3	744. 4	6. 6	163	9	235. 9	217. 6	550. 8	6. 8	173	8	242. 2	229. 9	513. 8
35~39歳	10. 6	159	6	256. 2	242. 0	717. 2	12. 4	152	10	282. 6	258. 2	904. 4	10.8	161	4	251. 6	241. 5	686. 0	7. 3	167	6	226. 3	217. 5	501. 4
40~44歳	12. 8	159	9	271. 3	252. 3	791. 2	16. 6	155	10	300. 4	275. 3	1039. 1	11. 4	162	8	270. 9	253. 4	740. 1	9. 1	162	7	224. 7	212. 6	481. 4
45~49歳	12. 5	159	8	298. 0	279. 7	768. 9	14. 1	151	9	288. 5	266. 7	846. 0	11. 6	161	8	319. 6	301. 3	803. 1	12. 1	167	8	272. 8	259. 3	603. 5
50~54歳	12. 8	161	7	245. 9	231. 0		17. 3	154	10	297. 4	273. 7	898. 4	10. 5	166	5	223. 0	212. 5	483. 6	12. 5	159	7	230. 6	217. 3	552. 8
55~59歳	15. 8	163	6	235. 6	224. 2	537. 9	20. 6	153	11	268. 7	249. 4	718. 2	12. 1	164	4	227. 8	216. 4	535. 8	18. 1	171	3	219. 8	215. 5	376. 4
60~64歳	17. 7	163	6	214. 8	206. 9	356. 1	22. 1	150	6	247. 9	240. 2	607. 8	18. 0	166	3	206. 3	202. 7	339. 3	15. 9	164	10	214. 1	201. 4	297. 7
65~69歳	15. 8	162	9	190. 5	178. 0	217. 7	14. 7	161	19	214. 6	192. 7	183. 0	16. 0	160	14	184. 1	164. 3	94. 6	16. 0	164	1	189. 8	188. 9	371. 1
70歳~	19. 2	191	6	258. 9	252. 7	264. 9	34. 0	133	0	477. 3	477. 3	743. 3	_	_	_	_	_	_	16. 7	201	7	221. 9	214. 6	183. 9

資料:厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控 除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

京 る 別 の 月 の り を			業規模計	(10人以上					1, 000,				1.29		100~	999人					10~	99人		
	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額
建設業	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男	15. 3	179	16	369. 0	338. 4	892. 2	21. 3	170	12	500. 5	467. 2	1922. 0	23. 7	167	15	353. 3	323. 0	1364. 5	11. 9	184	17	323. 3	293. 6	445. 0
~19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20~24歳	2. 2	189	31	263. 6	220. 6	223. 6	3. 7	170	15	252. 6	225. 5	475. 8	3. 8	152	53	312. 8	205. 1	835. 2	1. 9	193	33	264. 3	220. 2	170. 2
25~29歳	4. 9	179	28	310. 7	263. 5	615. 9	5. 6	163	21	345. 3	305. 7	1248. 5	2. 3	167	45	247. 2	196. 0	768. 3	4. 9	187	30	303. 2	253. 5	362. 7
30~34歳	9. 4	174	24	327. 1	281. 3	639. 9	14. 6	171	38	431. 1	335. 8	1145. 4	4. 5	152	63	450. 4	309. 1	1111.1	7. 7	175	18	289. 1	262. 2	458. 1
35~39歳	12. 8	181	18	363. 4	327. 9	863. 7	17. 8	169	17	437. 8	390. 7	1519. 8	18. 3	167	15	291.1	259. 6	1040. 0	11. 1	185	18	345. 7	313. 2	675. 7
40~44歳	16. 5	177	15	412. 6	376. 8	1046. 2	19. 7	172	10	520. 4	489. 2	1963. 6	18. 1	167	33	383. 6	308. 1	1364. 5	14. 7	181	15	364. 4	332. 0	555. 6
45~49歳	18. 3	177	8	490.0	468. 6	1399. 0	25. 8	172	6	601. 2	579. 0	2303. 9	-	-	-	-	-	-	11. 1	182	9	382. 8	362. 2	527. 4
50~54歳	24. 4	173	11	462. 8	435. 8	1904. 7	31.0	170	4	612. 0	599. 1	3240. 3	22. 0	168	13	381.8	348. 7	1428. 1	19. 9	180	18	382. 3	346. 1	969. 6
55~59歳	29. 4	179	9	453. 0	432. 5	1324. 7	37. 4	173	13	566. 2	525. 8	2145. 0	34. 0	167	2	499. 8	494. 8	2478. 1	23. 0	188	11	372. 9	353. 3	289. 9
60~64歳	23. 5	185	9	273. 3	259. 7	218. 1	42. 3	169	13	257. 4	238. 3	652. 3	33. 8	168	9	225. 4	213. 7	735. 0	19. 3	191	9	288. 7	274. 9	36. 8
65~69歳	9. 4	171	5	213. 6	204. 7	377. 5	-	-	-	-	-	-	0. 5	168	2	211. 5	208. 1	30. 0	10.4	171	5	213. 9	204. 2	418. 7
70歳~	13. 0	180	0	180. 0	180. 0	0. 0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13. 0	180	0	180. 0	180. 0	0. 0
女	9. 9	175	11	220. 3	205. 8	505. 1	8. 9	165	10	269. 8	250. 0	1066. 4	14. 6	167	2	208. 2	204. 2	591. 4	9. 9	181	12	198. 1	185. 2	233. 6
~19歳	0. 5	180	0	172. 6	172. 6	0. 0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0. 5	180	0	172. 6	172. 6	0. 0
20~24歳	1. 2	174	14	201. 9	187. 7	185. 4	0.8	167	4	233. 0	227. 8	96. 4	-	-	-	-	-	-	1. 5	178	20	184. 6	165. 5	234. 9
25~29歳	3. 6	175	11	253. 1	234. 2	600. 7	5. 8	165	20	343. 5	302. 5	1379. 7	0. 5	160	0	96. 6	96. 6	0. 0	2. 5	182	6	206. 6	199. 5	186. 7
30~34歳	6. 6	165	21	240. 7	210. 7	772. 7	7. 5	162	5	230. 8	221. 6	1013. 9	0. 5	160	0	90. 7	90. 7	0. 0	5. 1	175	56	272. 5	194. 3	288. 2
35~39歳	2. 9	187	4	197. 6	191. 8	356. 8	14. 5	176	17	331. 5	296. 4	998. 0	-	-	-	-	-	-	1. 5	188	2	181. 7	179. 3	280. 5
40~44歳	11. 5	169	12	218. 9	205. 0	850. 5	13. 0	164	8	239. 2	227. 3	1320. 5	-	-	-	-	-	-	10. 2	173	16	202. 2	186. 7	464. 3
45~49歳	14. 0	171	18	207. 0	189. 4	408. 6	15. 8	170	9	242. 4	225. 1	924. 7	-	-	-	-	-	-	13. 1	172	23	187. 7	169. 9	127. 0
50~54歳	16. 7	175	3	232. 8	226. 5	599. 3	35. 5	176	19	529. 8	477. 8	1496. 0	16. 0	168	3	219. 7	215. 3	650. 6	15. 0	189	2	207. 7	205. 8	329. 4
55~59歳	21. 0	183	5	181. 1	176. 6	239. 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21. 0	183	5	181. 1	176. 6	239. 7
60~64歳	12. 2	183	0	189. 3	189. 3	257. 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12. 2	183	0	189. 3	189. 3	257. 4
65~69歳	24. 5	216	0	216. 0	216. 0	0. 0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24. 5	216	0	216. 0	216. 0	0. 0
70歳~	_	_	_	-	_		-	_	_	_	_		_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_

資料:厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控 除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

味 9 る削り	1			i <del>子</del> 領」 (10人以上		// /	ريحي	J  290   1	1, 000,		,,,,	-, -, -	017	0	100~	·999人					10~	99 Y		
			未况1天司		.)											3337						337		
	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって支給する現金給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって支給する現金給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって支給する現金給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額
製造業	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男	15. 8	160	19	372. 3	327. 1	1171. 4	18. 6	155	19	428. 0	374. 0	1625. 0	14. 7	162	21	338. 5	294. 0	910. 6	11. 1	170	13	301. 5	278. 0	560. 2
~19歳	1. 1	159	10	192. 3	171. 5	158. 7	1. 3	154	15	238. 3	206. 1	368. 1	0.8	160	12	174. 9	156. 2	92. 5	1. 4	162	5	192. 2	175. 0	138. 4
20~24歳	3. 0	159	23	245. 1	200. 8	509. 2	3. 6	151	24	265. 6	207. 5	716. 6	2. 9	161	23	240. 0	199. 7	439. 2	2. 1	171	18	211. 6	188. 7	216. 8
25~29歳	4. 9	161	26	285. 2	231. 3	696. 5	5. 1	154	27	305. 1	240. 7	907. 0	4. 9	163	29	280. 4	227. 4	572. 6	4. 5	174	21	250. 6	217. 6	436. 0
30~34歳	8. 4	161	27	325. 7	266. 2	952. 8	9. 6	153	25	355. 9	287. 8	1259. 4	7. 7	164	31	310. 6	250. 7	774. 2	6. 7	172	20	281. 6	248. 6	580. 9
35~39歳	12. 2	159	21	364. 9	311. 1	1142. 1	14. 1	153	21	403. 8	341. 1	1461. 2	11. 7	162	24	343. 2	289. 5	1002. 8	8. 8	170	16	318. 4	284. 9	680. 6
40~44歳	16. 4	162	16	397. 1	354. 7	1297. 6	18. 6	157	17	446. 9	396. 3	1706. 1	15. 8	165	17	357. 3	316. 9	1023. 4	10.6	170	11	333. 9	312. 7	645. 6
45~49歳	21. 2	161	17	440. 5	395. 9	1526. 4	23. 3	159	17	501. 3	450.8	2016. 9	20. 3	161	19	390. 6	346. 7	1129. 6	14. 0	168	11	339. 1	320. 2	684. 3
50~54歳	25. 3	161	14	454. 3	413. 6	1633. 1	29. 0	158	13	509. 7	465. 5	2174. 4	23. 0	161	16	397. 6	356. 1	1112. 2	15. 3	173	12	367. 8	345. 5	699. 1
55~59歳	28. 3	160	12	452. 7	419. 3	1552. 4	34. 8	155	13	553. 0	508. 9	2246. 8	24. 6	162	14	396. 4	363. 4	1197. 1	21. 3	168	6	338. 8	327. 7	702. 9
60~64歳	24. 7	161	8	262. 2	246. 3	633. 2	33. 0	151	6	288. 5	269. 6	1057. 3	22. 6	165	11	242. 0	224. 8	595. 7	20. 5	164	6	272. 2	261. 4	295. 3
65~69歳	14. 2	163	7	285. 1	272. 9	295. 6	1. 9	164	50	318.8	234. 7	422. 1	16. 7	161	10	357. 5	343. 2	499. 3	13. 5	165	2	236. 0	230. 2	154. 9
70歳~	28. 1	149	5	208. 5	203. 0	488. 0	-	_	-	-	-	-	40. 0	151	4	123. 5	119. 6	21. 7	16. 7	147	7	289. 4	282. 5	932. 0
女	13. 0	161	12	240. 0	219. 1	633. 0	16. 8	156	13	292. 7	265. 2	1016. 3	11.0	164	13	215. 5	194. 8	450. 1	10.8	164	8	202. 7	191. 3	369. 3
~19歳	0. 9	169	15	178. 4	159. 7	71. 7	0. 5	162	10	192. 5	178. 3	0. 0	0. 9	169	18	170. 4	146. 6	21. 1	1. 2	173	13	181. 6	167. 5	189. 6
20~24歳	2. 9	164	15	203. 5	181. 4	400.0	3. 0	156	13	219. 2	193. 5	520. 7	3. 0	166	17	192. 0	170. 3	330. 4	2. 4	176	14	203. 2	186. 9	348. 4
25~29歳	5. 7	162	14	218. 4	195. 0	531. 6	6. 1	153	11	228. 7	207. 3	791. 1	6. 3	164	18	222. 8	193. 6	462. 6	3. 7	168	10	192. 1	180. 5	333. 9
30~34歳	8. 2	160	13	243. 1	219. 7	625. 6	8. 6	151	15	284. 2	250. 7	799. 5	8. 6	164	15	218. 2	196. 8	508. 8	6. 3	169	5	222. 5	215. 5	568. 7
35~39歳	11. 7	161	9	253. 6	235. 7	784. 2	15. 6	156	11	302. 3	276. 5	1211. 5	11.0	164	8	217. 6	204. 3	530. 7	5. 8	167	7	223. 3	212. 2	422. 0
40~44歳	16. 1	160	13	270. 6	245. 4	854. 8	20. 6	158	12	309. 5	282. 1	1186. 8	14. 5	160	17	263. 9	233. 0	712. 9	9. 5	165	10	205. 1	189. 6	381. 7
45~49歳	15. 3	162	12	264. 6	243. 0	753. 1	22. 0	155	13	341. 8	311. 6	1236. 9	11. 2	166	13	216. 8	197. 0	503. 9	11. 2	167	8	219. 1	210. 4	356. 3
50~54歳	18. 2	162	12	264. 4	242. 4	734. 5	25. 7	160	14	334. 4	306. 9	1252. 7	11. 7	167	10	221. 8	204. 0	430. 6	15. 2	158	10	210. 5	191. 6	320. 4
55~59歳	19. 6	160	10	231. 9	213. 8	564. 7	23. 6	161	19	268. 3	238. 7	751. 7	17. 4	160	10	223. 3	204. 7	493. 4	18. 4	158	2	202. 9	199. 3	459. 7
60~64歳	21. 6	161	8	166. 9	159. 0	170. 5	26. 4	151	9	204. 4	194. 4	580. 1	21. 8	167	6	153. 9	147. 6	99. 8	20. 6	157	9	172. 3	163. 2	158. 1
65~69歳	12. 6	159	14	173. 4	154. 5	249. 8	6. 5	173	35	198. 9	159. 3	0. 0	13. 0	159	19	193. 9	166. 7	97. 4	14. 0	154	1	137. 1	136. 2	539. 8
70歳~	15. 4	167	0	143. 9	143. 9	6. 2	-	_	_	-	-	-	_	_	_	-	-	-	15. 4	167	0	143. 9	143. 9	6. 2

資料:厚生労働省「平成 25 年賃金構造基本統計調査」

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控 除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

除する則の智	はじめり	, ' I'	<b>企</b> 内 和	子領」	2 الم د	かり	2 地廻ブ	了割布子	チ領でを	としかし	いたも	のをい	いより	0					1					
		企	業規模計	(10人以上	)				1, 000,	人以上					100~	999人					10~	99人		
	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額
卸売業、小売業	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男	13. 8	166	11	328. 0	307. 8	819. 8	13. 3	158	11	328. 6	307. 6	902. 5	13. 0	161	11	331. 1	310.1	963. 5	15. 1	178	10	323. 9	305. 2	594. 4
~19歳	0. 5	158	0	165. 5	165. 5	0. 0	-	-	-	-	-	-	0. 5	158	0	165. 5	165. 5	0. 0	-	-	-	-	-	-
20~24歳	1. 9	161	13	204. 5	186. 9	223. 9	2. 6	158	21	230. 4	199. 4	295. 6	1. 7	160	10	199. 3	185. 9	236. 5	2. 1	171	15	193. 0	175. 2	86. 3
25~29歳	4. 9	169	15	265. 7	242. 0	649. 3	4. 6	161	16	268. 7	239. 8	652. 9	5. 5	165	14	260. 4	239. 7	796. 1	4. 4	178	15	269. 4	246. 1	486. 9
30~34歳	9. 6	165	8	284. 5	269. 2	788. 9	10.3	149	5	289. 8	278. 9	905. 9	9. 8	166	13	276. 8	255. 0	853. 2	8. 7	182	9	284. 8	269. 8	594. 2
35~39歳	11. 2	169	14	329. 3	301. 4	837. 4	14. 1	170	14	355. 0	321. 7	997. 3	10.6	161	13	346. 6	320. 4	968. 8	10.6	181	17	289. 7	261. 9	554. 9
40~44歳	16. 3	170	12	356. 9	334. 1	973. 0	19. 0	161	8	381. 8	365. 8	1289. 8	16. 5	168	17	371. 0	338. 6	1101. 9	14. 6	177	5	321. 2	311. 0	603. 1
45~49歳	21. 3	165	8	402. 9	383. 7	1123. 2	21. 3	165	10	442. 7	420. 7	1259. 3	23. 2	154	7	418. 0	400. 4	1279. 5	18. 8	179	8	358. 9	339. 2	828. 3
50~54歳	22. 5	161	8	424. 3	403. 7	1140. 9	28. 4	161	7	509. 4	484. 2	1368. 1	21. 8	153	8	426. 5	407. 6	1386. 3	21. 3	173	9	389. 6	368. 2	691. 3
55~59歳	21. 9	163	8	386. 9	371. 9	987. 2	28. 2	157	10	474. 1	458. 7	1644. 8	18. 0	156	5	372. 0	364. 2	1195. 4	23. 9	172	11	382. 3	361. 1	676. 4
60~64歳	18. 5	163	6	252. 4	240. 2	389. 0	17. 2	147	8	203. 5	192. 1	81. 0	12. 7	154	2	254. 0	251. 2	964. 7	21. 5	173	6	274. 0	257. 8	300. 0
65~69歳	25. 5	181	7	406. 8	396. 0	589. 1	-	-	-	-	-	-	7. 8	157	15	191. 0	169. 3	80. 4	32. 8	191	4	496. 6	490. 3	800. 8
70歳~	50. 1	200	0	604. 1	604. 1	1353. 6	-	-	-	-	-	-	20. 5	178	0	339. 0	339. 0	0. 0	50. 7	201	0	609. 7		1382. 1
女	10. 1	158	5	218. 7	211. 1	457. 5	8. 4	152	4	205. 9	199. 8	444. 0	11. 1	153	5	219. 4	212. 0	492. 2	11. 2	172	6	233. 3	223. 7	441. 2
~19歳	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20~24歳	2. 2	158			174. 4		3. 2	153		167. 6	151. 7			154		201. 9	193. 0		1. 1	178			157. 5	
25~29歳	5. 2	160				503. 5	5. 3	154		221. 0	215. 1			161		216. 6	204. 3		4. 5	183		206. 5	194. 1	
30~34歳	7. 7	165		204. 5	193. 3		8. 4	153		174. 5		183. 2		158	6				8. 3	176		229. 6	210. 7	
35~39歳	12. 5	155		216. 9	212. 5		13. 8	147		204. 9		564. 7		149	5	226. 1	221. 6		11. 5	175	4		217. 5	
40~44歳	9. 9	154		230. 8		487. 7	10. 3	150		229. 5		587. 1	11. 2	149		232. 0		548. 8	8. 3	162	3			333. 7
45~49歳	13. 2	161				630. 2	7. 4	151				233. 7		152		244. 4		751. 7	15. 7	170	4	302. 7		693. 3
50~54歳	13. 4	156		214. 9		461. 2	12. 2	153		190. 3	185. 4		19. 6	152		270. 3	268. 6		11. 8	160	4	210. 9		441. 7
55~59歳	15. 5	154		201. 0	197. 7		13. 3	149	0	159. 6	159. 3			155	5	233. 1	226. 0		13. 7	156	1	192. 5		304. 7
60~64歳	21. 4	168	6	210. 2	199. 4		16. 5	168	8	195. 8	185. 7	0. 0		144	1	168. 3	167. 7		15. 6	182		234. 5		227. 2
65~69歳	18. 5	169		201. 8			-	_	-	_	_	-	5. 5	160		114. 8		0. 0	28. 3	177		267. 1		160. 0
70歳~	-	_	-	-	_	_	-	-	-	-	_	-	_	-	_	-	-	-	-	_	-	_	-	-

資料:厚生労働省「平成 25 年賃金構造基本統計調査」

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

忧、社云体	17(11)	<i>,</i>	1-171	, 0,1,1	-7 6/	( 0) 9	` //	701 34	<u> </u>		<u> </u>	70 0 7		1207 TE	J B/( C		510 70	- 0 - 7	2 0 1 0 	0, 0	'			
		企	業規模計	(10人以上	)				1, 000,	人以上					100~	999人					10~	99人		
j	勤続年数		超過 実労働 時間数	きまって支給する現金給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 - 別給与額
医療・福祉	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男	9. 5	163	9	380. 3	345. 0	845. 0	8. 3	155	19	498. 9	416. 7	975. 6	9. 9	164	6	361. 6	334. 4	850. 1	6. 7	172	20	343. 1	314. 6	512. 4
~19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
20~24歳	1. 1	163	6	218. 0	204. 5	214. 4	1.6	154	4	267. 3	242. 0	512. 5	0. 9	165	3	183. 2	178. 9	112. 7	1. 5	177	34	326. 4	280. 1	0. 0
25~29歳	4. 0	163	10	279. 5	253. 0	628. 4	2. 7	156	23	381. 4	300. 7	437. 1	4. 4	164	6	258. 1	244. 1	692. 2	2. 7	172	27	272. 6	236. 5	339. 6
30~34歳	6. 9	159	14	369. 1	322. 4	709. 1	4. 6	156	17	391. 2	322. 5	958. 7	6. 8	157	12	386. 0	340. 5	672. 1	9. 3	166	16	286. 9	258. 0	595. 9
35~39歳	10. 2	162	11	387. 5	339. 4	883. 5	8. 3	157	27	606. 8	505. 2	962. 6	10. 9	163	8	373. 0	330. 5	894. 6	2. 9	169	35	225. 0	183. 5	560. 8
40~44歳	11.0	165	7	360. 5	313. 9	1159. 4	13. 1	148	22	652. 9	512. 5	1850. 7	10. 7	167	4	313. 1	281. 1	1059. 2	12. 5	180	19	416. 7	382. 0	722. 4
45~49歳	15. 3	165	7	431. 2	399. 8	1373. 3	9. 4	159	19	559. 0	473. 5	1340. 7	16. 8	167	4	397. 2	380. 3	1382. 0	-	-	-	-	-	-
50~54歳	13. 5	152	6	1166. 2	1127. 6	582. 9	13. 8	150	8	644. 9	582. 2	1465. 5	13. 5	152	5	1287. 4	1254. 4	377. 7	-	-	-	-	-	-
55~59歳	19. 7	168	3	487. 3	467. 7	1028. 2	27. 0	163	14	864. 8	812. 2	1082. 0	19. 6	168	2	459. 2	441. 6	1040. 3	12. 5	181	5	435. 9	426. 5	780. 3
60~64歳	13. 9	166	4	256. 7	248. 5	396. 9	42. 5	155	0	446. 1	446. 1	1872. 5	11. 3	162	4	174. 4	164. 9	33. 8	7. 5	183	8	395. 2	386. 7	700. 0
65~69歳	2. 4	163	0	784. 0	784. 0	2098. 4	0. 5	163	0	500.0	500. 0	0. 0	5. 5	163	0	1257. 2	1257. 2	5595. 6	-	-	-	-	-	_
70歳~	5. 5	161	0	1110.0	1110. 0	0. 0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5. 5	161	0	1110. 0	1110. 0	0. 0
女	7. 6	163	6	262. 4	245. 5	666. 5	9. 0	154	17	360. 6	309. 5	976. 4	7. 2	164	4	246. 1	234. 1	613. 1	9. 7	165	8	273. 0	258. 5	715. 2
~19歳	0. 5	163	43	183. 4	141. 1	0. 0	-	-	-	-	-	-	0. 5	163	43	183. 4	141. 1	0. 0	-	-	-	-	-	_
20~24歳	2. 4	165	6	214. 1	201. 3	442. 1	2. 3	152	21	279. 7	239. 3	634. 3	2. 4	166	4	208. 2	198. 9	419. 1	2. 5	169	23	202. 6	173. 7	530. 0
25~29歳	4. 7	159	10	249. 2	222. 5	689. 7	3. 7	155	24	336. 1	275. 0	721. 4	5. 0	160	7	228. 4	210. 0	684. 1	0. 5	113	2	91. 2	89. 6	0. 0
30~34歳	5. 9	162	6	276. 0	252. 9	638. 4	7. 8	153	11	347. 5	300. 9	849. 2	4. 9	163	4	248. 3	231. 8	533. 6	7. 3	176	6	285. 0	273. 8	798. 3
35~39歳	9. 9	161	5	280. 1	264. 0	799. 3	9. 3	158	23	422. 9	355. 6	1152. 3	10. 5	162	2	265. 0	254. 7	782. 0	6. 1	157	4	245. 9	239. 2	565. 0
40~44歳	9. 6	161	4	293. 2	275. 9	854. 9	14. 6	155	9	370. 1	331. 8	1248. 7	8. 9	163	4	279. 7	265. 6	785. 0	7. 0	154	1	284. 1	272. 4	813. 8
45~49歳	11. 5	160	4	407. 1	385. 2	1067. 7	15. 1	152	9	411. 7	372. 5	1374. 8	11. 3	160	2	414. 2	396. 4	1021. 6	10. 4	166	9	368. 2	338. 4	1078. 7
50~54歳	9. 4	164	4	237. 0	223. 9	586. 7	14. 2	152	13	466. 3	389. 3	1448. 7	9. 1	166	3	214. 2	205. 8	459. 6	7. 8	149	5	308. 7	302. 4	1492. 8
55~59歳	11. 9	171	2	238. 0	228. 8	564. 1	22. 3	151	13	358. 9	325. 4	1223. 1	8. 5	168	1	219. 4	211. 1	537. 6	24. 6	198	1	273. 9	272. 7	344. 1
60~64歳	13. 6	164	6	247. 3	238. 3	608. 9	30. 3	146	0	321. 5	321. 5	1262. 1	13. 4	168	1	239. 8	237. 1	619. 2	11. 8	161	14	247. 7	229. 2	509. 7
65~69歳	33. 5	155	0	173. 6	173. 6	149. 6	-	-	-	-	-	-	33. 5	155	0	173. 6	173. 6	149. 6	-	-	-	-	-	-
70歳~	-	-	-	_	_	_	-	_	_	-	_	_	-	_	_	_			_	_	-	_	-	-

資料:厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控 除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

			業規模計	(10人以上		70 -		但 週 分 衡 桁 子 領 を 左 じ 分 い た 1,000人以上			, , ,	., _ ,	0.7	0	100~	999人					10~	99人		
	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金		年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金		年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金		年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金		年間賞与 その他特 別給与額
		H7 [10] 300	H/J [B] 3XX	給与額	所定内 給与額	אמ כי ביינינג		W [10] [74	W[0] 50	給与額	所定内 給与額			H) IBJ XX	P() [B] 30.	給与額	所定内 給与額	가하다 그 등록		H-() (E) 36X	HUIDIXX	給与額	所定内 給与額	がいる子袋
学術研究、専門・ 技術サービス業	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男 女 計	12. 9	161	12	365. 9	339. 7	1278. 8	13. 5	157	11	366. 7	338. 6	1431. 9	13. 8	164	17	381. 4	352. 4	1144. 6	9. 2	174	10	344. 7	329. 6	777. 8
~19歳	0. 9	162	10	190. 5	172. 9	124. 4	1. 3	151	23	202. 5	164. 0	272. 6	-	-	-	-	-	-	0. 5	171	0	180. 3	180. 3	0. 0
20~24歳	2. 3	161	19	224. 2	196. 7	426. 8	2. 9	152	14	223. 5	195. 5	572. 7	0. 8	170	34	218. 7	192. 6	22. 5	1. 8	180	21	231. 2	204. 1	325. 7
25~29歳	4. 0	169	14			802. 9	3. 7	162		261. 7		881. 0	4. 4	171	32	277. 0		941. 1	4. 3	180	17			
30~34歳	6. 8	163	17	326. 9	292. 6	1016. 2	6. 5	163	17	310.6	274. 8	1065. 3	6. 9	166	33	336. 2	275. 1	1146. 7	7. 3	164	4	367. 2	359. 8	761. 7
35~39歳	12. 2	161	18	361. 4	317. 9	1251. 6	12. 6	156	20	365. 5	316. 6	1314. 0	10. 8	163	11	345. 2	319. 4	1194. 1	12. 8	191	25	372. 6		913. 9
40~44歳	15. 6	162	11	403. 6		1488. 9	16. 9	160	11	413. 5		1681. 8	13. 2	165	17	378. 9		1153. 9	13. 2	168	1	394. 9		1018. 2
45~49歳	15. 6	156		420. 0		1356. 3	13. 5	155		381. 4		1367. 0	21. 1	158	6	534. 7		1238. 6	23. 5	173	0	465. 9		1810. 4
50~54歳	19. 3	155	7	498. 4		1967. 1	18. 0	153	7	490. 8		2156. 1	23. 1	162		542. 3		904. 6	25. 7	171	1	496. 9	493. 3	
55~59歳	30. 0	158		505. 8		2452. 2	30. 7	155		507. 4		2582. 4	30. 7	161		518. 9	512. 6		23. 9	171	5			1844. 6
60~64歳	19. 7	153		329. 0		1074. 0	18. 2	149		293. 7		1172. 6	32. 7	171		234. 7			19. 1	175	0		896. 1	0. 0
65~69歳	6. 9	160	9	317. 9	304. 6		1. 5	159	32	242. 2	196. 3	0. 0	2. 5	155	0	136. 3	136. 3	13. 0	9. 7	161	0		367. 3	58. 8
70歳~ 宿泊業、 飲食サービス業	10. 5	166	0	343. 6	343. 6	0. 0	-	-	-	=	=	-	=	-	-	-	=	-	10. 5	166	0	343. 6	343. 6	0. 0
男 女 計	8. 4	178	12	256. 8	239. 5	358. 8	7. 9	170	13	264. 4	243. 5	434. 8	7. 3	172	18	249. 0	223. 4	171. 7	9. 0	183	9	257. 0	244. 6	406. 4
~19歳	0. 6	177	8	175. 9	165. 1	10. 9	0.6	169	7	161.6	155. 3	16. 7	0.8	175	15	180.8	155. 9	29. 1	0. 5	182	5	182. 3	174. 7	0. 0
20~24歳	2. 6	174	13	191. 9	173. 8	197. 8	1.4	173	14	212. 6	194. 3	137. 5	3. 4	163	21	181.5	152. 5	141. 2	2. 4	181	8	191. 1	179. 7	254. 2
25~29歳	5. 4	179	14	229. 3	206. 1	402. 7	5. 2	173	13	246. 8	222. 1	356. 8	5. 3	176	15	204. 8	183. 8	105. 1	5. 6	183	14	230. 8	207. 4	564. 0
30~34歳	6. 7	182	12	269. 0	250. 8	435. 3	7. 3	169	11	298. 8	276. 5	650. 2	6. 9	169	31	279. 0	240. 5	213. 5	6. 2	195	6	247. 0	238. 3	377. 9
35~39歳	10. 9	179	7	279. 1	268. 2	411. 5	9. 7	165	7	290. 7	279. 0	471. 9	10. 2	175	20	297. 7	268. 9	282. 0	11. 6	186	3	267. 7	263. 7	435. 9
40~44歳	9. 2	178	13	302. 7	283. 5	389. 3	9. 4	170	12	288. 4	264. 1	520. 0	7. 5	178	16	293. 8	266. 4	232. 6	9. 8	181	12	312. 2	298. 5	402. 1
45~49歳	9. 1	180	18	287. 9	262. 6	498. 9	12. 3	169	32	323. 2	286. 0	724. 7	7. 4	177	22	297. 1	262. 2	108. 9	9. 1	184	12	272. 4	256. 1	655. 4
50~54歳	12. 2	167	8	267. 3	251. 0	447. 0	10. 4	166	13	271. 4	244. 8	555. 5	13. 4	164	1	342. 6	340. 4	217. 0	12. 7	167	8	252. 9	238. 1	446. 0
55~59歳	12. 5	180	14	289. 4	274. 9	353. 4	13. 4	172	16	267. 8	246. 2	389. 0	8. 7	171	14	224. 2	205. 6	218. 9	13. 3	183	13	309. 0	296. 8	379. 2
60~64歳	10.0	178	9	223. 1	210. 7	198. 8	9. 8	178	10	179. 4	169. 4	70. 7	10. 2	175	10	224. 5	210. 5	129. 4	9. 9	179	9	241. 2	228. 9	299. 4
65~69歳	10. 3	177	4	174. 2	168. 7	66. 8	12. 5	175	3	143. 9	140.6	0. 0	7. 8	171	8	183. 3	172. 6	28. 1	12. 3	186	0	173. 9	173. 6	132. 9
70歳~	20. 0	200	9	209. 6	200. 6	92. 5	_	-	-	-	-	-	9. 5	160	0	171.8		720. 0		203		213. 1		35. 5

資料:厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控 除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

			業規模計			// //			1, 000,						100~	999人					10~	99人		
	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額
生活関連サービス 業、娯楽業	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男 女 計	8. 4	178	12	256. 8	239. 5	358. 8	7. 9	170	13	264. 4	243. 5	434. 8	7. 3	172	18	249. 0	223. 4	171. 7	9. 0	183	9	257. 0	244. 6	406. 4
~19歳	0. 6	177	8	175. 9	165. 1	10. 9	0. 6	169	7	161.6	155. 3	16. 7	0.8	175	15	180.8	155. 9	29. 1	0. 5	182	5	182. 3	174. 7	0. 0
20~24歳	2. 6	174	13	191. 9	173. 8	197. 8	1.4	173	14	212. 6	194. 3	137. 5	3. 4	163	21	181.5	152. 5	141. 2	2. 4	181	8	191. 1	179. 7	254. 2
25~29歳	5. 4	179	14	229. 3	206. 1	402. 7	5. 2	173	13	246. 8	222. 1	356. 8	5. 3	176	15	204. 8	183. 8	105. 1	5. 6	183	14	230. 8	207. 4	564. 0
30~34歳	6. 7	182	12	269. 0	250. 8	435. 3	7. 3	169	11	298. 8	276. 5	650. 2	6. 9	169	31	279. 0	240. 5	213. 5	6. 2	195	6	247. 0	238. 3	377. 9
35~39歳	10. 9	179	7	279. 1	268. 2	411. 5	9. 7	165	7	290. 7	279. 0	471. 9	10. 2	175	20	297. 7	268. 9	282. 0	11. 6	186	3	267. 7	263. 7	435. 9
40~44歳	9. 2	178	13	302. 7	283. 5	389. 3	9. 4	170	12	288. 4	264. 1	520. 0	7. 5	178	16	293. 8	266. 4	232. 6	9. 8	181	12	312. 2	298. 5	402. 1
45~49歳	9. 1	180	18	287. 9	262. 6	498. 9	12. 3	169	32	323. 2	286. 0	724. 7	7. 4	177	22	297. 1	262. 2	108. 9	9. 1	184	12	272. 4	256. 1	655. 4
50~54歳	12. 2	167	8	267. 3	251. 0	447. 0	10.4	166	13	271. 4	244. 8	555. 5	13. 4	164	1	342. 6	340. 4	217. 0	12. 7	167	8	252. 9	238. 1	446. 0
55~59歳	12. 5	180	14	289. 4	274. 9	353. 4	13. 4	172	16	267. 8	246. 2	389. 0	8. 7	171	14	224. 2	205. 6	218. 9	13. 3	183	13	309. 0	296. 8	379. 2
60~64歳	10.0	178	9	223. 1	210. 7	198.8	9. 8	178	10	179. 4	169. 4	70. 7	10. 2	175	10	224. 5	210.5	129. 4	9. 9	179	9	241. 2	228. 9	299. 4
65~69歳	10. 3	177	4	174. 2	168. 7	66. 8	12. 5	175	3	143. 9	140. 6	0. 0	7. 8	171	8	183. 3	172. 6	28. 1	12. 3	186	0	173. 9	173. 6	132. 9
70歳~	20. 0	200	9	209. 6	200. 6	92. 5	-	-	-	-	-	-	9. 5	160	0	171.8	171. 8	720. 0	21. 0	203	10	213. 1	203. 2	35. 5
教育、学習支援業																								
男 女 計	11. 5	160	7	401. 2	385. 4	1351. 9	11.0	152	5	485. 8	469. 0	1985. 6	13. 8	161	3	423. 1	414. 6	1575. 8	9. 4	165	12	315. 8	293. 1	649. 9
~19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-
20~24歳	1. 7	164	2	198. 5	196. 1	334. 6	0. 5	152	0	180. 9	180. 9	20. 0	1.6	168	2	216. 7	213. 5	384. 8	1. 9	161	2	186. 1	183. 9	320. 3
25~29歳	3. 4	158	4	224. 9	217. 7	455. 1	2. 3	147	5	251.6	239. 2	478. 9	2. 9	163	1	247. 9	246. 1	659. 5	4. 1	162	4	203. 4	197. 1	374. 8
30~34歳	5. 4	159	8	315. 6	299. 7	822. 7	4. 2	148	4	359. 1	347. 3	900. 8	5. 2	163	2	302. 1	298. 5	1020. 3	6. 9	167	20	286. 7	253. 4	530. 2
35~39歳	7. 5	159	8	375. 1	355. 8	1063. 8	6. 1	152	6	416.6	394. 1	1378. 2	8. 5	160	4	381. 9	371. 3	1157. 2	7. 5	164	14	327. 1	299. 9	646. 7
40~44歳	12. 6	161	9	406. 5	384. 6	1315. 7	11.6	155	5	492. 8	469. 7	2076. 7	11. 1	162	0	403. 7	403. 7	1394. 8	14. 1	163	17	370. 7	334. 2	928. 3
45~49歳	14. 5	161	11	452. 8	424. 3	1549. 1	13. 8	154	7	574. 3	543. 9	2252. 2	16. 9	161	8	455. 3	432. 3	1773. 5	11. 7	168	18	335. 2	300. 8	572. 8
50~54歳	16. 1	159	6	519. 1	503. 3	2036. 5	12. 6	155	1	691.0	685. 5	3604. 7	19. 0	158	3	485. 6	476. 7	1797. 8	14. 4	165	17	423. 2	387. 3	1054. 0
55~59歳	20. 4	160	4	559. 0	547. 8	2324. 8	20. 3	154	2	671.1	663. 8	3435. 9	22. 0	159	2	558. 4	550. 3	2498. 8	17. 7	169	9	456. 6	436. 3	989. 2
60~64歳	23. 2	161	2	492. 7	483. 1	2179. 2	28. 7	156	4	608. 4	585. 8	3207. 9	25. 5	161	1	536. 1	530. 8	2435. 4	11. 6	165	2	258. 7	258. 3	341. 3
65~69歳	3. 8	168	0	362. 0	362. 0	914. 9	2. 5	150	0	214. 4	214. 4	787. 0	5. 5	188	0	716. 8	716.8	2846. 5	3. 9	170	0	345. 3	345. 3	618. 0
70歳~	4. 3	173	0	427. 2	427. 2	851. 0	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	4. 3	173	0	427. 2	427. 2	851. 0

資料:厚生労働省「平成 25 年賃金構造基本統計調査」

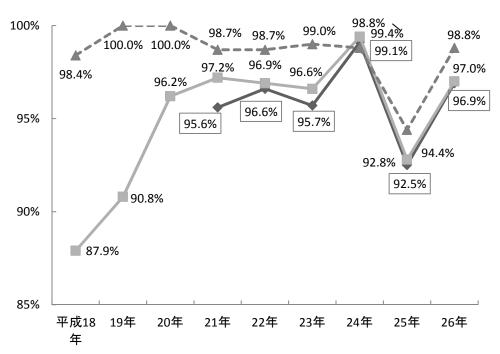
「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

忧、仕去体	10001110						///	<b>走</b> 内ī			<u> </u>	. 73 - 74		130 114			J  0 / 2	- 0 07		٠ <del>٤ 9 。</del>				
		企:	業規模計	(10人以上	)				1, 000,	人以上					100~	999人					10~	99人		
	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額
複合サービス事業	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円	歳	時間	時間	千円	千円	千円
男女計	15. 1	152	9	305. 2	288. 4	946. 9	16. 3	153	20	354. 7	315. 1	930. 7	14. 6	152	5	284. 2	277. 5	973. 6	14. 9	150	4	273. 2	267. 8	753. 5
~19歳	0. 5	144	46	227. 3	177. 7	74. 1	0. 5	144	46	227. 3	177. 7	74. 1	_	_	_	-	-	_	-	_	_	-	_	-
20~24歳	2. 2	155	5	191. 4	185. 4	513. 6	2. 2	153	6	180. 2	173. 4	391. 6	2. 4	156	7	196. 1	189. 2	621. 4	1. 5	152	0	187. 7	187. 7	219. 8
25~29歳	4. 6	151	8	221. 3	209. 2	683. 5	4. 2	155	14	210. 7	189. 4	446. 6	4. 9	149	6	227. 1	218. 8	811. 9	4. 0	157	5	215. 9	210. 1	578. 5
30~34歳	8. 7	151	7	256. 8	246. 1	796. 2	5. 6	148	23	309. 9	273. 3	774. 4	9. 1	152	3	245. 6	240. 7	805. 4	13. 8	142	1	228. 9	227. 7	753. 6
35~39歳	14. 1	151	13	311.6	289. 7	1028. 2	11.6	151	23	338. 4	297. 8	912. 4	15. 2	151	8	302. 4	288. 4	1111.5	15. 3	151	5	262. 4	256. 0	702. 5
40~44歳	17. 3	151	13	330. 6	306. 4	1093. 4	16. 0	152	27	370. 4	318. 6	1017. 9	18. 1	150	4	304. 6	298. 0	1143. 2	20. 5	143	0	330. 7	330. 7	1077. 2
45~49歳	21. 3	154	7	350. 9	336. 1	1136. 5	25. 4	151	17	454. 4	402. 7	1309. 6	20. 1	155	5	323. 5	317. 2	1122. 0	22. 0	153	0	333. 3	333. 3	890. 3
50~54歳	21. 9	155	5	353. 5	344. 2	1049. 1	21. 7	158	14	409. 7	380. 4	1036. 0	21. 4	154	2	327. 7	325. 7	1047. 2	27. 1	153	1	377. 9	376. 1	1113. 5
55~59歳	29. 2	150	12	443. 7	414. 3	1413. 0	32. 3	155	19	492. 1	441.8	1449. 1	26. 5	145	2	405. 4	403. 2	1398. 1	20. 5	151	29	286. 1	238. 8	1186. 4
60~64歳	14. 2	156	9	180.6	167. 8	216. 5	30. 1	157	17	272. 2	242. 2	412. 8	8. 2	158	6	141. 1	134. 7	113. 7	5. 5	120	0	188. 6	188. 6	474. 9
65~69歳	4. 5	158	0	217. 6	217. 6	0. 0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4. 5	158	0	217. 6	217. 6	0. 0
70歳~ サービス業 (他に分類 されないもの)	-	=	=	-	=	-	-	-	=	-	-	-	=	=	=	=	=	-	=	-	=	-	=	-
男 女 計	7. 8	161	8	290. 8	277. 5	857. 9	11. 9	172	10	318. 9	300. 3	948. 2	7. 0	154	9	289. 5	275. 8	878. 0	5. 5	182	3	252. 3	249. 1	611. 5
~19歳	1. 0	178	71	300. 2	201. 0	162. 7	-	-	-	-	-	-	1.0	178	71	300. 2	201. 0	162. 7	-	-	-	-	-	-
20~24歳	1. 5	164	14	229. 8	208. 1	349. 1	0. 5	177	25	257. 6	226. 6	0. 0	1. 7	159	14	227. 9	204. 5	387. 7	1. 5	186	0	217. 1	217. 1	400.0
25~29歳	5. 6	149	0	195. 6	195. 1	630. 8	-	-	-	-	-	-	6. 0	145	0	198. 8	198. 8	671. 0	1. 5	186	5	166. 0	160. 4	250. 0
30~34歳	10. 5	167	10	334. 4	316. 7	1000. 2	10.0	173	14	338. 2	311. 6	1283. 0	11. 0	154	10	385. 6	369. 2	827. 7	10. 5	178	2	240. 8	238. 4	725. 0
35~39歳	9. 1	170	21	288. 5	252. 0	807. 1	5. 5	177	18	328. 8	300. 2	1180. 1	13. 0	163	33	296. 1	239. 0	844. 1	3. 2	181	2			616. 7
40~44歳	13. 0	172	10	348. 3	333. 2	948. 4	16. 5	173	12	403. 6	383. 5	1448. 7	13. 6	167	10	365. 4	350. 6	719. 9	2. 5	182	3	155. 3	152. 3	425. 0
45~49歳	6. 5	183	7	278. 5	269. 4	483. 3	3. 5	177	7	206. 0	198. 1	0. 0	-	-	-	-	-	-	8. 0	186	7	314. 8	305. 1	725. 0
50~54歳	16. 2	177	16	700. 9	665. 4	1240. 2	22. 5	168	25	493. 0	423. 9	1785. 3	13. 0	181	11	804. 9	786. 2	967. 7	-	-	-	-	-	-
55~59歳	7. 2	152	1	301. 7	299. 9	1201.5	16. 8	173	5	338. 2	329. 0	1042. 8	5. 1	147	0	295. 4	294. 9	1245. 4	15. 5	186	0	291. 2	291. 2	900. 0
60~64歳	7. 1	152	1	185. 4	184. 6	645. 9	7. 0	164	2	171. 9	169. 6	100. 0	7. 2	145	0	193. 0	193. 0	953. 2	-	-	-	-	-	-
65~69歳	1. 5	178	0	400.0	400. 0	800. 0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1. 5	178	0	400. 0	400. 0	800. 0
70歳~	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-

資料:厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

## 参考図 2 高年齢者雇用確保措置の実施状況 (滋賀県内、企業規模別)

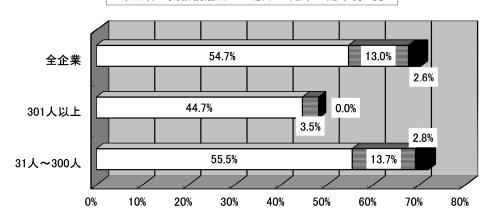
全企業(31人以上) ← 全企業(51人以上) ← ▲ → 301人以上



資料:滋賀労働局「平成26年『高年齢者の雇用状況』」

参考図3 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況(滋賀県内、企業規模別)

□希望者全員継続雇用 ■65歳以上定年 ■定年制の廃止



資料:滋賀労働局「平成26年『高年齢者の雇用状況』」

参考表 6 は、県労働雇用政策課が実施した「労働組合基礎調査」の結果であり、組合数・組合員数は単位労働組合・単一労働組合の組合数・組合員数の合計です。

(注)単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織(支部等)を持たない労働組合をいい、単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織(支部等)を有する労働組合をいいます。

参考表 6-1 県内の労働組合数・組合員数

(各年6月末日現在)

			対前年	増減数	対前年	増減率
区分	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (組合)	組合員数(人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
平成7年(1995年)	784	125, 710	<u> </u>	<b>▲</b> 1, 737	<b>▲</b> 1. 4	
平成8年(1996年)	792	123, 351	8	<b>▲</b> 2, 359	1. 0	<b>1</b> .9
平成9年(1997年)	795	123, 063	3	▲ 288	0. 4	▲ 0.2
平成10年(1998年)	783	121, 460	<b>1</b> 2	<b>1</b> , 603	<b>▲</b> 1.5	<b>▲</b> 1.3
平成11年(1999年)	777	119, 177	<b>A</b> 6	<b>A</b> 2, 283	▲ 0.8	<b>▲</b> 1. 9
平成12年(2000年)	767	116, 287	<b>1</b> 0	<b>1</b> 2, 890	▲ 1.3	<b>▲</b> 2. 4
平成13年(2001年)	766	114, 097	<b>1</b>	<b>1</b> 2, 190	▲ 0.1	<b>▲</b> 1.9
平成14年(2002年)	756	109, 134	<b>1</b> 0	<b>4</b> , 963	▲ 1.3	<b>▲</b> 4. 3
平成15年(2003年)	779	106, 259	23	<b>▲</b> 2, 875	3. 0	<b>▲</b> 2. 6
平成16年(2004年)	763	102, 745	<b>1</b> 6	<b>▲</b> 3, 514	<b>▲</b> 2. 1	▲ 3.3
平成17年(2005年)	734	100, 067	<b>▲</b> 29	<b>▲</b> 2, 678	▲ 3.8	<b>▲</b> 2. 6
平成18年(2006年)	718	100, 176	<b>▲</b> 16	109	▲ 2.2	0. 1
平成19年(2007年)	711	99, 873	<b>A</b> 7	▲ 303	<b>1</b> .0	▲ 0.3
平成20年(2008年)	715	100, 061	4	188	0. 6	0. 2
平成21年(2009年)	743	102, 088	28	2, 027	3. 9	2. 0
平成22年(2010年)	736	102, 131	<b>A</b> 7	43	▲ 0.9	0. 0
平成23年(2011年)	734	101, 010	<b>A</b> 2	<b>▲</b> 1, 121	▲ 0.3	▲ 1.1
平成24年(2012年)	744	101, 360	10	350	1. 4	0. 3
平成25年(2013年)	738	100, 478	<b>A</b> 6	▲ 882	▲ 0.8	▲ 0.9
平成26年(2014年)	735	99, 155	<b>A</b> 3	<b>▲</b> 1, 323	▲ 0.4	<b>▲</b> 1.3

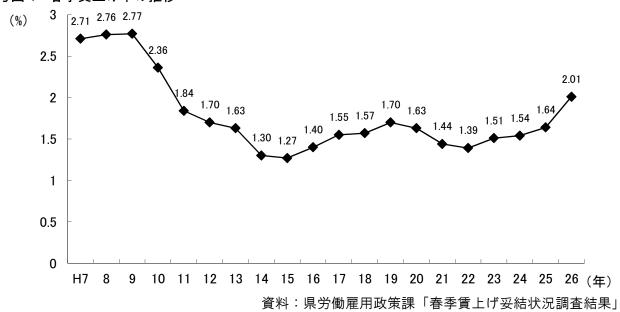
### 参考表 6-2 上部組織への加盟状況

9 7 X V		L HP		, 'V) //H	ヘルし						
				組合	<b>}</b> 数	組合	員数	対前年	増減数	対前年	増減率
上部団体	への加	盟状	況	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数	組合数 (%)	組合員数 (%)
連合	ž	兹	賀	446	60. 7	68, 422	69. 0	5	<b>▲</b> 1, 149	1. 1	▲ 1.7
滋 賀	県	労	連	112	15. 2	8, 545	8. 6	<b>A</b> 6	<b>▲</b> 41	<b>▲</b> 5. 1	▲ 0.5
上記に属	さな	い糸	且合	177	24. 1	22, 188	22. 4	<b>▲</b> 2	<b>▲</b> 133	<b>▲</b> 1. 1	▲ 0.6
合			計	735	100. 0	99, 155	100. 0	<b>A</b> 3	<b>▲</b> 1, 323	▲ 0.4	▲ 1.3

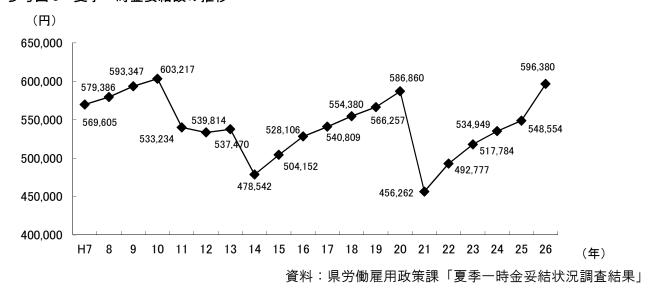
参考表 6-3 産業別労働組合数・組合員数の状況

27公。 在大州为南部日外	組合	<b>数</b>	組合	員数	対前年	増減数	対前年	増減率
業種	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
農 業 , 林 業	3	0. 4	26	0. 0	0	2	0. 0	8. 3
建 設 業	24	3. 3	2, 546	2. 6	1	<b>▲</b> 46	4. 3	<b>▲</b> 1.8
製 造 業	260	35. 4	56, 172	56. 7	<b>1</b>	<b>▲</b> 1, 284	▲ 0.4	▲ 2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	12	1. 6	1, 243	1. 3	0	<b>A</b> 2	0. 0	▲ 0.2
情 報 通 信 業	7	1. 0	518	0. 5	1	460	16. 7	793. 1
運 輸 業 , 郵 便 業	67	9. 1	3, 111	3. 1	<b>4</b> 4	▲ 86	▲ 5.6	<b>▲</b> 2. 7
卸 売 業 ・ 小 売 業	107	14. 6	5, 624	5. 7	0	69	0. 0	1. 2
金融業 保険業	18	2. 4	4, 499	4. 5	0	▲ 108	0. 0	▲ 2.3
学術研究,専門·技術サービス業	7	1. 0	540	0. 5	0	<b>A</b> 3	0. 0	▲ 0.6
宿泊業,飲食サービス業	6	0. 8	225	0. 2	0	<b>A</b> 8	0. 0	▲ 3.4
生活関連サービス業、娯楽業	7	1. 0	1, 400	1. 4	1	6	16. 7	0. 4
教育,学習支援業	49	6. 7	4, 411	4. 4	<b>A</b> 2	▲ 88	▲ 3.9	<b>▲</b> 2. 0
医療,福祉	68	9. 3	4, 902	4. 9	1	186	1. 5	3. 9
複合サービス事業	25	3. 4	3, 890	3. 9	0	<b>▲</b> 52	0. 0	<b>▲</b> 1.3
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	4	0. 5	125	0. 1	0	10	0. 0	8. 7
公務	68	9. 3	9, 875	10. 0	0	▲ 381	0. 0	▲ 3.7
分類 不能の産業	3	0. 4	48	0. 0	0	2	0. 0	4. 3
合計	735	100. 0	99, 155	100. 0	<b>A</b> 3	<b>▲</b> 1, 323	▲ 0.4	<b>▲</b> 1.3

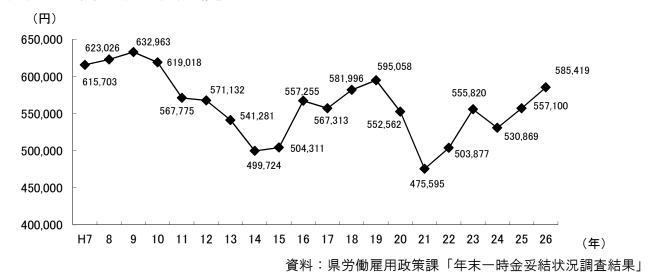
## 参考図4 春季賃上げ率の推移



## 参考図5 夏季一時金妥結額の推移



## 参考図6 年末一時金妥結額の推移



# IV. 資料 (調査票)

## 平成26年 労働条件実態調査への御協力へのお願い

平成 26 年 7 月

平素は本県の労働行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、滋賀県では、民営事業所で雇用されている労働者の方々の労働条件を明らかにすることにより、 雇用管理等の改善と労使関係の安定を図るための基礎資料を作成することを目的に統計法(平成19年 法律第53号)に基づく届出統計として「労働条件実態調査」を実施しております。

本調査の対象事業所として、従業者 10 人以上の事業所から産業別、規模別に無作為で 1,000 社を選びましたところ、本年は貴事業所に調査への御協力をお願いすることとなりました。回答された内容については、統計以外の目的に使用したり、他に漏したりすることは絶対にありませんので、御多忙中のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

- 1. 企業全体ではなく、この調査票の送付先である**貴事業所のみの状況について**ご記入ください。(調査対象が本店となっている場合は、本店のみについてご記入ください。) なお、貴事業所のみで判断できない項目や把握できない項目については、お手数ですが本店等にご確認のうえ回答してください。
- 2. 調査時点は特に断りのない限り平成 26年(2014年)6月30日現在です。
- 3. この調査でいう「制度」とは、労働協約、就業規則等に明示されているものだけでなく、多年にわたる実績があり、現在、慣行として行われているものも含みます。現在の慣行が就業規則等に明示されているものと異なっている場合には、現在の慣行の方についてご記入ください。
- 4. 回答につきましては、**別添の回答用紙にご記入ください**。ご記入いただきましたら、 **7月31日 (木) までに同封の返信用封筒 (切手不要) に入れて投函**願います。
- 5. 事業所を閉鎖されたり、休業中の場合は、お手数ですがご連絡願います。

お問い合わせ先 滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

労政福祉担当:中川

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL: 077-528-3751

※調査結果は平成 27 年 2 月に県庁ホームページに掲載して公表する予定です。また、冊子の作成 も行いますので、ご希望される場合は、回答用紙の所定の欄に〇印をつけてください。

### 【基本事項】

設問 0 1. 貴事業所の事業内容は何ですか。

※企業全体ではなくこの調査票をお送りしている事業所の事業内容を記入してください。
※2つ以上該当する場合は、主たる業務を一つだけ選んでください。

### 《事業内容》

- 1. 建設業
- 2. 製造業
- 3. 運輸業(倉庫業など、運輸に付帯するサービス業を含む)・通信業
- 4. 卸売・小売業
- 5. 金融·保険業
- 6. 飲食店、宿泊業
- 7. 医療、福祉
- 8. 教育、学習支援業
- 9. サービス業 (駐車場業、娯楽業、自動車整備業、廃棄物処理業、宗教を含む)

設問 0 2. 貴事業所の正規社員・正規職員、非正規社員・非正規職員および派遣労働者はそれぞれ何人ですか。回答用紙の所定欄にご記入ください。該当する方がいない場合は 0 を記入してください。

- ※企業全体ではなく、この調査票をお送りしている事業所について回答してください。
- ※非正規社員・非正規職員とは、「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」「臨時社員」など呼び方は異なっても、正規社員・正規職員としてあてはまらない場合に該当します。なお、「派遣労働者」は除いてください。

#### 《労働者数》

	正規社員・正規職員数	非正規社員・非正規職員数	派遣労働者数
男性	Α.		Α
女性	<b>人</b>		人
合計	Α	Α	人

- 設問03. 貴事業所において係長以上の管理職はそれぞれ何人ですか。回答用紙の所定欄にご記入ください。該当する方がいない場合は0を記入してください。
- ※管理職には企業の組織形態の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等 と呼ばれている役職を含みます。
- ※部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、どの役職に該当するか適宜判断してください。

#### 《管理職者数》

	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職
男性	人	人	,	人
女性	人	人	<b>人</b>	人
合計	人	人	人	人

## 559

## 【労働組合】

設問 0 4. 貴事業所には、労働組合がありますか。

《労働組合が》

1. ある →設問05へ

2. ない →設問06へ

### ※ 設問04で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問05. 労働組合には、正規社員・職員以外の従業員も加入していますか。

《正規社員・職員以外の従業員も》

1. 加入している

2. 加入していない

### 【休日・休暇制度】

※休日・休暇制度については、正規社員・職員を対象とします。正規社員・職員がおられない事業所についてはこの項目は記入不要です。→設問11へ

設問06. 貴事業所の就業規則等による週休制は、どのような形態ですか。

《週休制の形態》

- 1. 週休1日制
- 2. 週休1日半制
- 3. 完全週休2日制
- 4. その他の週休2日制(月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制)
- 5. その他(月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いもの)

### 設問07. 貴事業所の年間休日総数は何日ですか。

%就業規則等で年間休日総数を定めていない場合には、最も多くの正規社員・職員に適用されている休日数を選んでください。

### 《年間休日総数》

1	2	3	4	5	6	7	8
69 日以下	70~79 日	80~89 日	90~99 日	100~109日	110~119日	120~129日	130 日以上

設問08. 貴事業所の最近1年間の年次有給休暇の付与および取得状況について、正規社員・職員1人 当たりの平均日数を回答用紙の所定欄に記入してください。

- ※「最近 1 年間」とは、年休を付与する区切りとしている期間(年休年度)で、平成 26 年 6 月 30 日までに終了したものとします。
- ※「平均付与日数」は当該年度内に新たに付与された年次有給休暇の日数の平均です(繰越日数は除く)。
- ※「平均取得日数」は実際に取得した年次有給休暇の日数の平均です。
- ※年度の途中で入・退社された方は除いてください。
- ※小数点以下第1位を四捨五入してください。

' 1 左	E間の:	年次有語	給休	:段》

平均付与日数	平均取得日数		
(繰越分を除く)	日		日

設問09. 貴事業所では、年次有給休暇を時間単位もしくは半日単位で取得する制度がありますか。

### 《年次有給休暇の取得単位》

- 1. 時間単位の取得を認めている
- 2. 半日単位の取得を認めている
- 3. 時間単位・半日単位の両方の取得を認めている
- 4. いずれも認めていない

設問10. 貴事業所の就業規則等で定められている、年次有給休暇以外の有給休暇制度をすべて選んでください。また、「8. その他」を選んだ場合は休暇名を記入してください。

### 《その他の休暇制度(複数回答)》

1. リフレッシュ休暇 6. 学校等行事休暇

 2. ボランティア休暇
 7. 妻が出産した場合の夫の休暇

 3. メモリアル休暇
 8. その他(

 3. クモリアルド吸
 3. その他

 4. 夏季休暇
 9. 特にない

5. 教育訓練休暇

- ※「リフレッシュ休暇」とは、職業生活の節目に労働者のリフレッシュを目的として勤続年数など一定の要件に合致する労働者に付与する有給の連続休暇をいいます。
- ※「ボランティア休暇」とは、各種の社会貢献活動を行う労働者に付与する有給の休暇をいいます。
- ※「メモリアル休暇」とは、本人の誕生日や結婚記念日など記念になる日に付与する有給の休暇をいいます。
- ※「夏季休暇」とは、一般的に7~9月の夏季の期間に与えられる有給の休暇をいいます。
- ※「教育訓練休暇」とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に与えられる有給の休暇をいいます。
- ※「学校等行事休暇」とは、労働者の子の在籍する学校等が実施する行事(入学式など)であって、その子に係るものに 出席する場合に与えられる休暇をいいます。

### 【労働時間】

設問11. 貴事業所では労働時間短縮のための取組みを実施していますか。該当する番号をすべて選んでください。

《労働時間短縮のための取組み(複数回答)》

- 1. 所定内労働時間の短縮
- 2. 所定外労働時間の削減
- 3. 週休制の改善
- 4. 年次有給休暇の付与日数の増加
- 5. 年次有給休暇の計画的付与の実施

- 6. 変形労働時間制の導入・活用
- 7. 連続休暇制度の導入・拡大
- 8. ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定
- 9. その他
- 10. いずれも実施していない

設問 1 2. 貴事業所では、労働時間、休日および年次有給休暇等の課題について、労使の話し合いの機会には、労働時間等設定改善委員会の設置、プロジェクトチームの組織化、労働組合との定期協議の実施、労使懇話会の開催等も含めるものとします。

《労使の話し合いの機会を》

1. 設けている

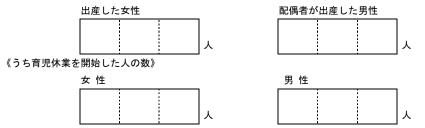
2. 設けていない

### 【育児・介護休業制度】

※育児・介護休業制度については、特に断りのない限り正規社員・職員と非正規社員・職員を含めた従業員について回答してください。

設問13. 貴事業所において、過去2年間(平成24年4月1日~平成26年3月31日)に従業員(正規社員・職員および非正規社員・職員)またはその配偶者で出産された人がいましたか。過去2年間に出産した女性、または配偶者が出産した男性の数を回答用紙に記入してください。また、そのうち平成26年6月30日までに育児休業を開始した人の数を男女別に回答用紙に記入してください。なお、該当する方がいない場合は、0を記入してください。

《出産者数 (または配偶者が出産した人の数)》



設問14. 貴事業所では就業規則等に、育児休業制度の定めがありますか。

《育児休業制度の定めが》

1. ある

2. ない

設問15. その他育児のために就業規則等により定めている制度がありますか。正規社員・職員および 非正規社員・職員のそれぞれについて、該当する番号をすべて選んでください。

### 《その他育児のための制度(複数回答)》

	正規社員 ・職員	非正規社 員・職員
育児のための短時間勤務制度	1	1
所定外労働の免除	2	2
育児のためのフレックスタイム制	3	3
始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	4	4
事業所内託児施設	5	5
休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	6	6
育児休業中または復帰前後の講習等の実施	7	7
育児休業中の給与等の全部または一部を支給	8	8
育児休業期間中の生活資金等の貸付制度	9	9
その他	10	10
特にない	11	11

「1」~「5」のいずれかに 該当する場合は設問 1 6 へ 「1」~「5」のいずれにも 該当しない場合は設問 1 7 へ

### ※ 設問15で「1」~「5」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。

設問 1 6. 設問 1 5 の「1」~「5」の制度を利用できる期間はいつまでとされていますか。該当する制度ごとに番号を選んでください。

4歳など、3歳と小学校就学との 間にしている場合

### 《制度の最長取得期間》

《则及以取及以时别间》						
	満 1 歳	満1歳を	満 3 歳	満3歳を超え小学	小学校就学	左記を超
	に達す	超え満 3	に達す	校就学前の一定年	の始期に達	える期間
	るまで	歳未満	るまで	齢に達するまで	するまで	んる期间
短時間勤務制度	1	2	3	4	5	6
所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6
フレックスタイム制	1	2	3	4	5	6
始業・終業時刻の	1	2	3	4	5	6
繰上げ、繰下げ	'	2	3	4	5	0
事業所内託児施設	1	2	3	4	5	6

### 設問17. 貴事業所では就業規則等に子の看護休暇制度の定めがありますか。

※「子の看護休暇」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して、負傷や疾病にかかった子どもを世話するために与えられる休暇で、労働基準法による年次有給休暇とは別のものです。

#### 《子の看護休暇制度が》

1. ある →**設問18へ**2.

ない →設問19へ

### ※設問17で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問18.子の看護休暇を1年間に利用できる日数は従業員1人につき最大で何日ですか。子どもが1 人の場合および2人以上の場合のそれぞれについて該当する番号を選んでください。

### 《最大利用可能日数》

	1~4日	5日	6~9日	10 日	11 日以上	上限なし
子どもが1人の場合	1	2	3	4	5	6
子どもが2人以上の場合	1	2	3	4	5	6

設問19. 貴事業所では就業規則等により、介護休業制度の定めがありますか。

### 《介護休業制度の定めが》

1. ある

2. ない

設問20.過去2年間(平成24年4月1日~平成26年3月31日)の介護休業制度の利用状況はどうでしたか。現在事業所に規定がなく、従業員からの申し出により育児・介護休業法に基づき介護 休業を取得させている事業所もお答えください。

### 《介護休業制度の利用実績》

1. 利用実績なし

3. 男性のみ利用実績あり

2. 女性のみ利用実績あり

4. 男女とも利用実績あり

設問21. その他介護のために就業規則等により定めている制度がありますか。該当する番号をすべて 選んでください。

### 《その他介護のための制度(複数回答)》

- 1. 介護のための短時間勤務制度
- 2. 介護のためのフレックスタイム制
- 3. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- 4. 介護要員の派遣・あっせん
- 5. 介護費用の貸付・補助

- 6. 介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供
- 7. 介護に関する情報提供・相談
- 8. 介護休業中の生活資金等の貸付制度
- 9. その他
- 10. 特にない

設問22. 貴事業所では、妊娠、出産もしくは育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度はありますか。制度がある場合は、該当する番号をすべて選んでください。

### 《再雇用制度(複数回答)》

- 1. 正規社員・職員として退職したものを正規社員・職員として再雇用
- 2. 正規社員・職員として退職したものを非正規社員・職員として再雇用
- 3. 非正規社員・職員として退職したものを正規社員・職員として再雇用
- 4. 非正規社員・職員として退職したものを非正規社員・職員として再雇用
- 5. 再雇用制度はない

## 【女性が活躍するための取組み (ポジティブ・アクション)】

設問23. 貴事業所では、女性従業員の配置についてどのような方針をお持ちですか。

#### 《女性従業員の配置方針》

- 1. 男女の別なく能力、適正、希望などに応じて配置をする
- 2. 定型的な業務や補助的な業務を中心に配置する
- 3. 女性の特質や感性を生かせる職場を中心に配置する
- 4. その他
- 5. 特にない

設問24. 貴事業所において、女性が活躍するための取組み(ポジティブ・アクション)としてどのような取組みが必要だと考えていますか。また、実施している取組みはありますか。該当する番号をすべて選んでください。

《女性が活躍するための取組み(複数回答)》

	必要だと	実施	l
	考えている	している	i
女性の継続就業に関する支援	1	1	l
ワーク・ライフ・バランス (仕事と家庭の調和) を促進させる取組み	2	2	l
女性のモチベーションや職業意識を高めるための研修などの実施	3	3	l
女性従業員の割合が低い職務への積極的登用・採用	4	4	l
スキルアップの機会を男女同様に与えること	5	5	l
女性管理職に関する数値目標の設定	6	6	i
メンター制度の導入およびロールモデルの育成	7	7	i
セクシュアルハラスメント防止など職場環境の整備	8	8	l
女性の活躍の必要性についての理解促進	9	9	ı
性別に左右されない公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築	10	10	_
職種に必要とする要件の緩和	11	11	l
転勤時の配慮	12	12	ı
その他	13	13	l
特にない	14	14	ı

- ※「メンター制度」とは、経験豊かな先輩社員(メンター)が後輩社員と双方向の対話を通じて後輩社員の キャリア形成上の課題解決や悩みの解消を援助して個人の成長をサポートする制度のことです。
- ※「ロールモデル」とは、豊富な職務経験を持ち、女性が将来のビジョンを描くために行動の規範・模範となる人材のことです。

「実施している」で「1」~「13」のいずれかに該当がある場合は設問25へ 「実施している」で「14」を選んだ場合は設問26へ

### ※ 設問24で「実施している」の「1」~「13」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。

設問25. 女性が活躍するための取組み(ポジティブ・アクション)の効果について、以下から、あてはまると思うものをすべて選んでください。

#### 《女性が活躍するための取組みの効果(複数回答)》

- 1. 男女ともに職務遂行能力によって評価されるという意識が高まった
- 2. 男性が女性を対等な存在として見るようになった
- 3. 男女従業員の能力発揮により、生産性向上や競争力強化につながった
- 4. 顧客や取引先からの評判がよい
- 5. 採用にあたって、優秀な人材を確保できた
- 6. 女性の管理職の人数が増えた
- 7. 女性の勤続年数が伸びた
- 8. 女性の従業員数が増えた
- 9. その他
- 10. いまのところ、目立った成果は出ていない

### ※ 設問24で「実施している」の「14」を選んだ事業所のみ回答してください。

設問26. 女性が活躍するための取組み(ポジティブ・アクション)が進んでいない理由としてあてはまるものをすべて選んでください。

### 《女性が活躍するための取組みが進まない理由》

- 1. 女性の勤続年数が短い
- 2. 家事、育児、介護等の家族的責任を考慮し、配置や時間外労働等に制約がある
- 3. 女性に時間外労働や深夜に及ぶ業務をさせにくい
- 4. 女性自身が昇進・昇格を望まない、または仕事に対して消極的である
- 5. 女性が活躍するための取組みの具体的な手法がわからない
- 6. 管理職の日常の業務が忙しく対応する余裕がない
- 7. 男性管理職の認識、理解が不十分である
- 8. 男性従業員の認識、理解が不十分である
- 9. 女性が少ない、いない
- 10. 自社にとってメリットがない
- 11. その他

設問27. 貴事業所の女性の管理職登用はどのような状況ですか。

### 《女性の管理職登用の状況》

2. ある程度進んでいる

3. あまり進んでいない → 設問28へ

4. 進んでいない

### ※ 設問27で「3」または「4」を選んだ事業所のみ回答してください。

設問28.女性の管理職登用が進まない理由としてあてはまるものをすべて選んでください。

#### 《女性の管理職登用が進まない理由》

- 1. 必要な知識、経験、判断力等を有する女性がいない
- 2. 現在役職に就くための在籍年数を満たしている女性がいない
- 3. 勤続年数が短く、役職者になるまでに退職してしまう
- 4. 時間外労働が多い、または深夜業がある
- 5. 全国転勤がある
- 6. 家庭責任を多く負っているため、責任のある仕事に就けられない
- 7. 仕事がハードなので女性には無理がある
- 8. 女性自身が管理職となることを希望しない
- 9. 女性が少ない、いない
- 10. 従業員が少なく、性別に関係なく管理職のポストが少ない
- 11. その他

## 【多様な働き方】

設問29. 貴事業所では雇用形態を転換する制度がありますか。非正規社員・職員から正規社員・職員 への転換および正規社員・職員から非正規社員・職員への転換それぞれについて、該当する番号 を選んでください。

### 《雇用形態の転換制度》

	制度があり、	制度はあるが、	制度はないが、	制度も実際例も
	実際例もある	実際例はない	実際例はある	ない
非正規社員・職員から	1	2	2	4
正規社員・職員へ	ı	2	3	4
正規社員・職員から	1	2	2	4
非正規社員・職員へ	ı	2	3	4

## 【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)経営】

設問30. 貴事業所において、対応すべき経営課題として認識しているものは何ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。

### 《対応すべき経営課題(複数回答)》

- 1. 仕事の生産性が低い
- 2. 優秀な人材の確保が困難である
- 3. 従業員の定着率が低い
- 4. 従業員がイキイキとしていない
- 5. 従業員の心身の健康
- 6. 出産・育児を機に女性従業員が退職してしまう
- 7. 介護のために従業員が退職してしまう
- 8. 従業員のニーズに合った労働時間制度が整備されていない
- 9. 過重労働が常態化している
- 10. 在宅勤務などの柔軟な働き方、多様な人材に対応できない
- 11. その他
- 12. 特にない

設問31. 貴事業所では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関してどのような取組みを実施していますか。また、現在は実施していないが今後実施したい取組みはありますか。それぞれについて、あてはまる番号をすべて選んでください。

#### 《ワーク・ライフ・バランスに関する取組み(複数回答)》

		現在は実施して
	実施している	いないが今後、
		実施したい
労働時間削減の取組み	1	1
年次有給休暇取得推進	2	2
従業員の心身の健康支援	3	3
従業員の自己啓発支援	4	4
出産・育児支援	5	5
介護支援	6	6
在宅勤務などの多様な働き方支援	7	7
従業員の地域活動支援	8	8
家族への職場紹介・参加等	9	9
その他	10	10
特にない	11	11

「実施している」の「1」 ~「10」のいずれかに該当 する場合は設問32へ

「実施している」で「11」 を選んだ場合は設問33 ※ 設問31で「実施している」の「1」~「10」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。

設問32. ワーク・ライフ・バランスに関する取組みは、貴事業所の経営に関してどのような効果がありましたか。あてはまる番号をすべて選んでください。

### 《ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果 (複数回答)》

1. 仕事の生産性が向上した

・世事の工度ほが向工し

2. コストが削減できた 3. 会社のイメージが向上した

4. 従業員の仕事への意欲が向上した

5. 会社に対する満足度が向上した

6. 従業員の心身の健康が向上した

7. 従業員の時間管理能力が向上した

8. 女性従業員の定着率を高めた

9. 男性従業員の定着率を高めた

10. 従業員の採用に効果があった

11. その他

12. 特にない

## 【メンタルヘルスケア(心の健康対策)】

※メンタルヘルスケア(心の健康対策)については、正規社員・職員と非正規社員・職員を含めた従業員について回答してください。

設問33. 貴事業所では従業員に対してメンタルヘルスケアを実施していますか。

《メンタルヘルスケア(心の健康対策)を》

- 1. 実施している → 設問34へ
- 2. 実施していない → 以下の設問の回答は不要です。お忙しい中ご協力いただきありがとう ございました。

### ※ 設問33で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問34. どのような方法でメンタルヘルスケア(心の健康対策)を実施していますか。該当する番号をすべて選んでください。

《メンタルヘルスケア(心の健康対策)の実施方法(複数回答)》

- 1. 専門家によるカウンセリング
- 2. 定期健康診断における問診
- 3. 職場環境の改善
- 4. 従業員に対する教育研修、情報提供
- 5. 従業員が日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供
- 6. 事業所内の産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する教育研修、情報提供
- 7. その他

設問は以上です。お忙しいなかご協力ありがとうございました。

秘	平成26年労働条件実態調査(回答用紙) No.[				
事業					
所在地	Ŧ	資本金	万円		
		従業員数合計 (本社・支社など含む)	人		
担当者 所属•氏	:名	冊子の送付を 場合はこの欄(			
電話番	号 ( )	記入ください	⇒		
あらかじめ それ以外の	番号が記入されている箇所については、該当する番号に○を 節所については該当する番号または実数を記入願います。	してください。			
<u>設問01</u>	事業内容は				
<u>設問02</u>	正規社員・職員数非正規社員・職員数	派遣労働者数			
男性 女性		<u> </u>			
合計					
<u>設問03</u>	役員 部長相当職	課長相当職	係長相当職		
男性	<u> </u>	<u> </u>	٨,		
女性 合計					
設問04	労働組合が				
設問05	正規社員・職員以外の従業員も				
<u>設問06</u>	週休制の形態				
<u>設問07</u>	年間休日総数				
<u>設問08</u>	1年間の年次有給休暇 平均付与日数 (繰越分を除く)	Ħ			
	平均取得日数	Ħ			
<u>設問09</u>	年次有給休暇の取得単位				
<u>設問10</u>	その他の休暇制度(複数回答)	1 2 3 4 5 6	7 8 9		
	その他	. (	)		
<u>設問11</u>	労働時間短縮のための取組み(複数回答)	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10		
<u>設問12</u>	労使間の話し合いの機会				
<u>設問13</u>		出産した女性 配偶	者が出産した男性		
	出産者数(または配偶者が出産した人の数)	女性 男性	٨		
	うち育休を開始した人の数	A A	J		

<u>設問14</u>	育児休業制度の定めが
<u>設問15</u>	その他育児のための制度(複数回答)
	正規社員・正規職員 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
	非正規社員・非正規職員 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
<u>設問16</u>	制度の最長取得期間
	短時間 所定外労 フレックス 始業・終業時刻の 事業所内 動務制度 働の免除 タイム制 繰上げ、繰下げ 託児施設
<u>設問17</u>	子の看護休暇制度が
<u>設問18</u>	最大利用可能日数 子どもが1人 子どもが2人以上
<u>設問19</u>	介護休業制度の定めが
<u>設問20</u>	介護休業制度の利用実績
<u>設問21</u>	その他介護のための制度(複数回答) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
<u>設問22</u>	再雇用制度(複数回答) 1 2 3 4 5
<u>設問23</u>	女性従業員の配置方針
<u>設問24</u>	女性が活躍する ための取組み     必要である 1     2     3     4     5     6     7     8     9     10     11     12     13     14
	(複数回答) 実施している 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14
<u>設問25</u>	女性が活躍するための取組みの効果(複数回答) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
<u>設問26</u>	女性が活躍するための取組みが進まない理由 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 (複数回答)
<u>設問27</u>	女性の管理職登用の状況
<u>設問28</u>	女性の管理職登用が進まない理由(複数回答) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
<u>設問29</u>	雇用形態の転換制度 非正規から正規 正規から非正規
<u>設問30</u>	対応すべき課題(複数回答) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
<u>設問31</u>	ワーク・ライフ・バランス に関する取組み 実施している 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
	(複数回答) 今後、実施したい 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
<u>設問32</u>	ワーク・ライフ・バランスに関する 取組みの効果(複数回答) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
<u>設問33</u>	メンタルヘルスケアを
<u>設問34</u>	メンタルヘルスケアの実施方法(複数回答) 1 2 3 4 5 6 7
	シントがし ハレニス ごわ もたいただきをりがレラございました

※お忙しいところご協力をいただきありがとうございました

## 平成26年版 滋賀県の労働条件

(平成26年労働条件実態調査結果報告書)
 平成27年2月
 発行 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
 TEL 077-528-3751
 e-mail fe00@pref. shiga. lg. jp

印刷 株式会社ヒコハン

この印刷物は古紙パルプを配合しています。



母なる湖·琵琶湖。 ——あずかっているのは、滋賀県です。